

新型コロナウイルス感染症対策に関連して国際課から参考送付した事務連絡一覧
(令和3年9月24日時点)

発出日	文書タイトル	発出先	概要
2020年2月28日	新型コロナウイルス感染症対策のための外国人学校等における対応について	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	一斉臨時休業の通知 (初・中・高文書)元文科初第1585号 令2年2月28日 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)
2020年3月24日	新型コロナウイルス感染症対策に関する教育活動の再開等のためのガイドラインについて(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校再開に向けた通知(学校再開ガイドライン、臨時休業ガイドライン) 専門家会合を受け、具体的な検討基準を示したもの (初・中・高文書)元文科初第1780号 令2年3月24日 令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について(通知)
2020年4月2日	新型コロナウイルス感染症対策に関する教育活動の再開等のためのガイドラインについて(追加参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	臨時休業ガイドラインの改訂 専門家会合を受け、具体的な検討基準を示したもの (初・中・高文書)2文科初第3号 令2年4月1日 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(通知)
2020年4月8日	「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(追加参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	臨時休業ガイドラインの改訂 緊急事態宣言を受け、対象区域における考え方を示したもの (初・中・高文書)2文科初第57号 令2年4月7日 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(通知)
2020年4月20日	「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について(追加参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	臨時休業ガイドラインの改訂 緊急事態宣言が全都道府県になったことを受け、施設の使用制限要請がなかった場合の対応を追加 (初・中・高文書)2文科初第137号 令2年4月17日 「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の変更について(通知)
2020年5月1日	新型コロナウイルス感染症対策に関する教育活動の再開等のためのガイドラインを補足する工夫について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	両ガイドラインを補足する学校運営上の工夫 分散登校、距離を確保した座席配置等 (初・中・高文書)2文科初第222号 令2年5月1日 新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について(通知)
2020年5月22日	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校を再開していくにあたり、児童生徒教職員の感染リスクを低減するための衛生管理マニュアルの通知 (初・中・高文書)学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22Ver.1)
2020年6月4日	学校における消毒の方法等について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	衛生管理マニュアルに追加される学校における消毒方法の最新情報について通知 日常の消毒方法、感染者発生時の消毒方法、消毒薬品の取り扱い等 (初・中・高文書)事務連絡 令2年6月4日 学校における消毒の方法等について
2020年6月17日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	6/16時点の最新情報に基づき、衛生管理マニュアルを改訂 (初・中・高文書)事務連絡 令2年6月16日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
2020年8月11日	小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等、並びに「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校教育活動再開にあたり学校関係者の感染事例が見られるようになってきたため、その事例を集計・分析し、今後の対策についてまとめたもの (初・中・高文書)2文科初第700号 令2年8月6日 小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知) 8/6時点の最新情報をもとに衛生管理マニュアルを改訂したことを通知 (初・中・高文書)事務連絡 令2年8月6日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
2020年8月21日	小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について【英語版】(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校教育活動再開にあたり学校関係者の感染事例が見られるようになってきたため、その事例を集計・分析し、今後の対策についてまとめたもの (初・中・高文書)2文科初第700号 令2年8月6日 小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知)【英語版】
2020年9月4日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	9/3時点の最新情報をもとに衛生管理マニュアルを改訂したことを通知 (初・中・高文書)事務連絡 令2年9月3日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
2020年12月3日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	12/3時点の最新情報をもとに衛生管理マニュアルを改訂したことを通知 (初・中・高文書)事務連絡 令2年12月3日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について
2020年12月9日	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	11月以降、学校における合唱活動等に関係した集団感染が複数発生したことを踏まえ、合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症の対策についてまとめたもの (初・文・文書)2文科初第1327号 令2年12月8日 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(令和2年12月8日通知)
2021年1月5日	小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	(初・文・文書)2文科初第1445号 令3年1月5日 小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

発出日	文書タイトル	発出先	概要
2021年1月8日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の発出を踏まえ、各学校において留意頂きたい事項を整理した通知 (初・文・ス文書)2文科初第1462号 令和3年1月8日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)
2021年1月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の対象地域拡大に伴い、改めて各学校において留意頂きたい事項に関して注意喚起する通知 (初・文・ス文書)2文科初第1493号 令和3年1月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域拡大を踏まえた、小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)
2021年2月9日	「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(令和3年1月8日通知)」の概要の複数言語翻訳版の送付について	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	「学校教育活動を継続するためのチェックリスト」を含め、2021年1月8日に発出された通知の概要を多言語翻訳した資料の送付 (初・文・ス文書)2文科初第1462号 令和3年1月8日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)
2021年2月19日	在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	在留外国人が自国の伝統や風習に基づき行うお祭り等を実施するにあたっての留意点について周知するための通知の送付 (事務連絡)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 令和3年2月19日 在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(第4報)
2021年2月22日	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められることを見込んで「持続的な学校運営のためのガイドライン」を改訂したことに係る通知 (初・教・高・ス・文書)2文科初第1769号 新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について(通知)
2021年3月11日	在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の各国言語による周知について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	2021年2月19日に発出した「在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」について、一部箇所を18か国語に多言語翻訳した資料を送付
2021年4月16日	学校の水泳授業における感染症対策について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	水泳授業の実施にあたって、感染リスクへの対策について示した事務連絡 (事務連絡)スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課 令和3年4月9日 学校の水泳授業における感染症対策について
2021年4月21日	在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	在留外国人が自国の伝統や風習に基づき行うお祭り等を実施するにあたっての留意点について周知するための通知の送付 (事務連絡)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 令和3年4月21日 在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(第5報)
2021年4月28日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」の改訂について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果の更新、変異株に係る知見及び対策等を追記したものを通知 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年4月28日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」の改訂について
2021年5月10日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の期間の延長及びまん延防止等重点措置の公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月7日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年5月14日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」(2021.4.28 Ver.6)の一部追記について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校衛生管理マニュアルについて、亜塩素酸水の扱いを追記した旨を通知 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月14日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」(2021.4.28 Ver.6)の一部追記について
2021年5月18日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の期間の延長及びまん延防止等重点措置の公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月14日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年5月28日	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」(2021.4.28 Ver.6)の一部修正について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校衛生管理マニュアルについて、亜塩素酸水の扱いの記載内容を一部修正・加筆した旨を通知 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月28日 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」(2021.4.28 Ver.6)の一部修正について
2021年5月31日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言の及びまん延防止等重点措置期間の延長公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年5月28日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

発出日	文書タイトル	発出先	概要
2021年6月1日	本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	ミャンマーにおけるクーデターに対する抗議デモの活発化、及び国軍の発砲等による一般市民の死・負傷事案の発生等、本国情勢が不透明な状況であることを踏まえた、当面の間の緊急避難措置についての周知。 (事務連絡) 出入国在留管理庁在留管理支援部 令和3年5月28日 本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置について(情報提供)
2021年6月9日	新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について(周知)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	ワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図っていくため、新型コロナワクチンの職域接種について、専用WEB入力フォームを通じた申請受付が6月8日から開始された旨の事務連絡。 (事務連絡) 高等教育局高等教育企画課 令和3年6月8日 教職員や学生等を中心に大学等が主体となって実施する新型コロナワクチンの職域接種の申請手順等について(周知)
2021年6月11日	厚生労働省「職域接種会場申請サイト」の仕様変更について(周知)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	6月9日より、申請サイトの仕様が変更となり、接種対象が1000人以上でなければ、申請ができないようになった旨を周知する事務連絡。
2021年6月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	特定区域のまん延防止等重点措置の終了を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年6月11日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年6月18日	専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(いわゆる「外国人学校」)における抗原検査簡易キット配布希望の調査について	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	幼稚園・小学校・中学校に相当する課程を除く外国人学校におけるキットの配布希望について、調査を実施する旨の事務連絡。
2021年6月18日	感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校において感染者が発生した際の、保健所や検査機関に対する協力依頼についての事務連絡 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年6月17日 感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について
2021年6月21日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	特定区域のまん延防止等重点措置の終了を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年6月11日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年6月22日	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	生徒に対する新型コロナワクチンの接種について、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種により実施することについての考え方及び留意点等について周知する事務連絡。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 / 厚生労働省健康局健康課予防接種室 令和3年6月22日 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について
2021年6月29日	医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原検査のガイドライン等について	各都道府県各種学校所管課 各国在日本大使館 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会	幼稚園・小学校・中学校に相当する課程を除く外国人学校における抗原検査簡易キットの手引きにおいて、追ってお知らせするとしていた教材について、周知する事務連絡。
2021年7月7日	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための健康観察アプリについて(周知)	各都道府県各種学校所管課 各国在日本大使館 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会	幼稚園・小学校・中学校に相当する課程を除く外国人学校における抗原検査簡易キットの手引きにおいて、追ってお知らせするとしていた健康観察アプリについて、周知する事務連絡。
2021年7月12日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の追加と期間延長公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年7月9日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年7月12日	小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校が夏季休業を迎えるにあたり、学校において留意すべき事項について周知するための通知。 (事務連絡) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年7月9日 小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

発出日	文書タイトル	発出先	概要
2021年7月29日	在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	在留外国人が自国の伝統や風習に基づき行うお祭り等を実施するにあたっての留意点について周知するための通知。 (事務連絡)内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 令和3年7月29日 在留外国人のお祭り等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(第6報)
2021年8月2日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の追加と期間延長公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年7月30日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年8月6日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されたことを周知するための事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年8月5日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年8月17日	職場における積極的な検査の促進について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校、職場、保育園等において、体調が少しでも悪い場合には気軽に抗原定性検査やPCR検査を受けられるよう促すなど、職場における積極的な検査の推進についての事務連絡。 (事務連絡)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部/内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 令和3年8月13日 職場における積極的な検査の促進について
2021年8月18日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の追加と期間延長公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年8月17日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年8月20日	小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	小学校、中学校及び高等学校等において新学期を迎えるに当たり、学校において留意すべき事項を踏まえ学校内での感染拡大防止に向けて警戒を依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年8月20日 小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について
2021年8月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の追加と期間延長公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼及び小4以上への抗原検査キットの活用に関する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年8月25日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年8月26日	専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(いわゆる「外国人学校」)における抗原簡易キットの配送先について(依頼)	各都道府県各種学校所管課	(事務連絡)文部科学省大臣官房国際課/文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課/厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 令和3年8月26日 専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(いわゆる「外国人学校」)における抗原簡易キットの配送先について(依頼)
2021年8月30日	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方についての事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年8月27日 学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について
2021年9月1日	小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について(依頼)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	比較的感染リスクの高い事務所・作業所、寮、大学、空港島の場所を中心に、幅広くPCR検査等(モニタリング検査)を実施する旨の事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課/内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 令和3年9月1日 小学校、中学校における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について(依頼)
2021年9月2日	専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(いわゆる「外国人学校」)における抗原簡易キットの追加配布について(依頼)	各都道府県各種学校所管課	(事務連絡)文部科学省大臣官房国際課/文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課/内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 令和3年9月2日 専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(いわゆる「外国人学校」)における抗原簡易キットの追加配布について(依頼)

発出日	文書タイトル	発出先	概要
2021年9月13日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の追加と期間延長公示を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策の徹底を改めて依頼する事務連絡。 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課/厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 令和3年9月9日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
2021年9月22日	新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について(参考送付)	各都道府県各種学校所管課 日本インターナショナルスクール協議会 在日ブラジル学校協議会 フランス大使館文化部	新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方における学校の取り扱い方を周知する事務連絡 (事務連絡)文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 令和3年9月22日 新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について(周知)

令和3年8月6日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（参考送付）

このたび、内閣総理大臣より、令和3年8月8日から8月31日までを期間として、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県が、「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とされることとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

変更後の対処方針における学校の取扱いについては、別添資料のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年7月30日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）によりお知らせした内容から変更はありません。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室長 松原
人物交流専門官 小野
外国人教育政策係 手塚、氏師
Tel : 03-5253-4111（内線 3222）
Fax : 03-5253-3669,
E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

August 6, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of a state of emergency and the other measures

Fukushima, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Shizuoka, Aichi, Shiga and Kumamoto Prefectures will be designated by the Prime Minister as the areas where the Priority preventative measures should be taken during the period from August 8 until August 31.

In accordance with the above, the Basic Policies for Novel Coronavirus Disease Control have been revised.

The countermeasures against COVID-19 at schools that are stipulated in the revised Basic Policies, as the attached document, remain the same as what was announced by the "Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of a state of emergency in accordance with the Act on Special Measures against Pandemic Influenza and New Infectious Diseases" (Notification dated July 30, 2021 by Health Education and Shokuiku Division, Elementary and Secondary Education Bureau, MEXT).

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to schools for foreign students among the "miscellaneous category" schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

8月5日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月5日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、令和3年8月8日から8月31日までを期間として、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県及び熊本県が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされることとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基

づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付け文部科学省高等教育局私学部私学行政課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月23日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)及び「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について(周知・調査)」(令和3年6月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において調査を行った抗原簡易キットについては、順次、配付を進めております。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年7月30日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、対処方針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、新たな変異株(デルタ株)の感染者数が増加し、今後置き換わりが進むことが想定されている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等に

は登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例もあり、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配慮いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)
https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(令和3年4月28日 Ver.6)
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- ・小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

2. 部活動における留意事項

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生しているところ。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

特に部活動の大会やコンクールは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であり、これから大会やコンクールが多く開催されることや生徒の心情等を考慮していただき、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて、別紙1に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたいこと。

なお、6月2日付けで公益財団法人日本中学校体育連盟等に対し、別紙2を發出しているため、ご参照いただきたいこと。

3．学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について御配慮いただきたいこと。

（参考）文部科学省ホームページ「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4．運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5．変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siyou/kihon_r_030805.pdf

（関連する記載の抜粋）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

7）学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学

校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

< 感染リスクの高い活動等の制限等 >

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

< 部活動に付随する場面での対策の徹底 >

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

< 学校全体としての取組 >

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大
予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組
について(依頼)

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれては、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にいただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

< 本件担当 >

(運動部活動について)

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係
電話：03-5253-4111(内線 3777)

(文化部活動について)

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
電話：03-5253-4111(内線 2832)

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和3年6月2日

スポーツ庁
文化庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和3年6月2日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

1. 大会等の運営

(1) 大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

(2) 感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際は、周囲の人となるべく距離（ ）を空けさせること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に（最低1m）の距離を空けること。

2. 大会等の参加者への要求事項

（１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する14日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、少なくとも1か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

（２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

（３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離()を空けさせること。
- ()感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に(最低1m)の距離を空けること。

(5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やりハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てさせないこと。

3. 会場設営

(1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹼(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等(以下「更衣室等」という。)は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

（３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者进行特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

（５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（ ）を十分確保すること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

（ 6 ）大会等の会場の環境

換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

（ 7 ）施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

（ 8 ）ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

（ 9 ）清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（ 6 ） のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。

事務連絡
令和3年8月17日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

職場における積極的な検査の促進について（参考送付）

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会より、「自治体は、学校、職場、保育園等において、体調が少しでも悪い場合には気軽に抗原定性検査や PCR 検査を受けられるよう促すこと。検査陽性者を確認した際には、医師や健康管理者は、保健所の判断が無くても、さらに濃厚な接触の可能性ある者検査を促すこと」との提言（令和3年8月12日）があったことを踏まえ、別紙のとおり、職場における積極的な検査の推進について、御連絡いたします。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室長 松原
人物交流専門官 小野
外国人教育政策係 手塚、氏師
Tel : 03-5253-4111（内線 3222）
Fax : 03-5253-3669,
E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

August 17, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Promotion of proactive testing in the workplaces

The Subcommittee on Novel Coronavirus Disease Control has issued the recommendation that "local governments should encourage the people at schools, workplaces, nurseries, etc. to take the antigen test and PCR test, if they don't feel well. When a positive test result is confirmed, doctors and health administrators should encourage those who may have close contact with the person with a positive test result to take the test, even without the decision of the Public Health Center" (August 12, 2021).

In light of the recommendation, we would like to announce the promotion of proactive testing in the workplaces as attached.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous school departments: please send this notification to schools for foreign students among the "miscellaneous category" schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Extension: 3222) , Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

事務連絡
令和3年8月13日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

職場における積極的な検査の促進について

平素より大変お世話になっております。

先般、6月25日付けで「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)」をお示しし、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査の実施と、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施することをお願いしてきたところです。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会より、「自治体は、学校、職場、保育園等において、体調が少しでも悪い場合には気軽に抗原定性検査やPCR検査を受けられるよう促すこと。検査陽性者を確認した際には、医師や健康管理者は、保健所の判断が無くても、さらに濃厚な接触の可能性のある者に検査を促すこと」との提言(令和3年8月12日)があったことを踏まえ、下記のとおり、改めて、職場における積極的な検査の推進について、事業者及び本実施手順に基づき職場での検査に携わる診療所の医師等からのご理解とご協力を得られるよう、貴府省庁所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等関係者への周知をお願いします。

記

1. 職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等の厚生労働省ホームページへの掲載について

「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)」の2.に基づき、職場において、抗原簡易キットを用いた検査を円滑に実施できるよう、一定の条件下で、連携医療機関を持つ事業者はキットを直接入手できるという取扱いをお示ししているところです。

今般、厚生労働省の以下のホームページに一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等のリストを掲載しましたので、ご参考にしてください。

【職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

また、これに伴い、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」の別紙4について所要の改定を行いました。本事務連絡の別添として改定後の実施手順の全文を掲載しますのでご参考にしてください。

2. 検査の促進について（再周知）

出勤後、従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合などは、その従業員に対し、受診・検査の実施をお願いしているところです。

また、検査の結果が陽性であった場合で、確定診断までに時間を要する場合にはその後の確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」の特定をお願いしているところです。

この「初動対応における接触者」に対しては、速やかに自宅勤務等とするとともに、感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、保健所の取扱い等に基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の上承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施することをお願いしているところです。

改めて、事業者（健康管理部門等）におかれては、このような取扱いに基づく検査の積極的な実施をお願いするとともに、従業員への受検を促すようお願いいたします。また、本実施手順に基づき職場での検査に携わる事業所内の診療所等の医師におかれても、事業者と連携しながら検査の実施を促すようお願いいたします。

（参考）「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」（抜粋）

1（4）、2（5）及び3（4） 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

・所属部局が中心となって、検査結果の判定から確定診断までに時間を要する場合にはその後の確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する。特定に当たっては別紙1のとおりとする。

・上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。

速やかに帰宅させたうえで、自宅勤務を指示する（発症日2日前又は最終接触日の遅い方から2週間を目安）。事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が医師の診断により感染していないとされた場合又は保健所から濃厚接触者として特定されなかった場合は、自宅勤務を解除する。ただし、の検査を実施する場合にあっては、当該検査の結果が陰性であった場合に自宅勤務を解除する。

感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断

された場合には、上記及び保健所の取扱いに基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付するなどして行う。このPCR検査等は行政検査として取り扱う。(別紙2の事務連絡参照)

以上

本事務連絡全般に関する問い合わせ
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部(検査班 職場の検査担当)
TEL: 03-3595-3536
MAIL: shokuba@mhlw.go.jp
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室(総括班)
担当者: 清水、山根
TEL: 03-6257-1309
MAIL: aki.shimizu.r5a@cas.go.jp
kiyoshi.yamane.h7c@cas.go.jp

1. 事業所内に診療所が所在する場合

(1) 利用に向けた事前準備

- ・事業所内の診療所や健康管理部門が連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備する。
ただし、職域におけるワクチン接種に協力している事業所についてはその限りではない。
- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ・事業所内の診療所が、民間流通により抗原簡易検査キットを購入する。事業所内の診療所において適切な保管・管理を行いつつ、事業所内及び管轄保健所との対応フローを整理する。
- ・事業所は、各職場の取組状況等に応じ、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリ()の導入を検討したうえで、利用するアプリを選定し、従業員に対して、毎日の利用を要請する。
()典型的な事例として「健康観察 CHAT」の概要を例示として添付しますのでご参照ください。
また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HPにおいても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリを紹介しておりますので、併せてご参照ください。
<https://corona.go.jp/health/>
- ・従業員は端末に各自アプリをインストール・活用するなどし、健康情報を毎日登録する。

(2) 検査の実施

- ・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合は、その従業員に対し、社内診療所等において、医療従事者の管理下で抗原定性検査等()を実施する。
検査方式はPCR検査でも可能。

(3-1) 陽性判明時

- ・現場の医師が確定診断まで行う場合には、患者と診断されれば、保健所に届出を行う。
- ・現場の医師が確定診断を行わない場合には、PCR等検査を用いて確定診断を行える医療機関を紹介する。当該医療機関で患者と診断されれば、保健所に届出を行う。
- ・いずれの場合でも、当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。
- ・更に、その後の積極的疫学調査の円滑な実施に資するよう、事業所で行動歴を把握する。

(3-2) 陰性判明時

- ・医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。

(4) 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

- ・所属部局が中心となって、確定診断までに時間を要する場合には確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する。特定に当たっての基準は別紙1のとおりとする。

- ・上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。

速やかに帰宅させたくて、自宅勤務を指示する（発症日2日前又は最終接触日の遅い方から2週間を目安）。事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が医師の診断により感染していないとされた場合又は保健所から濃厚接触者として特定されなかった場合は、自宅勤務を解除する。ただし、の検査を実施する場合にあっては、当該検査の結果が陰性であった場合に自宅勤務を解除する。

感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、上記及び保健所の取扱いに基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付するなどして行う。このPCR検査等は行政検査として取り扱う。（別紙2の事務連絡参照）

2. 事業所内に診療所が所在しない場合（職場での検査実施の場合）

(1) 職場での検査実施に当たっての基本的な考え方

- ・職場での抗原簡易キットの使用は、医療機関の受診に代わるものではなく、抗原簡易キットの使用によって受診が遅れることがないようにする。
- ・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、医療機関を受診することが基本となるが、直ちに受診をすることができない場合には、以下の手順に従い、職場において被検者本人の同意を得て抗原簡易キットを使用することが可能。ただし、従業員の具合が悪い場合は検査結果にかかわらず医療機関を受診するなど必要な対応をとること。
- ・抗原簡易キットは、体外診断用医薬品であり、抗原簡易キットを使用した検査のための検体採取や結果の判定についても可能な限り医療従事者の管理下で実施することが望ましい。

(2) 利用に向けた事前準備

- ・連携医療機関（新型コロナウイルス感染症の診療・検査及び患者の診断を行うところに限る。）と事業所とが連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備しておく。連携医療機関がない場合は新たに地域の医療機関と連携して対応する。
- ・抗原簡易キットの選定・保管・使用に当たり、あらかじめ連携医療機関から技術的助言を受けておく必要がある。
- ・出勤前に既に症状を自覚している場合には、出勤せずに医療機関を受診することとし、ま

た、事業所内の有症状者が、その場で検査を実施せずとも直ちに医療機関を受診できる場合には、検査の実施を待たずに速やかに受診する。

- ・事業者は、本人の同意を得た上で検査を管理する従業員（ ）を定め、抗原簡易キット等による新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査を実施するに当たって必要な検体の採取、判定の方法、その他の注意事項に関する研修を受けさせ、研修の受講を確認し、その名簿を作成し、保存する。なお、職場に医療関係資格を有する者がいる場合には、当該従事者により検査の管理を行うことを検討する。

【新型コロナウイルス感染症の検査に関する研修資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

(上記ページの中にある「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」及び「理解度確認テスト」参照。なお同ガイドラインは職場での検査を含め、医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査全般に関するガイドラインとなっている。)

()「検査を管理する従業員」とは、検査の実施に関して必要な事項・注意点を理解し、実際に検査を行う際に被検者への指示や検査結果の判定等を行う従業員のことをいう。

- ・事業者は、検査を管理する従業員がいることや連携医療機関の名称などについての確認書（別紙3）を医薬品卸売販売業者に提出し、抗原簡易キット（別紙4参照）を入手する。抗原簡易キットは事業所において適切な保管・管理を行いつつ、事業所内及び管轄保健所との対応フローを整理する。
- ・事業所は、各職場の取組状況等に応じ、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリの導入を検討（1.(1)参照）したうえで、利用するアプリを選定し、従業員に対して、毎日の利用を要請。
- ・従業員は端末に各自アプリをインストール・活用するなどし、健康情報を毎日登録する。

(3) キットを利用した検査の実施

- ・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合は、あらかじめ検査に関する研修を受けた従業員の管理下で検査を実施すること。
- ・飛沫の飛散などにより検査を管理する従業員やその他の従業員への感染の拡大を生じさせないような設備環境を整えた上で、抗原定性検査の実施に関する研修で示されている手順に従い適切に検査を実施すること。（詳細については上記(2)にリンクのある研修資料を参照のこと）

(4-1) 陽性判明時

- ・検査結果が陽性だった場合には、事業所の責任者が被検者に連携医療機関を紹介する。
- ・連携医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出する。
- ・いずれの場合でも、当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。

(4-2) 陰性判明時

- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。また、症状が軽快するまで自宅待機とし、その後医師の判断で解除するなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じる。

(5) 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

- ・所属部局が中心となって、検査結果の判定から確定診断までに時間を要する場合にはその後の確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する。特定に当たっての基準は別紙1のとおりとする。
- ・上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。

速やかに帰宅させたくて、自宅勤務を指示する（発症日2日前又は最終接触日の遅い方から2週間を目安）。事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が医師の診断により感染していないとされた場合又は保健所から濃厚接触者として特定されなかった場合は、自宅勤務を解除する。ただし、の検査を実施する場合にあっては、当該検査の結果が陰性であった場合に自宅勤務を解除する。

感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、上記及び保健所の取扱いに基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の上承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付するなどして行う。このPCR検査等は行政検査として取り扱う。（別紙2の事務連絡参照）

3. 事業所内に診療所が所在しない場合（連携医療機関での検査実施の場合）

(1) 利用に向けた事前準備

- ・連携医療機関（新型コロナウイルス感染症の診療・検査並びに患者の診断及び保健所への届出を行うところに限る。）と事業所とが連携し、検査実施のための体制・環境を予め整備しておく。連携医療機関がない場合は新たに地域の医療機関と連携して対応する。
- ・体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- ・連携医療機関が、民間流通により抗原簡易検査キットを購入する。連携医療機関において適切な保管・管理を行いつつ、事業所内及び管轄保健所との対応フローを整理する。

- ・事業所は、各職場の取組状況等に応じ、毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリの導入（１．(1)参照）を検討したうえで、利用するアプリを選定し、従業員に対して、毎日の利用を要請。
- ・従業員は端末に各自アプリをインストール・活用するなどし、健康情報を毎日登録する。

(2) 検査の実施

- ・出勤後、健康観察アプリ等を通じて具合の悪い従業員が見出された場合、または従業員が発熱、せき、のどの痛み等軽度の体調不良を訴えた場合は、連携医療機関を受診し、抗原定性検査等（ ）を受ける。
検査方式はPCR検査でも可能。

(3) 陽性判明時

- ・連携医療機関の医師が確定診断を行う。患者と診断されれば、保健所に届出を行う。
- ・当該陽性判明者は帰宅・出勤停止し、医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。
- ・更に、その後の積極的疫学調査の円滑な実施に資するよう、事業所で行動歴を把握する。

(3-2) 陰性判明時

- ・医師による診断で感染性がないとされ、症状が軽快するまで療養を行う。

(4) 陽性判明時：接触者の特定から隔離・検査

- ・所属部局が中心となって、確定診断までに時間を要する場合には確定診断を待たず、同時並行で、当該従業員の「初動対応における接触者」を自主的に特定する。特定に当たっての基準は別紙１のとおりとする。
- ・上記「初動対応における接触者」に対し、感染拡大防止の観点から、以下のとおり感染拡大防止策を講じる。

速やかに帰宅させたくて、自宅勤務を指示する（発症日２日前又は最終接触日の遅い方から２週間を目安）。事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が医師の診断により感染していないとされた場合又は保健所から濃厚接触者として特定されなかった場合は、自宅勤務を解除する。ただし、 の検査を実施する場合にあっては、当該検査の結果が陰性であった場合に自宅勤務を解除する。

感染拡大地域において、事業所内で最初に検査結果が陽性となった者が患者と診断された場合には、上記及び保健所の取扱いに基づき、事業所側で検査の対象者を決めて保健所に対象者リストを提出し、保健所の上承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。自宅勤務している従業員に対しては唾液検査キットを送付するなどして行う。このPCR検査等は行政検査として取り扱う。（別紙２の事務連絡参照）

「初動対応における接触者」の自主的な特定の基準

「初動対応における接触者」については、抗原簡易キットの結果が陽性となった者（以下「陽性者」という。）の濃厚接触者又は陽性者の周辺の検査対象者の候補とし、その範囲は、陽性者が患者として確定診断された場合（以下「感染者」という。）又は陽性者が患者であったとした場合において、その感染可能期間（ 1 ）のうち当該陽性者又は感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する者とします。

- 1 感染可能期間は、発症 2 日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の 2 日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

- ・ 陽性者又は感染者と同居していた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 陽性者又は感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なし 2 で、陽性者と 15 分以上の接触があった者

- 2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【陽性者の周辺の検査対象者の候補】

いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

- ・ 陽性者又は感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者
- ・ 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで陽性者又は感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で陽性者又は感染者と接触した者

事務連絡
令和3年6月4日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準（別添参照）に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報(行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など)が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すようお願いいたします。

【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

(事例)

- ・ 無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

(別添) 事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間¹において、以下のいずれかに該当する者とする。

- 1 感染可能期間は、発症2日前(無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

- ・ 患者と同居していた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし²で、患者と15分以上の接触があった者

- 2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【患者周辺の検査対象者の候補】

いわゆる「三つの密(密閉、密集、密着)」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い(部屋が同一、座席が近いなど)者
- ・ 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など)の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

抗原簡易キットを使用した検査実施体制に関する確認書

検体検査に立会う職員が、研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
 抗原簡易キット等を使用した検査の結果が陽性となった場合に受診ができるよう、連携医療機関の協力を得ています。

抗原簡易キットの選定・保管・使用に当たり、あらかじめ検査に関する技術的助言を連携医療機関から受けています。

抗原簡易キットは、従業員等（ ）に症状（発熱、せき、のどの痛み等）が現れた場合であって、事業所の責任者が事業運営上の見地から必要と認める場合に検査を実施するために購入します。

（ ）「従業員等」には、イベント、旅行の参加者等は含まれません。

検査の実施は、当該事業所に所在する検査立会い職員の管理下において実施します。

検査結果が陽性だった場合には、事業所の責任者が従業員等に直ちに提携医療機関を紹介します。

検査結果が陰性だった場合でも、事業所の責任者が従業員等に直ちに自宅待機指示または連携医療機関等への受診勧奨をします。

以上 から までについて間違いのないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（譲受人）：

株式会社

確認者の住所：

県 市

連携医療機関の名称：

診療所

連携医療機関の住所：

県 市

連携医療機関の電話番号：

- -

あらかじめ連携医療機関の了解を得た上で記入してください



（裏面に続く）

確認者が法人である場合には責任者の役職及び氏名

役職：

(例) 総務部長

氏名：

担当者の氏名と連絡先電話番号

担当者の氏名：

連絡先電話番号：

_____ - _____ - _____

医療用抗原簡易キットについて

(1) キットについて (製品の仕様や、保管・使用時の留意事項)

キットは、薬事法令上の承認を受けた「体外診断用医薬品」であり、慎重かつ丁寧にお取り扱いいただくことが必要です。キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に十分御留意の上、正しい使用方法を遵守してください。

<具体的な製品の仕様>

- 参考までに現時点で薬事法令上、承認済みの抗原簡易キットの製品名等の一覧を以下に示します。新型コロナウイルス感染症の抗原簡易キットであれば、本日以後に薬事承認された抗原簡易キットの購入が可能です。

(参考) 承認済みのキット一覧 (製造販売業者名、製品名、承認年月日) <令和3年6月16日時点>

<抗原検査法 (簡易キット)>

目視で結果を判定するタイプのキットです。

	企業名	製品名	承認年月日
1	富士レピオ (株)	エスプライン SARS-CoV-2	令和2年5月13日
2	デンカ (株)	クイックナビ-COVID19 Ag	令和2年8月11日
3	株) タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 キャピリア SARS-CoV-2	令和2年10月13日
4	アボット ダイアグノスティクス メディカル (株)	Panbio COVID-19 Antigen ラピッド テスト	令和3年1月22日
5	アドテック (株)	プロラスト SARS-CoV-2 Ag アドテスト SARS-CoV-2	令和3年1月29日
6	ロシュ・ダイアグノスティクス (株)	SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト	令和3年2月9日
7	富士フイルム (株)	富士ドライケム IMMUNO AG ハン ディ COVID-19 Ag	令和3年2月15日
8	アルフレッサ ファーマ (株)	アルソニック COVID-19 Ag	令和3年3月12日
9	コージンバイオ (株)	KBM ラインチェック nCoV (スティックタイプ)	令和3年3月17日
10	株) ニチレイバイオサイ エンス	COVID-19 and Influenza A+B 抗原コ ンボテスト「ニチレイバイオ」	令和3年4月14日
11	東洋紡 (株)	イムノアロー SARS-CoV-2	令和3年5月12日

	企業名	製品名	承認年月日
12	ロート製薬株式会社	チェック MR-COV19	令和3年5月27日
13	積水メディカル株式会社	ラピッドテスト SARS-CoV-2	令和3年6月9日
14	デンカ株式会社	クイックナビ-Flu+COVID19 Ag	令和3年6月16日

<抗原検査法（定性）>

医療機器を用いて検査結果の判定を自動で行うタイプのキットです。

検査キットに加えて医療機器の入手が必要となることや、医療機器の操作方法など、抗原簡易キットの使用（目視による判読を行う）と異なる点がありますので、十分に確認をしてください。

	企業名	製品名	承認年月日
1	キヤノンメディカルシステムズ株式会社	SARSコロナウイルス抗原キット Rapiim SARS-CoV-2-N PRT-C2N01A	令和2年12月8日
2	ルミラ・ダイアグノスティクス・ジャパン株式会社	ルミラ・SARS-CoV-2 Ag テストストリップ	令和3年1月19日
3	日本ベクトン・ディッキンソン株式会社	BD ベリター SARS-CoV-2 コロナウイルス抗原キット	令和3年1月26日
4	Quidel Corporation	Sofia アナライザー用 SARS-CoV-2 FIA	令和3年2月18日
5	株式会社 ミズホメディ	クイック チェイサー Auto SARS-CoV-2	令和3年3月2日
6	株式会社 ミズホメディ	富士ドライケム IMMUNO AG カートリッジ COVID-19 Ag	令和3年3月2日

- ・ 使用の際には、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」を参照いただくようお願いします。

参照先 <https://www.mhlw.go.jp/content/000788513.pdf>

<キットの選定・購入>

- ・ キットの選定・保管・使用に当たり、あらかじめ連携医療機関から技術的助言を受けておく必要があります。
- ・ キットを購入する際、一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等の一覧を掲載しておりますので、ご参考にしてください。

【職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

必ずしも上記のページに掲載している医薬品卸売業者から購入しなければならない訳ではありません。

<保管・管理の留意事項>

- ・ 製品の種類にもよりますが、常温（2～30℃）程度にて保存する必要があります。具体的な保存温度はそれぞれ製品の添付文書を確認してください。
- ・ 使用期限は、製品の種類にもよりますが、12ヶ月程度です。具体のキットごとの期限は、外箱に記載があります。
- ・ 廃棄に当たっての具体的な処理手順については、それぞれ製品の添付文書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いいたします。

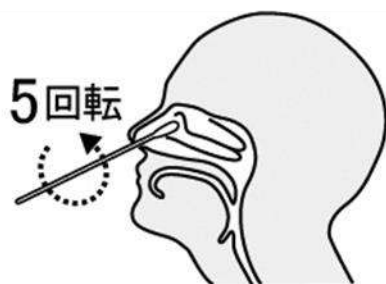
<使用時の留意事項>

- ・ キットは、抗原定性検査を実施するものであり、無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査（PCR検査）等と比較して感度が低下する可能性があることから、無症状者への定期的なスクリーニングとして用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。
- ・ キットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、出勤後に発熱や咳、筋肉痛、頭痛、咽頭痛、下痢といった新型コロナウイルス感染症の初期症状を発現させた場合において、職場内で速やかに有症状者の感染の有無を確認する必要があるときなどが想定されます。

<具体的な検査の手法>

- ・ キットによる検体採取方法には、鼻咽頭検体、鼻腔検体の2つの方法がありますが、このうち、本人以外の者が鼻咽頭検体の採取を実施する行為は、医行為に該当し、医師法等の規定により、それを実施することができるのは、医師又は医師の指示を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師若しくは臨床検査技師に限られています。
- ・ 検体の自己採取は医行為に該当しませんが、鼻咽頭検体の自己採取は危険であることから実施しないでください。また、鼻腔検体の採取については、医師や看護師等の医療従事者又は一定の検査に関する研修を受けた従業員の管理下において実施することが推奨されています。検査に立ち会う職員は、マスクや手袋の着用等により適切な防護措置を講じることが求められます。

鼻腔ぬぐい液採取



鼻咽頭ぬぐい液採取



鼻腔	鼻咽頭
<ul style="list-style-type: none">・ 医療従事者が採取・ 医療従事者又は一定の研修を受けた従事者等の管理下での自己採取（可能な限り医療従事者の管理下で自己採取を実施することが望ましい。）	<ul style="list-style-type: none">・ 医療従事者が採取

職場における積極的な検査等の実施手順に関する Q&A

Q1 「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」（以下「実施手順」という。）に基づき、医薬品卸売販売業者が事業者に販売することができる体外診断用医薬品の範囲を示してください。

A1 検査方法としては、抗原定性検査に用いるものの販売が可能です。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の体外診断用医薬品（検査キット）として薬事承認されているもののうち、検査法が「抗原検査法（簡易キット）」とされているものの販売が可能です。

「抗原検査法（定性）」とされているものの販売も可能ですが、販売の際には、あらかじめ、事業者に対して、検査結果の判読に医療機器が必要となることや、医療機器の操作方法など、抗原簡易キットの使用（目視による判読を行う）と異なる点について、十分に説明するようにしてください。また、当該医療機器の区分に応じた医療機器販売業許可の取得（又は届出）を行っている場合、当該「抗原検査法（定性）」の使用のために必要な医療機器の事業者への販売も可能です。

なお、これらを除く体外診断用医薬品については、本実施手順に基づき販売することはできません。

Q2 健康観察アプリを導入していない事業所では、実施手順に基づき、抗原簡易キットを使用することはできないのでしょうか。

A2 健康観察アプリの導入の検討をお願いしているところですが、健康観察アプリの導入は職場で抗原簡易キットを使用する際の要件ではありません。なお、アプリを導入しない場合であっても、事業者におかれては従業員の健康状態を適切に把握していただくようお願いしているところです。

Q3 新型コロナウイルス感染症の検査に関する研修の受講の確認は、誰がどのように行えばよいのですか。

A3 事業者（例：従業員の健康管理を担当する部門）において、検査を管理する従業員が、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を読んだこと、「理解度確認テスト」に全問正解したこと、の2点を適切な方法で確認してください。

Q4 連携医療機関との「連携」の際、書面を交わす必要はあるのでしょうか。

A4 書面によるか否かなど、特段の定めはありませんので、事業者と医療機関との間で適切な方法で取り決めていただければとおもいます。

Q5 事業者が、実施手順に基づき、医薬品卸売販売業者に確認書を提出して抗原簡易キットを購入する際、内閣官房に報告することとされていますが、本報告は必ず行わなければならないのでしょうか。

A5 本報告は必須のものではなく、報告の有無が抗原簡易キットの購入可否に影響を与えることはございませんが、キットの需給を把握するためにも、できる限り御協力いただけますと幸いです。

令和3年7月6日付け事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」では、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状を内閣官房において把握し、今後の検討に活かすため、内閣官房への報告をお願いしております。

ガイドライン及びテストは改訂されることがありますので、以下のリンクから最新版を確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

医療従事者の不在時における新型コロナウイルス 抗原定性検査のガイドライン

令和3年6月25日

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査は、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）の構成成分である蛋白質（抗原）を、ウイルスに特異的な抗体を用いて検出する検査であり、抗原定性検査に用いるキットのうち薬事承認を得ているものは、検体として鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液を用いた場合に有効性があるものとして承認されています。このうち鼻腔ぬぐい液は、被検者による自己採取が可能であり、その場合医療従事者の管理下で行うことが原則ですが、医療従事者が常駐していない高齢者施設等において従事者等に症状が現れた場合にも早期に感染リスクのある者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針第4版」において、「医療従事者が常駐していない施設等において迅速に抗原定性検査を実施するために自己採取を行う場合は、検体採取に関する注意点を理解した職員の管理下で適切な感染防護を行いながら実施する」とされました。

これを受けて、施設を含む事業所（以下、「施設等」という。）の職員の管理下で抗原定性検査を行う場合の注意点等について本ガイドラインにおいてとりまとめましたので、医療従事者の不在時に抗原定性検査を実施することが考えられる施設等においては、本ガイドラインの内容を理解し、適切な検査実施のために必要な体制を整えた上で検査を実施してください。さらに、自施設が使用する予定のキットを確認の上、各キットの添付文書や、メーカーによるパンフレットや動画資料についても確認し、検査の実施方法について十分理解するようお願いします。（各メーカーの資料については、厚生労働省ホームページに、各ウェブサイトのURLを掲載しています。）

また、検査の実施により、偽陽性（実際は感染していないのに、結果が陽性になること）や偽陰性（実際は感染しているのに、結果が陰性になること）の結果が出ることもあります。各施設においては、施設内で実施した検査の結果が絶対でないことに十分留意し、検査結果が陰性の場合であっても医療機関を受診するなど、検査実施後の対応について本ガイドラインを参考にした上で医療機関等と協議し確認してください。

なお、本ガイドラインは、検査に関する技術的事項について、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」検討委員会の助言を得て作成しています。

2. 検査対象

施設内等事業所において新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある者を早期に発見

するため、医療従事者の不在時にも必要に応じて抗原定性検査を実施することとした施設等（以下「検査実施施設」という。）においては、出勤後や登校後などに、発熱、咳、咽頭痛、頭痛、筋肉痛、下痢、倦怠感などのかぜ症状その他新型コロナウイルス感染症の初期症状として考えられる症状が認められた者（以下「有症状者」という。）に対して、本人の同意を得た上で検査を行うものとします。

ただし、出勤等の前に既にこれらの症状を自覚している場合には、出勤等せずに医療機関を受診するようにしてください。また、施設等内の有症状者が、その場で検査を実施せずとも直ちに医療機関を受診できる場合には、検査の実施を待たずに速やかに受診するようにしてください。

なお、他者による鼻腔ぬぐい液の採取は感染等のリスクを伴う可能性があることから、医療従事者の不在時における抗原定性検査は、有症状者本人が施設等の職員の説明等により検査の実施法を理解し、他者の介助なしで自己採取を行うことが可能な場合にのみ実施してください。（有症状者本人が自己採取を行えない場合には、医療機関を受診するか、医療従事者により検査を実施してください。）

3. 事前準備

（検査実施管理者のリスト化）

- 検査実施施設においては、検査の実施に関して必要な事項・注意点を理解し、実際に検査を行う際に被検者への指示や検査結果の判定等を行う職員（以下「検査実施管理者」という。）を事前に定め、検査実施管理者となる職員のリストを作成し、保管します。検査実施管理者となる職員は、本ガイドライン及び各キットの添付文書等の内容を理解した上で、厚生労働省ホームページ上にある理解度確認テストを受検し、所定の点数を得るようにしてください。

（連携医療機関の確保）

- 検査実施施設は、検査実施時に以下の役割を担い検査実施施設を支援することが可能な医療機関（以下「連携医療機関」という。）を事前に確保し、連絡先とともにリストを作成し、保管します。（連携医療機関は、新型コロナウイルス感染症の診療・検査及び患者の診断を行う医療機関であることとします。）連携医療機関が曜日によって異なる等の理由で複数ある場合には、全ての連携医療機関を含めてリスト内に記載します。検査実施施設は、連携医療機関との協議により検査実施後の対応について事前に定めておきます。

u 連携医療機関の役割

- 施設内で実施する抗原定性検査の対象とすべき症状の目安や、検体採取・キットの使用・判定の方法、検査実施後の対応について、検査実施施設からの求め

に応じて助言を行う。

- 施設内で実施する抗原定性検査の結果が陽性だった場合に、できるだけ速やかに被検者の診療を行う。
- 施設内で実施する抗原定性検査の結果が陰性だった場合に、被検者の診療または必要な助言を行う。
 - ※ 施設内で有症状者が同時に多数発生する場合等、連携医療機関だけでは対応困難な可能性がある場合の対応についても、事前の協議で確認します。
- 有症状者が自己採取することが困難であり、医療機関を速やかに受診することも難しい場合には、往診や往診可能な医療機関の紹介等によって適切に診療につなげる。

(検査キットの確認・保管)

- 抗原定性検査に用いるキットが薬事承認を得ているものであることを確認し、添付文書に記載された方法に基づき適切に保管し、在庫量について定期的に確認します。

(検査実施場所の確保)

- 施設内で抗原定性検査を実施する場所について、以下の条件を参考にあらかじめ定めておきます。

u 検査実施場所の条件

- 換気が適切になされていること。
- 検査実施管理者が、被検者が検体採取を行う位置から2メートル以上距離を置いて立ち会うことができるだけのスペースがあるか、被検者が検体採取を行う位置と検査実施管理者が立ち会う位置との間にガラス窓のついた壁等による隔りがあること。
- 不特定多数の人が往来する場所ではなく、実際に検査を行うときに、被検者と検査実施管理者、検査実施管理者を補助する職員（いる場合）以外は検査実施場所から離れることが可能であること。

(感染防護具の確保)

- 検査実施の際の感染防護のため、サージカルマスクまたは不織布マスクと手袋が検査実施施設内に確保されていることを確認します。

(検査に使用する物品の廃棄法の確認)

- 使用後のキットの廃棄に当たっての具体的な処理手順について、キットの添付文

書のうち廃棄上の注意の項を参照した上で、廃棄物の回収事業者を確認します。

(施設内マニュアルの作成)

- 上述の事前準備で定めた以下の項目について、実際に検査を行う際に検査実施管理者その他の職員がすぐに参照できるよう、マニュアルとしてまとめて記録しておきます。
 - u 施設内マニュアルに最低限含まれるべき内容
 - 連携医療機関の受診方法を含めた検査実施後の対応
 - 検査キットの保管方法（保管場所を含む。）
 - 施設内における検査実施場所
 - 被検者や検査実施管理者等が装着する感染防護具とその保管場所

4. 検査実施時

- 検査実施施設において、発熱、咳、喉の痛み等の症状のある有症状者が認められ、その有症状者が直ちに医療機関を受診することが困難な場合は、本人の同意を得た上で検査を行います。

(感染防護のための装備)

- 被検者は、サージカルマスクまたは不織布マスクを装着します。
- 検査実施管理者は、サージカルマスクまたは不織布マスクに加えて、手袋を装着します。
- 複数の被検者に対して検査を実施する場合には、検査実施管理者の手袋は検査実施毎に交換します。

(事前説明)

- 検査実施管理者は、検査実施について被検者の同意を得る際に、連携医療機関との事前の取り決めの内容に応じて、検査実施後に連携医療機関を受診する必要があることを説明します。
- 検査実施管理者は、検体採取・試料調製・試料滴下に関する手順を被検者に説明します。可能な場合には、使用するキットを製造するメーカーの提供する動画資料等を被検者に視聴させます。

(検体採取・試料調製・試料滴下)

- 検査における検体採取・試料調製・試料滴下の行程は、検査管理者の立ち会いの

下で被検者本人が行います。(被検者本人が検査の実施法を理解し、自立して自己採取が可能でない場合には、医療機関を受診するか、医療従事者により検査を実施すること。)

- 以下の一般的な手順に加えて、検査管理者は各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、採取等の方法について被検者に説明を行います。この際、採取法について理解しているかを含め、被検者が適切に自己採取を行えそうか確認してください。
- 検査管理者は、被検者がこれらの行程を適切に実施できているか確認します。その際、検体採取については、被検者とガラス窓のついた壁等により隔てられた位置から確認するか、被検者と2メートル以上距離を取り被検者の側面などから確認するなど、被検者から飛沫を直接浴びることのないようにします。
- 検体採取によって鼻出血が生じた場合には、被検者は座った状態で顔をやや下向きにして、鼻をつまんで10分間程度押さえるようにします。

※検体採取～試料滴下の一般的な手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動する
- ② マスクをずらし、鼻のみを出す
- ③ 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm程度スワブを挿入する
- ④ スワブを鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ⑤ 5秒程度静置し、引き抜く
- ⑥ スワブが十分に湿っていることを確認する
- ⑦ マスクを戻す

※ 他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、医療従事者不在時の検体採取は、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

※ 同一スワブで両側の鼻腔から採取することを推奨している製品もあるため、添付文書の記載を確認すること。

※ 検体採取中にくしゃみや咳が出る場合には、マスクを上げて鼻と口を覆うように伝えておく。

<試料調整>

- ① 採取後ただちにスワブをチューブに浸す
- ② スワブの先端をつまみながら、チューブ内でスワブを10回程度回転させる
- ③ スワブから液を絞り出しながらチューブからスワブを取り出し、スワブを破棄する

※スワブの破棄は、検査に用いた物品を破棄するための専用のビニール袋に入れる等、事前に定めた方法に則る。

- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ （製品によってはそのまま一定時間静置する）

< 試料滴下 >

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15分～30分程度）、キットを静置する

（結果の判定）

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、各製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、可能であればその場で連携医療機関からの助言を受けることも考えられますが、判断がつかない場合には、その後の対応は陽性であった場合と同様に取り扱いってください。
- 医療従事者が不在時の抗原定性検査については、診療ではないため、結果に基づいて医師以外の施設管理者や検査実施管理者が被検者が感染しているか否かについて判断を行うことはできません。（診断は、医師のみが可能な行為です。）このため、結果の判定について、医師でない検査実施管理者が責任を負うものではありません。

5. 検査結果に基づく対応

（1）陽性の場合

- 検査結果が陽性であった者は帰宅・出勤停止とした上で、速やかに連携医療機関の医師による診察を受けることを徹底してください。医療機関により感染性がないと判断され、症状が軽快するまでは療養を行ってください。

（2）陰性の場合

- 偽陰性の可能性もあることから、施設管理者又は検査実施管理者は、体調が悪い職員の連携医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が軽快するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてくだ

さい。

(3) 判定が困難であった場合

- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、可能であればその場で連携医療機関からの助言を受けることも考えられますが、判断がつかない場合には、陽性であった場合と同様に速やかに医療機関を受診するようにしてください。

6. 検査実施後の対応

- 検査実施毎に、検体採取を行った場所（机、ドアノブ等）を、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」(※)の「3. モノに付着したウイルス対策」を参照の上、消毒します。
※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- キットや感染防護具、スワブをビニール袋に入れて密封するなどした上で、施設の取り決めに従って廃棄します。
- 被検者と検査実施管理者は、石けんと流水による手洗いか、消毒薬を用いた手指の消毒を行います。

医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン <理解度確認テスト>

医療従事者の不在時に有症状者に対して検査を行うことが考えられる施設等において職員の中から事前に定める「検査実施管理者」は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」及び使用するキットの添付文書、メーカーによるパンフレット等の内容を理解した上で本テストを受験し、全問正解できることを確認するとともに、各問の解説を確認し適切な検査実施についてさらに理解を深めていただくようお願いします。

初回の受験で全問正解しなかった場合は、再度の受験により全問正解できることを確認してください。

<問題>

各問の文章の内容について、正しいか誤りがあるか、いずれかを選択してください。

(回答後、正答を次のページから確認してください。)

1. 検査においては、薬局等で一般向けに販売されている抗原定性検査キットなどの中から、施設が使いやすいものを選んで使用する。	(正 誤)
2. 検査キットは、冷蔵保存にて保管する必要がある。	(正 誤)
3. 業務を開始する前に体調不良を自覚した職員は、抗原定性検査を実施し、陰性を確認してから業務に従事する。	(正 誤)
4. 現在薬事承認されている抗原定性検査のキットは、検体として鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液または唾液を用いることができる。	(正 誤)
5. 医療従事者の不在時に検査を実施した結果により医師ではない施設の職員等が診断を行うことは、いかなる状況においても認められない。	(正 誤)
6. 検査実施管理者は、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」の内容を事前に十分理解しておけば、検体採取の指導等を行うことができる。	(正 誤)
7. 鼻腔ぬぐい液検体を採取する際は、スワブを鼻の入り口から2 cm 程度挿入して採取する。	(正 誤)
8. 被検者が自己採取の方法を十分理解し、適切に行うことが困難と考えられる場合は、被検者の安全のため、施設職員が被検者の鼻腔から採取を行う等、採取の補助を適切に行わなければならない。	(正 誤)
9. 検査実施管理者は、被検者の検体採取に立ち会う際の感染防護具として、サージカルマスクまたは不織布マスクと、手袋を装着する。	(正 誤)
10. 検査結果の判定は、キットに試料を滴下した後、製品毎に定められた時間が経過するのを待ってから、それ以降の任意のタイミングで行う。	(正 誤)
11. 検査結果が陽性だった場合は、被検者は発症日から10日間は出勤等ができないこととなる。	(正 誤)
12. 症状のある者に対して実施した検査の結果が陰性だった場合でも、医療機関の受診や自宅待機等の対応をする必要がある。	(正 誤)

<正答と解説>

正答	解説
1. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	抗原定性検査に用いるキットは、薬事承認を得ずに一般向けに販売されているものではなく、薬事承認を得たものを用いる必要があります。
2. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	検査キットの中には、常温で保管できるものもあります。保管条件は、製品毎に異なりますので、各製品の添付文書を必ず確認してください。
3. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	体調の悪い職員が、検査の結果が陰性であったことを以て業務に従事することは適切ではありません。また、出勤前に既に体調不良がある場合には、出勤せずに医療機関を受診してください。
4. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	現在薬事承認されている抗原定性検査のキットは、検体として鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液を用いることができますが、唾液検体を用いることはできません。
5. (<input checked="" type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 誤)	疾病の診断は、医師のみが行うことができるため、医療従事者不在時の検査の結果を以て、被検者の感染の有無を確定的なものとして取り扱うことはできません。
6. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	検体採取や試料調整、判定等の方法は検査キットの製品毎に差異がある場合があるため、検査実施管理者は、使用する製品の添付文書や、メーカーによるパンフレット等の資料も確認し、内容を理解しておく必要があります。
7. (<input checked="" type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 誤)	採取法の詳細は、使用する製品の添付文書や、メーカーによるパンフレット等の資料も確認してください。
8. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	他者の鼻腔検体を採取することは、感染リスクを伴う可能性があるため、医療従事者の不在時の検査は、被検者が自己採取の方法を十分理解し、適切に行うことができる場合に実施してください。被検者が自己採取を行うことが困難な場合は、医療機関を受診してください。
9. (<input checked="" type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 誤)	適切な感染防護具を装着するほか、検査実施場所の換気や、被検者と距離を十分取るなどの対応を行ってください。
10. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	試料滴下から時間が経過しすぎると、キット上に表示される結果が変わってしまう場合があるため、結果の判定は、製品毎に定められた時間が経過したタイミングで行います。
11. (正 <input type="checkbox"/> 誤 <input checked="" type="checkbox"/>)	検査結果が陽性だったことを以て患者であることが確定するものではなく、結果が陽性だった者は医療機関を受診し、医師の指示を受ける必要があります。医師により新型コロナウイルス感染症の患者と診断された者の出勤等については、保健所の案内に従います。
12. (<input checked="" type="checkbox"/> 正 <input type="checkbox"/> 誤)	医療従事者不在時の検査による陰性の結果を以て新型コロナウイルスに感染していないと判断することは適切でなく（診断は医師が行う必要があります。）、また、発熱等の症状がある場合は、他の感染症に罹患している可能性もあるため、医療機関の受診や自宅待機等の対応が必要です。



出勤前、 たった1分でできる 健康観察

目に見えないウイルスという敵と戦う日々。

見えない分、自分の状態をしっかりと把握することが重要です。

健康観察CHATは日々の健康状態を記録・管理し、様々なシーンでの“安心”を提供します

500団体 3200グループ
約20万人が使用中

自治体・介護事業所・民間企業・学校・スポーツイベント運営など
長崎県クルーズ船でのコロナ対応で活用
全国保健所（90施設）で濃厚接触者の健康管理
検疫所軽症者の健康 管理
国立感染症研究所でも採用

健康観察CHATの使い方



各自のスマホを使って、チャット形式で簡単に入力

新型コロナウイルス対策に実際にご尽力されている感染症専門医監修のもと、厳選した観察項目のみ入力。慣れたら約1分で入力完了！

管理者



可視化されたグラフを元に組織全体を把握・管理

入力された健康観察情報は、すべてデータで一元管理 グラフ化。組織全体を把握して異変に気付くことが、クラスター早期検知につながる。

監修：福岡県立医科大学総合内科・臨床感染症学講座 山藤栄一郎教授

利用シーン



企業

接客や訪問作業など、従業員が安心して働くために

お客様訪問がある接客クルーやどうしても出社せざるを得ない職場でも、安心して働けることを目指します。



教育現場・研究機関

生徒/学生が交流する中でも素早く状況を把握するために

クラス単位で子どもの健康を把握することで教室はもちろん放課後・部活動での感染経路を素早く捉え、早期対応を叶えます。



スポーツ

アスリートが安心してパフォーマンスするために

参加者全員の試合までの状況を把握し、感染の可能性が低いことを確認。余計な心配なく思いきり試合に臨める環境を整えます。



病院・介護施設

院内感染・高齢者の重症化ハイリスクを事前に防ぐために

ウイルス感染でのリスクが大きい病院・介護施設において、医療・介護従事者の院内感染や高齢者施設における重症化予防を目指します。



コンセプトムービー

既に導入されている長崎県の健康観察チャット

「N-CHAT」のコンセプトムービーをぜひご覧ください。

お問い合わせ先

富士通株式会社 新型コロナウイルス感染症対策支援チーム
fj-HC_expandSupportrt@dl.jp.fujitsu.com

令和3年8月18日

各都道府県各種学校所管課

日本インターナショナルスクール協議会 御中

在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（参考送付）

このたび、内閣総理大臣より、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を対象に、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われるとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県を対象区域として、緊急事態宣言の期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

また、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県が新たに「まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）」とされるとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県について、「まん延防止等重点措置」の期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

加えて、既に重点措置区域とされていた、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、上述のとおり緊急事態宣言の対象区域に指定されることに伴い、「まん延防止等重点措置」が令和3年8月19日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されたのでお知らせします。

変更後の対処方針における学校の取扱いについては、別添のとおりであり、高等学校等における抗原簡易キット等の活用が奨励されております。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室長 松原

人物交流専門官 小野

外国人教育政策係 手塚、氏師

Tel : 03-5253-4111（内線 3222）

Fax : 03-5253-3669,

E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

August 18, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of a state of emergency and the other measures

The Prime Minister of Japan has announced that the "Declaration of a state of emergency for COVID-19" will be declared for Ibaraki, Tochigi, Gunma, Shizuoka, Kyoto, Hyogo and Fukuoka Prefectures from August 20 until September 12, 2021, and the period of the Declaration of a state of emergency for Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Osaka and Okinawa Prefectures will be extended until September 12, 2021.

In addition, Miyagi, Toyama, Yamanashi, Gifu, Mie, Okayama, Hiroshima, Kagawa, Ehime and Kagoshima Prefectures will be newly designated as the areas where the Priority preventative measures should be taken during the period from August 20 until September 12, 2021, and the period of the Priority preventative measures for Hokkaido, Fukushima, Ishikawa, Aichi, Shiga, and Kumamoto Prefectures will be extended until September 12, 2021.

Furthermore, the Priority preventative measures for Ibaraki, Tochigi, Gunma, Shizuoka, Kyoto, Hyogo and Fukuoka Prefectures will end on August 19, 2021.

We would like to announce that the Basic Policies for Novel Coronavirus Disease Control have been revised, in accordance with the above.

The countermeasures against COVID-19 at schools in the revised Basic Policies are as attached, and encourage the use of the antigen kits at high schools, etc.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to schools for foreign students among the "miscellaneous category" schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

8月17日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われるとともに、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県を対象区域として、法に基づく緊急事態宣言の期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

また、令和3年8月20日から9月12日までを期間として、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県及び鹿児島県が新たにまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされるとともに、北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県及び熊本県について、法に基づく「まん延防止等重点措置」の期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

加えて、既に重点措置区域とされていた、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、上述のとおり緊急事態宣言の対象区域に指定されることに伴い、法に基づく「まん延防止等重点措置」が令和3年8月19日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下

「対処方針」という。)」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月23日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)及び「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について(周知・調査)」(令和3年6月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において調査を行った抗原簡易キットについては、順次、配付を進めております。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、改めて、高等学校等における抗原簡易キット等の活用が奨励されておりますので、都道府県教育委員会等におかれては、対処方針や「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)において周知した「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」(別紙1)などに基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主

管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1．感染症対策の徹底

現在、新たな変異株（デルタ株）の感染者数が増加し、置き換わりが進んでいる。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例もあり、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配意いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)
https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver.6）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- ・小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）

2．部活動における留意事項

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生しているところ。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が

今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

特に部活動の大会やコンクールは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であり、これから大会やコンクールが多く開催されることや生徒の心情等を考慮していただき、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて、別紙2に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたいこと。

なお、6月2日付けで公益財団法人日本中学校体育連盟等に対し、別紙3を発出しているため、ご参照いただきたいこと。

3．学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。修学旅行等(修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。)についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について御配慮いただきたいこと。

(参考) 文部科学省ホームページ「Q&A(学校設置者・学校関係者の皆様へ)学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4．運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に

応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5 . 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siyou/kihon_r_030817.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）を奨励する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

高校等における抗原簡易キットの活用の手引き

文部科学省初等中等教育局
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高校等」という。）においては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、持続的に子供たちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続いただくよう、文部科学省から累次にわたりお願いしてきたところです。

感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）などにおいて、基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるため、身体的距離を確保するといった感染症対策の徹底、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の実施など、具体的な留意事項を周知してきたところですが、特に、高等学校においては、クラスタの発生が継続的に見られており、また、感染の場面は部活動が関係している事例が多く見られる中、万一感染者が学内に生じた場合には、早期の発見・対応が求められます。

こうした観点から、政府においては、簡易かつ迅速（検査の所要時間：15分～30分程度）に実施することができる「抗原簡易キット」（以下「キット」という。）について、その活用を希望し、かつ、キットの使用のための条件等が整っている高校等に対して、無償での配布を行うこととしました。

このキットは、抗原定性検査を実施するものであり、その特性として、結果をその場で迅速に得られること、特に有症状者に実施した場合に正確性が高いとされていることがあります。このため、キットを受領した各高校等においては、保健室等にキットを備え、登校・出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える生徒や教職員（以下「生徒等」という。）に対して検査を実施するなど、キットの性質と各高校等の実情に応じた使用方法を御検討ください。

また、たとえば、寮や寄宿舎で生活する生徒や部活動等の課外活動に参加する生徒（特に、外部の大会や競技会・発表会等に参加する生徒）のうち、咳、咽頭痛、発熱等の症状がある者に対して検査を実施すること等も、キットの活用方策として考えられますので、申し添えます。（検査結果が陰性であれば課外活動を継続できるわけではなく、医療機関の受診や自宅待機をする必要があります（後述）。）

加えて、学内において感染の可能性のある者を早期に発見する観点からは、生徒

等の健康管理も重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、生徒の健康状態を把握するようお願いしています。すでに各学校においては、健康観察を実施いただいているところと存じますが、政府としては、生徒の健康状態を一元的に把握・管理するためのアプリケーションについても、追ってお知らせすることとしていますので、必要に応じて活用をご検討ください。

本手引きは、キットを活用した感染者の早期発見・対応に当たっての手順や留意事項等についてお示しし、各高校等に参照いただくためのものですので、キットを使用する際には下記の内容に御留意の上、適切な手順で使用してください。ただし、今回配布するキットは3社の製品のいずれかであり、製品によって具体的な保管方法、使用方法等は異なりますので、必ず、キットに同封されている各製品の説明書をよくお読みください。

- また、本手引きは、基本的に医師等が常駐していない高校等における場面を想定し、教職員の管理下で生徒等本人が検査を行う場合の実施方法等についてお示ししています。医師等による実施が可能である場合は、検査の正確性等をより期すため、医師等により検査を実施するようにしてください。

なお、前述のとおり、発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、登校せずに自宅で休養することを徹底することとしており、キットの配布はその趣旨を越えるものではありません。登校・出勤後に体調の変調を来した場合であって、直ちには医療機関を受診できない場合等における対応を想定していることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある生徒がキットを使用して検査を受けるために登校をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。

また、高校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないように、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。

(1) キットについて (製品の仕様や、保管・使用時の留意事項)

キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に御留意の上、正しい方法で使用してください。

<具体的な製品の仕様・管理方法>

- ・ 政府から無償で配布するキットは、厚生労働大臣から薬事法令上の承認を受けたものであり、以下の3社の製品のいずれかを送付する予定です。(製品を選んでいただくことはできません)
- ・ 1つの包装に、10回分又は60回分の検査を実施することができるキットが含まれています。キットは常温程度(2～30の間)で保存することが可能ですが、夏季の気温等も踏まえ、冷暗所に保管するなど適切にお取り扱いください。冷蔵保存を行う場合は、使用前に室内温度に戻すことが必要です。

- ・ キットの有効期限は、製品の種類にもよりますが、12 か月程度となっています。今回配布するキットの実際の使用期限は、各製品の外箱の表示等でご確認ください。
- ・ 各製品の説明書等のほか、厚生労働省ホームページに掲載予定の教材（詳細については追ってお知らせします。）についても事前の学習により内容を理解しておくようお願いいたします。
- ・ 使わずに余った場合（使用期限を過ぎた場合）は、基本的には一般廃棄物として廃棄することが可能です。
- ・ 検査に使用したキット等の廃棄に当たっての具体的な処理手順については、各製品の説明書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、必要に応じ、自治体等の廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いいたします。

<使用時の留意事項>

- ・ キットは、抗原定性検査を実施するものであり、特に無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査（PCR検査）等と比較して感度が低い可能性があることから、無症状者へ確定診断として用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。

	企業名	製品名	サイズ・重量
1	富士レビオ（株）	エスプライン SARS-CoV-2	縦75×横210×奥160mm、240g、10回分
2	デンカ（株）	クイックナビ-COVID19 Ag	縦80×横197×奥97mm、210g、10回分
3	（株）タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦69×横242×奥88mm、202g、10回分
		イムノエース SARS-CoV-2	縦110×横256×奥255mm、1,057g、60回分

- ・ 高校等においてキットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、生徒等が登校後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等の症状）を発現させた場合において、学内で速やかに有症状者の感染リスクを確認する必要があるときなどが想定されます。各高校等におかれましては、このような場合を念頭に、必要に応じて学校医や医療機関等とも相談の上、キットを有効に御活用ください。

このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。

（２）検査の実施について

- キットを用いて検査を行う際には、適切な取扱いに留意するとともに、学内外の関係者との連携を含めた適切な検査に必要な環境を整備すること、生徒等や保護者に検査の性質や結果を踏まえた対応について丁寧に説明し、理解を得ることなどの配慮が必要です。

具体的な検査の実施手法等について、以下のとおり整理していますので、検査に

関与する方々に御理解いただくようお願いいたします。

< 検査実施体制の整備 >

- ・ 学校医や医療機関等と連携し、検査の実施前、実施後の手順をあらかじめ決めておくことが必要です。その際、検査実施後の連絡方法やその後の受診・診療の流れについても調整してください。
- ・ 検査を実施する場合には、養護教諭をはじめ、教職員等の立ち会いやその後の対応が必要になります。特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ役割分担をしておくことが重要です。
- ・ 生徒等や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法等をあらかじめ十分に説明の上、保護者からの同意を得ておくことが必要です。別添資料2に保護者への説明資料のイメージを示していますので参考にしてください。なお、検査の実施については、あくまで生徒等や保護者の意思によって行われるものであり、強制することが無いよう徹底してください。
- ・ 検査の実施場所については、他の生徒等への感染防止、体調不良を訴える生徒等のプライバシーに配慮し、あらかじめ決めておいてください。

< 検体採取の手法 >

- ・ 登校・出勤後に体調不良を訴える生徒等がいる場合には、本人の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- ・ キットによる検査に当たっては、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法がありますが、鼻咽頭検体は医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは臨床検査技師による検体採取が必要になるため、高校等においては、鼻腔検体を被検者自ら採取することとなります。
各製品の説明書には2つの方法が記載されていますが、必ず、鼻腔検体を採取する方法を確認するよう、よく注意してください。
- ・ 鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能です。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、高校等の教職員が立ち会うことで使用できます。立ち会う者は、キットを用いた検査方法について、本手引き及び各製品の説明書の内容の確認や、教材（詳細については追ってお知らせします）の学習等をしておくようお願いいたします。
- ・ 鼻腔検体の自己採取に立ち会う者については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いいたします。

鼻腔ぬぐい液採取



- ・ 鼻から綿棒を2 cm程度挿入し、5回転させ、挿入した部位で5秒程度静置し、湿らせる（自己採取により実施）

< 検体採取後の操作 >

- ・ 検体採取後、付属の容器に入った液に綿棒を浸し、容器の外側から綿球部分をつまみ、数回回転させて、綿球部分から採取検体を抽出します。抽出後、容器の上から綿球部分をつまんで、綿球より液体を絞り出すように綿棒を引き抜き、試料とします。その後、試料が入った容器に付属のフィルターを装着し、付属の機器の液体滴下部に滴下し、一定時間（製品により、15分～30分）静置します。
- ・ 詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ 以上の操作は、本手引きや各製品の説明書を理解した教職員の指導の下、原則として生徒本人が行います。

(3) 検査の結果について（結果の判断やその後の対応）

検査の結果の確認及びそれを踏まえた対応については、以下に掲げる事項に御留意いただき、感染拡大の防止を図ってください。また、検査結果に基づいて講じられる以下の対応については、被検者となる生徒等にも事前に説明するようお願いします。

< 検査結果の読み取り >

- ・ キットによる検査の結果が、キットの外表面における縦線上の反応の有無によって表示されます。詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ キットの検査結果の確認は、生徒本人ではなく、教職員が、本手引きや各製品の説明書を理解した上で行うようお願いします。

ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。

< 検査結果が陽性だった場合 >

- ・ 検査結果が陽性だった場合には、生徒等が医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・ 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を行ってください。

<検査結果が陰性だった場合>

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがあるため、引き続き感染予防策を講じることが必要です。
- ・ 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機するなど、偽陰性の可能性を考慮し、感染が拡大しないような対応を講じることが必要です。

高校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

（１）手引きの受領及び希望の有無等の確認

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で高校等が受領。その際、キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認し、同封の調査票に回答。

- キットの活用希望がある
- キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

（２）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・生徒等及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

- 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- 学内外の対応フローが整理されている

（３）キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- （検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）

（４）検査実施後の対応

陽性

（４a）検査結果が陽性の者への対応

- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。
- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。

陰性

（４b）検査結果が陰性だった者への対応

- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。
- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。

キットを利用した検査に関する保護者への周知の例（イメージ）

抗原簡易キットを用いた検査の実施について

本校においては、生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を実施することとしました。

本検査は、校内で体調不良を生じるなどした場合、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものです。

あくまで登校後に体調の変調を来した場合等における対応を想定しています。発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを引き続き徹底してください。

- 検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた上で、検査実施を希望する場合は、あらかじめ同意書の提出をお願いします。

記

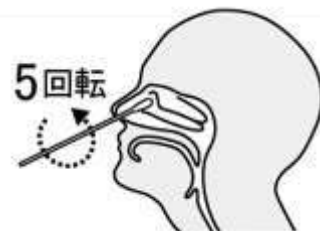
（検査の実施対象となる者）

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性のある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等）を生じた生徒

このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

（検査実施方法）

- ・ 検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・ 鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を 2 cm 程度挿入し、5 回転させ、5 秒程度静置して検体を採取する方法で、基本的に生徒本人が行います。



裏面もご覧ください

同意書

抗原簡易キットの趣旨や実施方法、留意事項等について確認しました。
体調不良が生じた場合の検査の実施について、同意します。

令和3年 月 日

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(検査実施のイメージ)

学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。

保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。

体調不良を生じた生徒の申し出を受け、検査を実施する。

1 陽性だった場合

- ・ 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がされる。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。

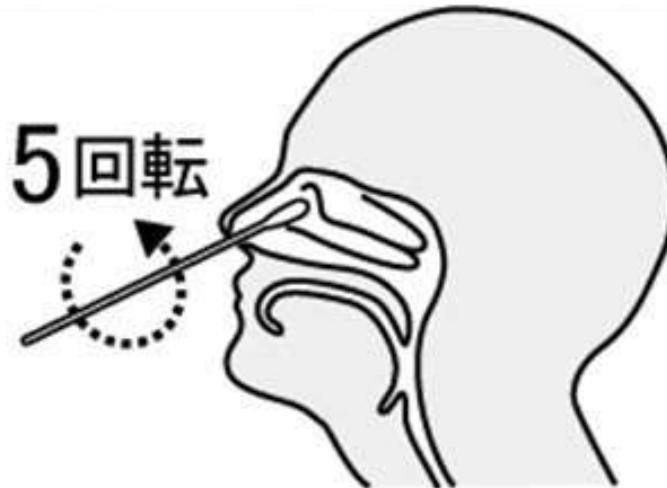
2 陰性だった場合

- ・ 偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、可能であれば医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

(留意事項等)

- ・ お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただく可能性もありますので、ご了承ください。
- ・ 検査に係る費用は無料です。

キットを利用する際の検体採取の方法に関する生徒等への説明イメージ図



キット付属の綿棒を鼻腔入り口から 2 cm 程度、粘膜部分をぬぐうようにしてゆっくり挿入します。

挿入後、綿棒を 5 回程度ゆっくり回転させます。

挿入した部位で 5 秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。

撮取した綿棒を所定の容器へ入れます。

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

< 感染リスクの高い活動等の制限等 >

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

< 部活動に付随する場面での対策の徹底 >

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

< 学校全体としての取組 >

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大
予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組
について(依頼)

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれては、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にいただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

< 本件担当 >

(運動部活動について)

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係

電話：03-5253-4111(内線 3777)

(文化部活動について)

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

電話：03-5253-4111(内線 2832)

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和3年6月2日

スポーツ庁
文化庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和3年6月2日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

1. 大会等の運営

(1) 大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

(2) 感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際等は、周囲の人となるべく距離（ ）を空けさせること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に（最低1m）の距離を空けること。

2. 大会等の参加者への要求事項

（１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する14日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、少なくとも1か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

（２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

（３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離()を空けさせること。
- ()感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に(最低1m)の距離を空けること。

(5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やりハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てさせないこと。

3. 会場設営

(1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等(以下「更衣室等」という。)は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

（３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者进行特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

（５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（ ）を十分確保すること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

(6) 大会等の会場の環境

換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

(7) 施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

(8) ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

(9) 清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（ 6 ） のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。

事 務 連 絡
令和3年8月20日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（参考送付）

小学校、中学校及び高等学校等において新学期を迎えるに当たり、学校において留意すべき事項を別紙のとおりまとめましたのでお知らせいたします。別紙事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて警戒を強め、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室長 松原
人物交流専門官 小野
外国人教育政策係 手塚、氏師
Tel：03-5253-4111（内線 3222）
Fax：03-5253-3669,
E-mail：kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

August 20, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Thorough countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools for new school term

We would like to inform that we have compiled items **of which** elementary schools and junior and senior high schools should be aware for **countermeasures against novel coronavirus disease** as the **new school term** starts as per the attached document. We would like to ask schools for foreign students to take thorough countermeasures against COVID-19, paying attention to the described item.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous school departments: please send this notification to schools for foreign students among the “miscellaneous category” schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Extension: 3222) , Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

新学期を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症対策について留意すべき事項をまとめましたので、対策の徹底をお願いします。

事務連絡
令和3年8月20日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた
新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について

各学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び専修学校高等課程をいう。以下同じ。）及び設置者におかれては、夏季休業期間中を含め、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に多大なる御尽力を頂いており、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。また、最近の感染者数の増加に伴い、夏季休業期間中の部活動などの教育活動の場面や学習塾などで相次いでクラスターが確認されており、児童生徒等（幼児児童生徒をいう。以下同じ。）の感染者数についても増加が懸念されます。一刻も早く現下の感染拡大を抑えることが必要であり、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、感染症対策の徹底を図ることが重要です。

小学校、中学校及び高等学校等においては、これまでも「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」（以下「衛生管理マニュアル」という。）等に従って、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところですが、新学期を迎えるに当たり、改めて学校において留意すべき事項を下記のとおりまとめました。各学校等及び設置者におかれては、下記事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて警戒を強め、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

なお、学校において感染症対策等を徹底しながら、学校教育活動を円滑に継続するために必要な事業を迅速かつ柔軟に実施することができるよう、感染症対策に必要な物品の購入等に係る経費については、「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」等に

より国庫補助を行っているところであり、学校の設置者におかれては、御活用を検討されるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 学校教育活動の継続と臨時休業の判断等

学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っている。

現在、デルタ株への置き換わりが進む中で、全国の新規感染者数が急速に増加しているが、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合 に取るべき措置であり、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点 を考慮し、慎重に検討する必要があること。

特に小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべき であること。なお、緊急事態宣言の対象区域の高等学校 については、生徒の通学の実態等も踏まえた上で、設置者の判断により、時差登校や分散登校とオンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習等の可能性を積極的に検討し、学びの継続に取り組むこと。

また、学校で児童生徒等や教職員の感染が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにすること。加えて、他の児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも同様の措置をとること。また、設置者は、学校の全部又は一部の臨時休業を行う必要性について、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断すること。その際、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、感染が広がっているおそのの範囲に応じ て、保健所等と相談の上、学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休業とすることが考えられること。

以上のほか、詳細については、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」(令和3年2月19日)の「4 臨時休業の実施の考え方」を参照すること。

2. 基本的な感染症対策の徹底

個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされており（ ）、このことはデルタ株についても同様である。このため、衛生管理マニュアルの内容に従って感染症対策を行うことにより、学校内で感染が大きく広がるリスクを下げることができると考えられることから、改めて内容の確認と徹底を図ること。

また、学習塾において複数の児童生徒が感染する事例が見られるほか、引き続き家庭内感染が生じているなど、夏季休業期間中の活動を通じた感染が拡大している（別添1）。外からウイルスを学校内に持ち込まないようにすることが学校における感染拡大を防ぐためには極めて重要であり、特に新学期を迎えるに当たり警戒度を高めつつ、以下の点に留意しながら感染症対策を徹底すること。さらに、外からウイルスを持ち込まないためには、各家庭の協力が不可欠であることから、PTA等と連携しつつ、保護者の理解と協力を呼びかけること。また、基本的な感染症対策の重要性はデルタ株についても同様であることを認識した上で、各学校等においては、感染症対策の実施状況について、別紙のチェックリストも適宜活用しながら改めて確認を行い、対策の徹底を図ること。

（ ）新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識（2021年8月版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000788485.pdf>

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。特に、衛生管理マニュアルで示す地域の感染レベル（以下単に「レベル」という。）が3及び2の地域では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。また、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診するよう促すこと。
- ・児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。特に、レベル3及び2の地域では、児童生徒等本人のみならず、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかけるほか、登校時の検温結果及び健康状態の確認については校舎に入る前に行うこと。
- ・登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
- ・感染経路を絶ち、学校内にウイルスを持ち込まないようにするため、児童生徒等や教職員においては、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底を図るとともに、健康的な生活（十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事）により抵抗力を高めること。
- ・集団感染のリスクを低減するため、3密が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、できる限りそれぞれの密を避けること（ゼロ密）が望ましいこと。
- ・密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。また、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要であること。さらに、十分な換気ができているか確認するためには、換気の指標として、学校薬剤師等の支援を得つ

つ、CO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することが考えられること(学校環境衛生基準では1500ppmを基準としている)。

- ・身体的距離を確保するため、レベル3の地域では、児童生徒の間隔を可能な限り2m(最低1m)確保するように座席を配置すること。また、レベル2及び1の地域では、1mを目安に最大限の間隔をとるように座席を配置すること。なお、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなどにより、柔軟に対応すること。
- ・飛沫感染を防ぐため、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときや換気が不十分と思われる場などでは原則としてマスクを着用すること。ただし、熱中症予防の観点も含め、学校教育活動の態様や児童生徒等の様子などを踏まえ、臨機応変に対応すること。また、マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要であること。さらに、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、このことを保護者に適宜情報提供すること()。なお、幼児のマスク着用については、「10.幼稚園における感染症対策」を参照すること。

() 新型コロナウイルスに関するQ & A (一般の方向け)

「4.問1 マスクはどのような効果があるのでしょうか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q4-1

- ・給食等の食事をする場面での感染症対策については、衛生管理マニュアル第3章の3.の記載事項を踏まえ、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。
- ・高校生については、令和3年7月の感染状況を見ると、「感染経路不明」の感染者の割合が38%と最も高くなっていることを踏まえ、引き続き、学校内外の普段の生活において自ら感染症対策を意識し、感染リスクが高い活動を控えるなど適切に行動するよう指導すること。
- ・厚生労働省()によると、「ワクチンを接種することで、接種した人の発症を予防する効果だけでなく、感染を予防する効果も示唆するデータが報告されています。しかしながら、その効果は100%ではないため、引き続き感染予防対策を継続していただくようお願いいたします。」とされている。このことを踏まえ、既にワクチンを接種した教職員や児童生徒においても、3密の回避、マスクの着用、手洗い等の基本的な感染症対策の継続が必要であること。

() 新型コロナワクチンQ & A 「ワクチンを接種した後も、マスクは必要ですか。」

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0040.html>

3. 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

(1) 各教科等について

各学校等及び設置者においては、衛生管理マニュアル第1章の4.に示された、地域の感染状況に応じた行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルに応じた学校教育

活動を行うこと。例えば、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、レベル3の地域では行わない、レベル2の地域では収束局面においてリスクの低い活動から徐々に実施、レベル1の地域では適切な感染対策を行った上で実施などである。なお、各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の例としては、以下のような活動が挙げられること（衛生管理マニュアル第3章の1.を参照。「」はこの中でも特にリスクの高いものを指す）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」()
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」()
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」()
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」()や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」()

(2) 部活動等について

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生している。

各学校等及び設置者においては、児童生徒の感染を防止し、日々の活動や大会、コンクール等への参加を保障していくため、衛生管理マニュアル第3章の2.の記載事項を踏まえ、感染リスクの高い活動等に十分留意すること。地域の感染状況に応じて、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等の感染リスクが高い活動や、大会やコンクール等への参加を除く都道府県間の移動を伴う活動については、真に必要な活動かどうかを慎重に判断すること。

その際、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

このほか、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。また、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意すること。

(3) 学校行事について

運動会や修学旅行等の学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与え、思い出に残るなど有意義な教育活動である。各学校においては、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、実施に向けて検討を行うこと。その実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが必要であり、各行事の実施上の留意事項については、文部科学省ホームページ「教育活動の実施等に関するQ & A」も参考とされたいこと。

()教育活動の実施等に関するQ & A (学校行事に関すること)

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

4. 児童生徒等の心のケア

国立成育医療研究センターが令和2年11～12月に行った「コロナ×こどもアンケート」第4回調査報告(令和3年2月10日公表)によれば、小学校4年生以上の15%～30%の子供に中等度以上のうつ症状があることが示されており、子供たちの心のケアは引き続き重要な課題となっている。

また、令和2年の児童生徒の自殺者数は499人で、前年の399人と比較して大きく増加しており、コロナ禍における自殺者数の増加の背景には、新型コロナウイルス感染拡大による社会環境の変化などによる影響も指摘されている。さらに、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けの時期に増加する傾向がある。

これらのことを踏まえ、各学校等及び設置者においては、「児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)」(令和3年6月23日付け3初児生第14号)、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議のまとめについて(通知)」(令和3年6月29日付け3初児生第16号)、「令和3年度「自殺予防週間」の実施について(通知)」(令和3年8月19日3受初児生第19号)及び衛生管理マニュアル第2章の6.の記載事項を踏まえ、必要に応じてICTの活用も図りつつ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。その際、児童生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

また、24時間子供SOSダイヤルやSNS相談窓口等の相談窓口を適宜周知すること(別添2)。

5. 教職員の感染症対策及びメンタルヘルス対策

(1) 教職員の感染症対策

教職員の感染経路については、「不明」の割合が従来から最も高くなっており、学校内にウイルスを持ち込まないようにすることが極めて重要である。

このため、教職員においては、衛生管理マニュアル第2章の7.の記載事項を踏まえ、児童生徒等と同様に基本的な感染症対策に取り組むことはもとより、特に新学期当初は、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理を確実にを行うとともに、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養を徹底すること。なお、その場合の教

職員の服務に関しては、「「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和3年2月12日付け2初初企第38号）及び「「地方公務員についての新型コロナウイルスワクチン接種に係る考え方について（通知）」」（令和3年5月28日付け3初初企第5号）を踏まえ、各地方公共団体の条例等にのっとり、公立学校の教職員が発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合には、接種等に要する時間について、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除すること、ワクチン接種に伴う副反応かどうかにかかわらず、発熱等の風邪症状がみられる場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、特別休暇を取得させることや職務専念義務を免除することなど、引き続き適切な取扱いを行うこと。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

また、このような取組を実現するためには、「休暇を取りやすい職場環境も重要である。仮に感染を責める雰囲気がある場合は、設置者や管理職が率先して払拭するよう努めるほか、教職員が急遽出勤できなくなる可能性も想定し、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の校務分掌について検討を進めるなどの工夫も有効であること。」

このほか、「職員室等における勤務については、可能な限り間隔を確保（おおむね1～2m）することとし、十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して学校内で分散勤務をすることも考えられること。また、教職員の食事の場面においては、児童生徒等と同様に、飛沫を飛ばさないような席の配置や、原則として会話を控えるなど対応を工夫するほか、食事後の歓談時にはマスクを着用すること。」

（2）教職員のメンタルヘルス対策

夏季休業期間中の部活動への対応を含め、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神的な緊張や心身の負担が懸念されるところであり、現下の感染状況に鑑み、新学期を迎えることに不安を抱えている教職員も少なくないと考えられる。

このため、「学校の管理職や設置者等においては、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策等について（通知）」（令和2年6月26日付け2初初企第11号）を踏まえ、「必要に応じて校務分掌の見直しを図るなど教職員の業務負担が過重とならないよう十分に留意するほか、良好な職場環境・雰囲気の醸成等の予防的な取組の充実、メンタルヘルス不調等の健康障害等に関する相談窓口の設置やその積極的な周知、公立学校共済組合において組合員等を対象に実施している健康相談事業や日本私立学校振興・共済事業団の健康相談ダイヤルの周知（ ）など、教職員が一人で不安や悩みを抱え込むことのないよう対策を講じること。」

（ ）公立学校共済組合 心と体の健康情報

<https://www.kouritu.or.jp/kokoro/index.html>

日本私立学校振興・共済事業団 健康相談ダイヤル（メンタルヘルス等相談サービス）

https://www.shigakukyosai.jp/fukuri/kenko/kenko_03.html

6. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する ICT の活用等による学習指導

臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒等との関係を継続することが重要である。

このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じること。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。

学習指導を行う際には、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等(例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等)を組み合わせたリ、ICT環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。その際、学習者用デジタル教科書やデジタル教材等を用いたり、それらを組み合わせたりして指導することも考えられること。

さらに、このような学習指導を可能とするため、設置者等においては、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組むこと。家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要であること。

以上のほか、詳細については、「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について(通知)」(令和3年2月19日付け2文科初第1733号)及び「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」(令和3年2月19日)の「5 学習指導等」を参照すること。

なお、やむを得ず登校できない児童生徒へのICTを活用した学習指導に関する事務連絡を、近日中に別途発出する予定となっているので、参照されたいこと。

- () 学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者が授業の過程において必要な範囲で行う著作物等のインターネット送信等については、学校等の設置者が文化庁の指定管理団体(SARTRAS)に補償金の支払いをすることで、原則として権利者の許諾なくして利用することができる(授業目的公衆送信補償金制度)。

7. 高等学校等における抗原簡易キットの活用

高等学校においては、クラスターの発生が継続的に見られ、また、感染の場面は部活動が関係している事例が多く見られる中、万一感染者が学校内に生じた場合には、早期の発見・対応が求められる。このような観点から、政府においては、高等学校等(高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程をいう。以下同じ。)に対して、簡易かつ迅速に抗原定性検査を実施することができる抗原簡易キットの配布を進め、これを活用した軽症状者(発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。)に対する積極的検査を実施することが示されるとともに、こ

れを踏まえ、本年6月、文部科学省では抗原簡易キットの配布希望の調査を実施したところである。

当該調査を行った抗原簡易キットについては、順次、配布を進めているところであるが、8月17日に改訂された、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、改めて高等学校等における抗原簡易キット等の活用が奨励されたことから、抗原簡易キットが配布された高等学校等においては、キットの性質と各高等学校等の実情に応じた使用方法を検討し、感染者の早期の発見・対応に努めること。なお、抗原簡易キットの活用にあたっては、「高校等における抗原簡易キットの活用の手引き」(別添3)等によりキットの詳細や検査実施体制、検査実施後の対応等について事前に確認すること。

8．重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等

医療的ケアを必要とする児童生徒等(以下「医療的ケア児」という。)や基礎疾患等がある児童生徒等の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、これらの児童生徒等が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校を判断すること。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること(衛生管理マニュアル第2章の4.を参照)。

9．差別や偏見の防止

現在、新規感染者数が急速に増加しており、感染症に対する不安や恐怖心が高まりつつあると考えられるが、そのような不安や恐れが感情が差別・偏見を生み出すと言われている。このことを認識しつつ、各学校等においては、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見について考える機会を必要に応じて設けるなどにより、感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導すること。

また、ワクチンは最終的には個人の判断で接種されるものであることから、ワクチン接種にあたっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し、児童生徒及び保護者の意思で接種の判断を行うことが大切であること。加えて、身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること。

10．幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、以上で述べた感染症対策を踏まえるとともに、幼児特有の事情を考慮し、衛生管理マニュアル第5章に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策について改めて確認・徹底すること。なお、衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児については、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと()。

() 新型コロナウイルスに関するQ & A (一般の方向け)

「6.問13 就学前の子どものマスクの着用について、どのようにしたらいいですか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/denque_fever_qa_00001.html#Q6-13

【参考資料】

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver.6）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00049.html

【参考リンク】

- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

< 本件連絡先 >

文部科学省: 03-5253-4111(代表)

下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

児童生徒の自殺予防や心のケアに関すること
初等中等教育局 児童生徒課(内3298)

重症化のリスクの高い児童生徒等への対応に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

各教科等の指導に関すること
・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)付(内3163)

幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

学校等における感染症対策チェックリスト

新学期を迎えるに当たり、各学校等においては、以下の点について点検を行い、感染症対策に万全を期していただくようお願いします。

発熱等の風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅で休養することを徹底していますか。特に、地域の感染レベルが3及び2の地域()では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えていますか。

() 緊急事態宣言の対象区域はレベル3に、まん延防止等重点措置の対象区域はレベル3又は2に該当します。

発熱等の風邪症状が見られる児童生徒等・教職員に対し、かかりつけ医等の身近な医療機関を受診するよう促していますか。

児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握していますか。特に、地域の感染レベルが3及び2の地域では、校舎に入る前にこれらを把握していますか。

登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導していますか。

児童生徒等や教職員に対し、こまめな手洗いの徹底を図るとともに、正しいマスクの着用(鼻と口の両方を確実に覆う、隙間が生じないよう顔にフィットさせる)や健康的な生活により抵抗力を高めるよう促していますか。

エアコンの使用時を含め、気候上可能な限り、教室等における常時換気を実施していますか。また、学校薬剤師等の支援を得つつ、十分な換気ができているか確認していますか。

教室において、レベル3の地域では、児童生徒の間隔を可能な限り2m(最低1m)確保するように座席を配置していますか。また、レベル2及び1の地域では、1mを目安に最大限の間隔をとるように座席を配置していますか。

給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、原則として会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事前における室内の空気と外気の入れ替えや、食事後の歓談時におけるマスクの着用が行われていますか。

各教科等の学習活動や方法が、衛生管理マニュアルの第3章に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相当するものとなっていますか。特に、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の実施の是非について、地域の感染レベルに応じて判断していますか。

() 全ての教科等についてチェックしてください。

部活動(その前後の活動も含む)において、地域の感染レベルに応じた活動を行っていますか。その際、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。また、部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底していますか。

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の状況を的確に把握していますか。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、児童生徒等の心のケアに取り組んでいますか。

教職員が休暇を取りやすい職場環境とするため、仮に感染を責める雰囲気がある場合は管理職が率先して払拭するよう努める、業務の内容や進捗等の情報共有を日頃から行う、教職員が出勤できなくなった場合の校務分掌について検討を進めるなどの工夫をしていますか。

職員室等において勤務する際に、可能な限り間隔を確保していますか(おおむね1~2m)。また、十分なスペースを確保できない場合は、空き教室の活用等による分散勤務を検討していますか。

教職員の精神面の負担に鑑み、校務分掌の見直しを図るなど業務負担が過重とならないよう留意していますか。また、予防的な取組の充実や相談窓口の周知など、教職員が一人で不安や悩みを抱え込むことのないよう対策を講じていますか。

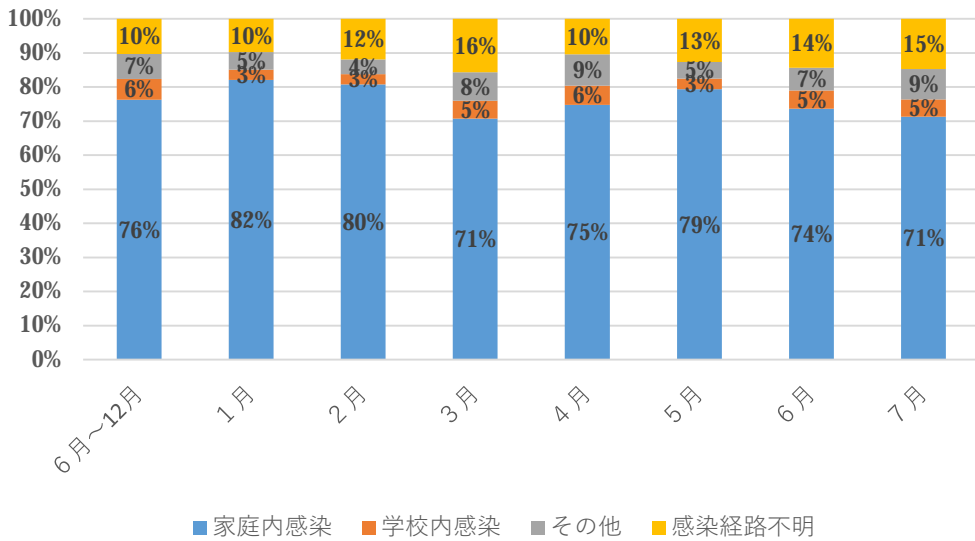
臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学びを保障するため、ICTの活用等による学習指導や学習状況の把握を行っていますか。また、これらが可能となるよう、端末の持ち帰りを安全・安心に行える環境づくりに取り組んでいますか。

感染者、濃厚接触者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないよう指導を行っていますか。また、ワクチン接種についても、同様に差別が行われないよう必要な指導を行っていますか。

学校関係者における新型コロナウイルス感染症の感染状況

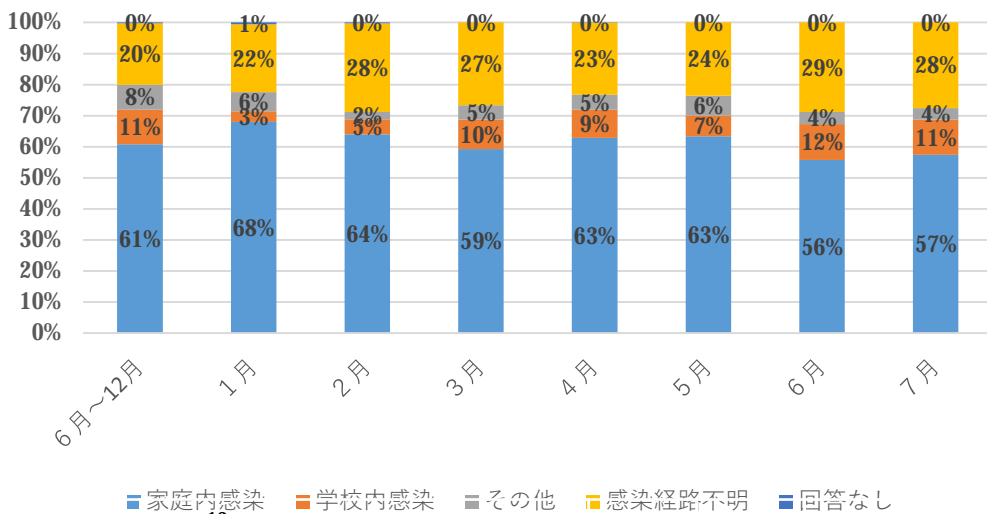
(令和2年6月1日～令和3年7月31日までに文部科学省に報告があったもの)

小学生の感染経路



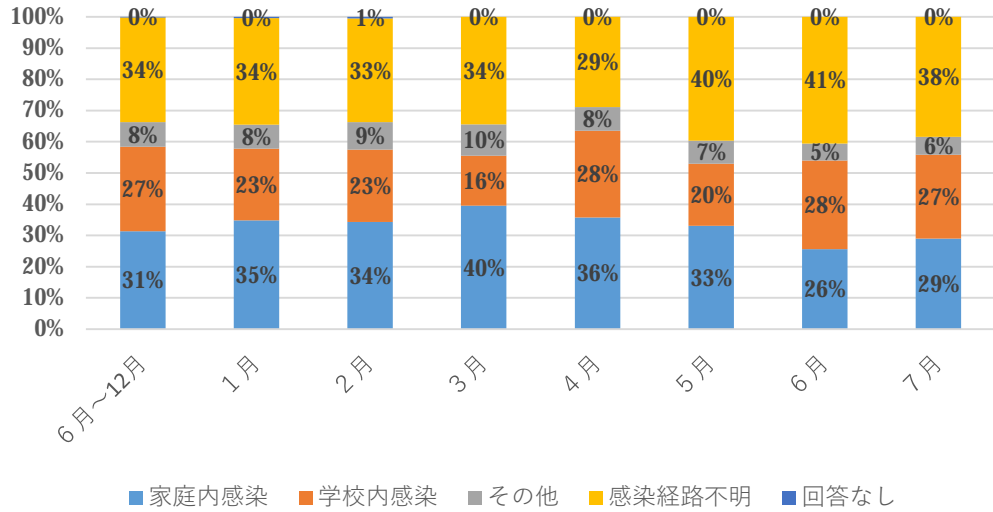
小学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
家庭内感染	2018	1802	429	379	1283	1740	655	840
学校内感染	161	66	16	28	98	68	48	60
その他	194	113	23	45	158	106	59	104
感染経路不明	272	215	63	84	178	278	128	174
回答なし	4	6	2	1	0	0	0	0
合計	2649	2202	533	537	1717	2192	890	1178

中学生の感染経路



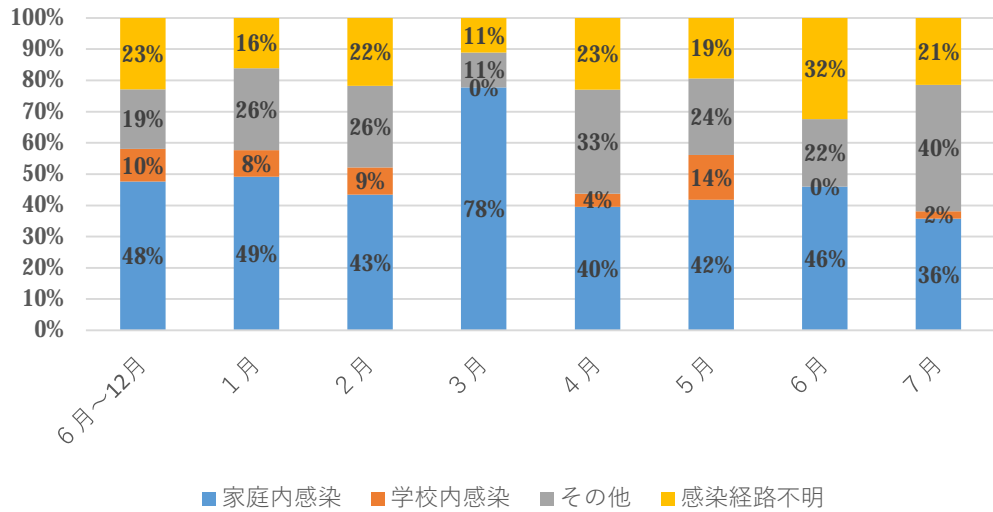
中学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
家庭内感染	206	48	16	29	111	99	71	93
学校内感染	148	87	8	14	60	95	24	31
その他	366	309	94	81	287	347	178	226
感染経路不明	4	8	1	0	1	0	0	0
回答なし	1847	1413	330	304	1237	1476	617	821
合計	1123	961	211	180	778	935	344	471

高校生の感染経路



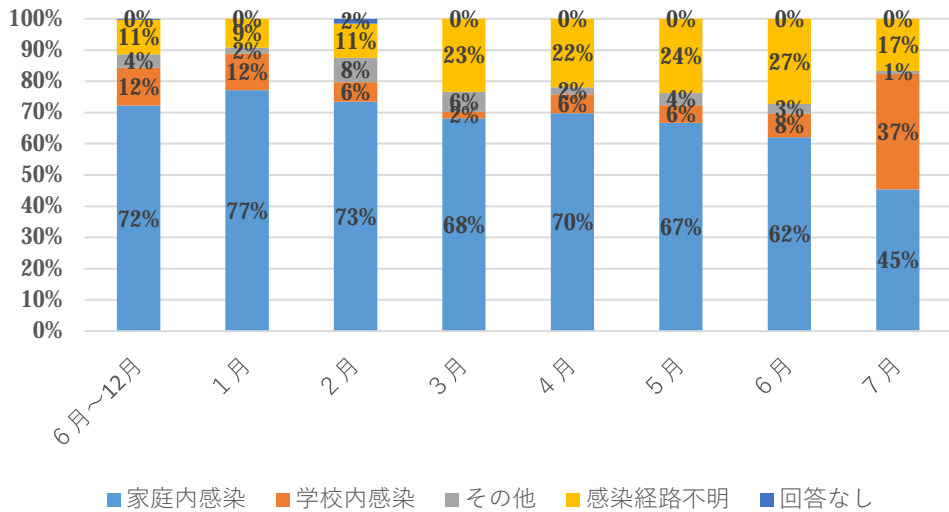
高等学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
家庭内感染	979	969	188	161	637	663	214	194
学校内感染	841	637	127	65	494	396	237	179
その他	247	214	48	41	136	148	45	38
感染経路不明	1045	947	182	140	514	793	339	257
回答なし	6	13	3	0	0	0	0	0
合計	3118	2780	548	407	1781	2000	835	668

特別支援学校児童生徒の感染経路



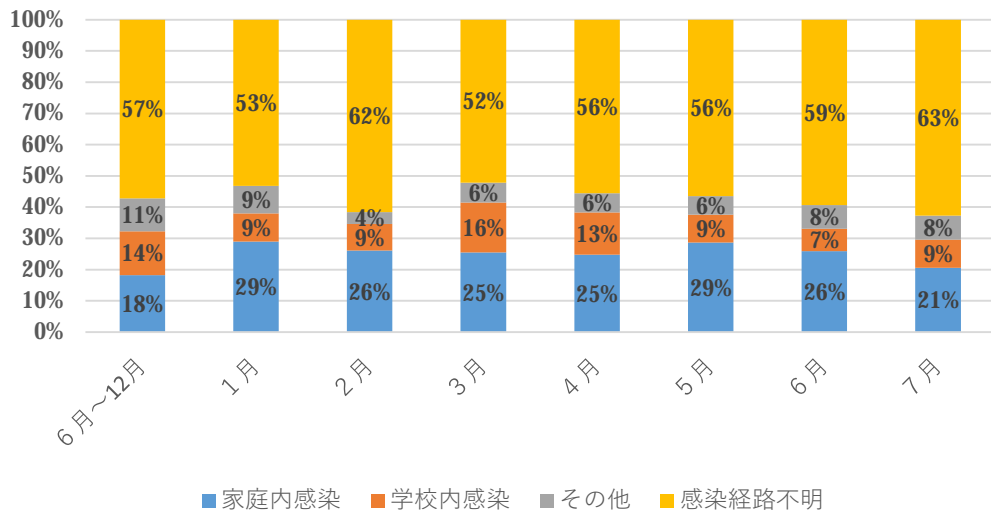
特別支援学校	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
家庭内感染	50	58	10	14	38	41	17	15
学校内感染	11	10	2	0	4	14	0	1
その他	20	31	6	2	32	24	8	17
感染経路不明	24	19	5	2	22	19	12	9
回答なし	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	105	118	23	18	96	98	37	42

幼児の感染経路



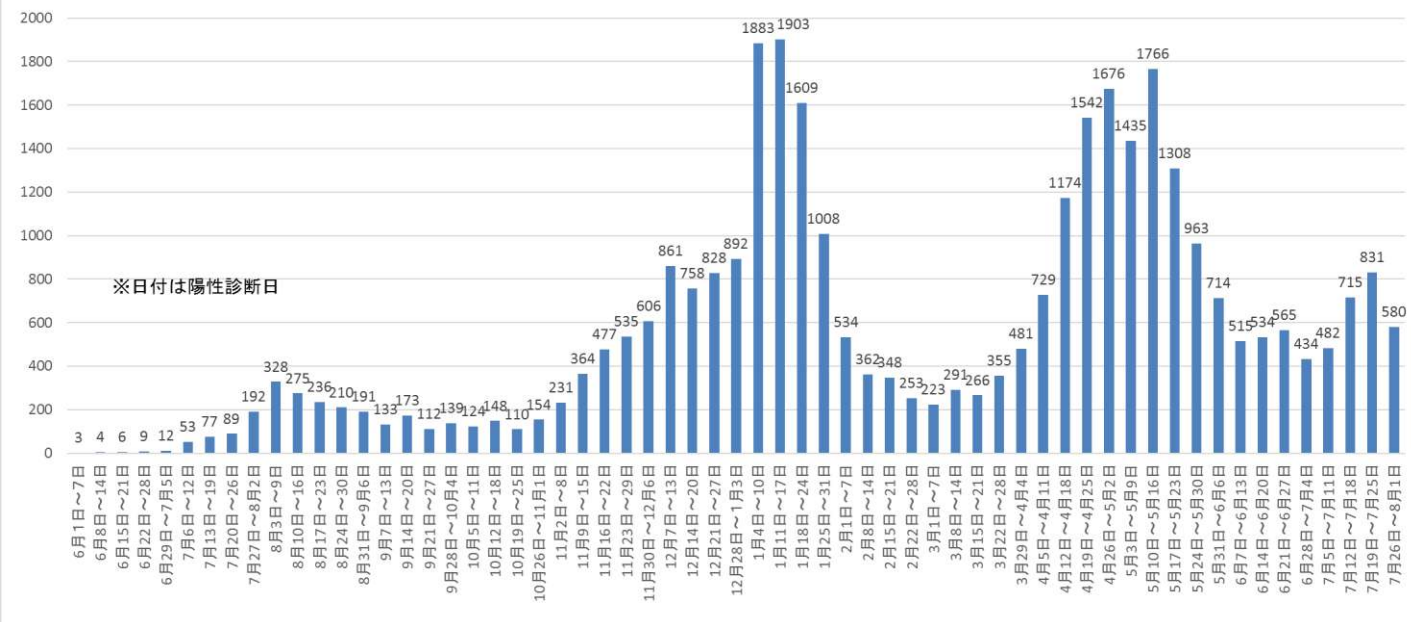
幼稚園	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
家庭内感染	203	159	47	32	127	140	41	49
学校内感染	34	24	4	1	11	12	5	40
その他	12	4	5	3	4	8	2	1
感染経路不明	31	19	7	11	40	50	18	18
回答なし	1	0	1	0	0	0	0	0
合計	281	206	64	47	182	210	66	108

教職員の感染経路

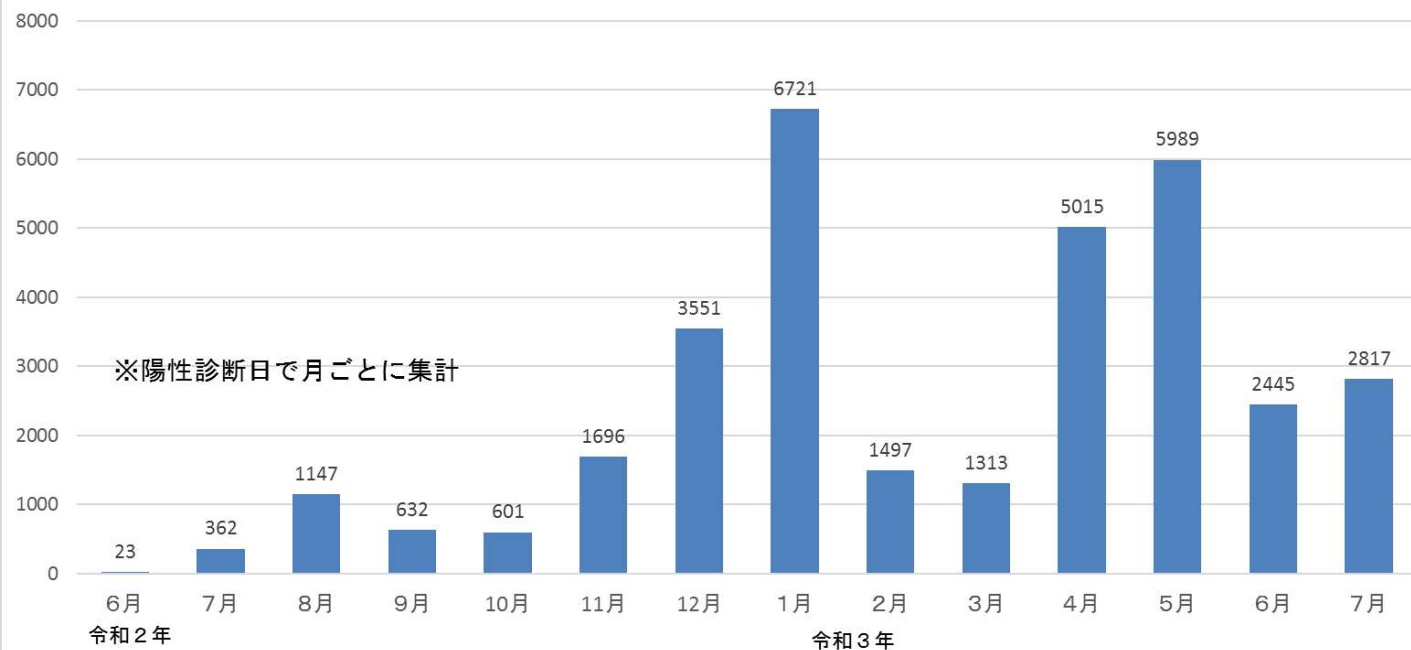


教職員	6月～12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
家庭内感染	222	273	55	64	166	199	68	64
学校内感染	171	84	18	40	90	62	19	28
その他	128	83	8	16	41	41	20	24
感染経路不明	696	501	130	131	372	392	156	195
回答なし	1	1	0	0	0	0	0	1
合計	1218	942	211	251	669	694	263	312

児童生徒等感染者の推移 (R2.6/1～R3.7/31までに文部科学省に報告があった件数)



児童生徒等の感染者の推移 (R2.6/1～R3.7/31までに文部科学省に報告があった件数)



児童生徒の主な相談窓口一覧

相談窓口名称	所管等	電話番号	受付	概要
24時間子供SOS ダイヤル	文部科学省	(なやみいおう) 0120-0-78310	24時間 年中無休	子供たちが24時間いじめ等の悩みを相談できる、全国統一ダイヤル。
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等の人権問題について、子供や周囲の大人が法務局職員・人権擁護委員に相談できる電話窓口。
いのちの電話	一般社団法人 日本いのちの電話連盟	0570-783-556	毎日10:00～22:00	相談員に電話・メールで悩みを相談できる窓口。
		0120-783-556	毎日16:00～21:00 毎月10日8時～翌日8時	
チャイルドライン	NPO法人 チャイルドライン支援 センター	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子供が電話・チャットで悩みを相談できる窓口。
よりそいホットライン	一般社団法人社会的 包摂サポートセンター	0120-279-338	24時間	相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓口。
都道府県警察の 少年相談窓口	各都道府県警察	都道府県ごと (https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html)	都道府県ごと	いじめ・犯罪等の被害に悩む子供やその家族が警察に相談できる窓口。
児童相談所虐待 対応ダイヤル「189」	厚生労働省	189 (いちはやく)	24時間 年中無休	虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通告・相談できる全国統一ダイヤル。
こころ×子どもメール相談	国立成育医療研究センター	kodomo- liaison@ncchd.go.jp	土曜・日曜・祝日 15:00～22:00 2021年12月末まで	18歳までの子供がメールで悩みを相談できる窓口。

高校等における抗原簡易キットの活用の手引き

文部科学省初等中等教育局
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高校等」という。）においては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、持続的に子供たちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続いただくよう、文部科学省から累次にわたりお願いしてきたところです。

感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）などにおいて、基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるため、身体的距離を確保するといった感染症対策の徹底、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の実施など、具体的な留意事項を周知してきたところですが、特に、高等学校においては、クラスタの発生が継続的に見られており、また、感染の場面は部活動が関係している事例が多く見られる中、万一感染者が学内に生じた場合には、早期の発見・対応が求められます。

こうした観点から、政府においては、簡易かつ迅速（検査の所要時間：15分～30分程度）に実施することができる「抗原簡易キット」（以下「キット」という。）について、その活用を希望し、かつ、キットの使用のための条件等が整っている高校等に対して、無償での配布を行うこととしました。

このキットは、抗原定性検査を実施するものであり、その特性として、結果をその場で迅速に得られること、特に有症状者に実施した場合に正確性が高いとされていることがあります。このため、キットを受領した各高校等においては、保健室等にキットを備え、登校・出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える生徒や教職員（以下「生徒等」という。）に対して検査を実施するなど、キットの性質と各高校等の実情に応じた使用方法を御検討ください。

また、たとえば、寮や寄宿舎で生活する生徒や部活動等の課外活動に参加する生徒（特に、外部の大会や競技会・発表会等に参加する生徒）のうち、咳、咽頭痛、発熱等の症状がある者に対して検査を実施すること等も、キットの活用方策として考えられますので、申し添えます。（検査結果が陰性であれば課外活動を継続できるわけではなく、医療機関の受診や自宅待機をする必要があります（後述）。）

加えて、学内において感染の可能性のある者を早期に発見する観点からは、生徒

等の健康管理も重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、生徒の健康状態を把握するようお願いしています。すでに各学校においては、健康観察を実施いただいているところと存じますが、政府としては、生徒の健康状態を一元的に把握・管理するためのアプリケーションについても、追ってお知らせすることとしていますので、必要に応じて活用をご検討ください。

本手引きは、キットを活用した感染者の早期発見・対応に当たっての手順や留意事項等についてお示しし、各高校等に参照いただくためのものですので、キットを使用する際には下記の内容に御留意の上、適切な手順で使用してください。ただし、今回配布するキットは3社の製品のいずれかであり、製品によって具体的な保管方法、使用方法等は異なりますので、必ず、キットに同封されている各製品の説明書をよくお読みください。

- また、本手引きは、基本的に医師等が常駐していない高校等における場面を想定し、教職員の管理下で生徒等本人が検査を行う場合の実施方法等についてお示ししています。医師等による実施が可能である場合は、検査の正確性等をより期すため、医師等により検査を実施するようにしてください。

なお、前述のとおり、発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒も教職員も、登校せずに自宅で休養することを徹底することとしており、キットの配布はその趣旨を越えるものではありません。登校・出勤後に体調の変調を来した場合であって、直ちには医療機関を受診できない場合等における対応を想定していることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある生徒がキットを使用して検査を受けるために登校をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。

また、高校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないよう、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。

(1) キットについて (製品の仕様や、保管・使用時の留意事項)

キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に御留意の上、正しい方法で使用してください。

<具体的な製品の仕様・管理方法>

- ・ 政府から無償で配布するキットは、厚生労働大臣から薬事法令上の承認を受けたものであり、以下の3社の製品のいずれかを送付する予定です。(製品を選んでいただくことはできません)
- ・ 1つの包装に、10回分又は60回分の検査を実施することができるキットが含まれています。キットは常温程度(2～30の間)で保存することが可能ですが、夏季の気温等も踏まえ、冷暗所に保管するなど適切にお取り扱いください。冷蔵保存を行う場合は、使用前に室内温度に戻すことが必要です。

- ・ キットの有効期限は、製品の種類にもよりますが、12 か月程度となっています。今回配布するキットの実際の使用期限は、各製品の外箱の表示等でご確認ください。
- ・ 各製品の説明書等のほか、厚生労働省ホームページに掲載予定の教材（詳細については追ってお知らせします。）についても事前の学習により内容を理解しておくようお願いいたします。
- ・ 使わずに余った場合（使用期限を過ぎた場合）は、基本的には一般廃棄物として廃棄することが可能です。
- ・ 検査に使用したキット等の廃棄に当たっての具体的な処理手順については、各製品の説明書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、必要に応じ、自治体等の廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いいたします。

<使用時の留意事項>

- ・ キットは、抗原定性検査を実施するものであり、特に無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査（PCR検査）等と比較して感度が低い可能性があることから、無症状者へ確定診断として用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。

	企業名	製品名	サイズ・重量
1	富士レビオ（株）	エスプライン SARS-CoV-2	縦75×横210×奥160mm、240g、10回分
2	デンカ（株）	クイックナビ-COVID19 Ag	縦80×横197×奥97mm、210g、10回分
3	（株）タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦69×横242×奥88mm、202g、10回分
		イムノエース SARS-CoV-2	縦110×横256×奥255mm、1,057g、60回分

- ・ 高校等においてキットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、生徒等が登校後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等の症状）を発現させた場合において、学内で速やかに有症状者の感染リスクを確認する必要があるときなどが想定されます。各高校等におかれましては、このような場合を念頭に、必要に応じて学校医や医療機関等とも相談の上、キットを有効に御活用ください。

このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。

（２）検査の実施について

- キットを用いて検査を行う際には、適切な取扱いに留意するとともに、学内外の関係者との連携を含めた適切な検査に必要な環境を整備すること、生徒等や保護者に検査の性質や結果を踏まえた対応について丁寧に説明し、理解を得ることなどの配慮が必要です。

具体的な検査の実施手法等について、以下のとおり整理していますので、検査に

関与する方々に御理解いただくようお願いいたします。

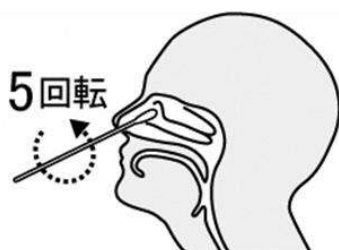
< 検査実施体制の整備 >

- ・ 学校医や医療機関等と連携し、検査の実施前、実施後の手順をあらかじめ決めておくことが必要です。その際、検査実施後の連絡方法やその後の受診・診療の流れについても調整してください。
- ・ 検査を実施する場合には、養護教諭をはじめ、教職員等の立ち会いやその後の対応が必要になります。特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ役割分担をしておくことが重要です。
- ・ 生徒等や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法等をあらかじめ十分に説明の上、保護者からの同意を得ておくことが必要です。別添資料2に保護者への説明資料のイメージを示していますので参考にしてください。なお、検査の実施については、あくまで生徒等や保護者の意思によって行われるものであり、強制することが無いよう徹底してください。
- ・ 検査の実施場所については、他の生徒等への感染防止、体調不良を訴える生徒等のプライバシーに配慮し、あらかじめ決めておいてください。

< 検体採取の手法 >

- ・ 登校・出勤後に体調不良を訴える生徒等がいる場合には、本人の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- ・ キットによる検査に当たっては、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法がありますが、鼻咽頭検体は医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは臨床検査技師による検体採取が必要になるため、高校等においては、鼻腔検体を被検者自ら採取することとなります。
各製品の説明書には2つの方法が記載されていますが、必ず、鼻腔検体を採取する方法を確認するよう、よく注意してください。
- ・ 鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能です。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、高校等の教職員が立ち会うことで使用できます。立ち会う者は、キットを用いた検査方法について、本手引き及び各製品の説明書の内容の確認や、教材（詳細については追ってお知らせします）の学習等をしておくようお願いいたします。
- ・ 鼻腔検体の自己採取に立ち会う者については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いいたします。

鼻腔ぬぐい液採取



- ・ 鼻から綿棒を2 cm程度挿入し、5回転させ、挿入した部位で5秒程度静置し、湿らせる（自己採取により実施）

< 検体採取後の操作 >

- ・ 検体採取後、付属の容器に入った液に綿棒を浸し、容器の外側から綿球部分をつまみ、数回回転させて、綿球部分から採取検体を抽出します。抽出後、容器の上から綿球部分をつまんで、綿球より液体を絞り出すように綿棒を引き抜き、試料とします。その後、試料が入った容器に付属のフィルターを装着し、付属の機器の液体滴下部に滴下し、一定時間（製品により、15分～30分）静置します。
- ・ 詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ 以上の操作は、本手引きや各製品の説明書を理解した教職員の指導の下、原則として生徒本人が行います。

(3) 検査の結果について（結果の判断やその後の対応）

検査の結果の確認及びそれを踏まえた対応については、以下に掲げる事項に御留意いただき、感染拡大の防止を図ってください。また、検査結果に基づいて講じられる以下の対応については、被検者となる生徒等にも事前に説明するようお願いいたします。

< 検査結果の読み取り >

- ・ キットによる検査の結果が、キットの外表部における縦線上の反応の有無によって表示されます。詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ キットの検査結果の確認は、生徒本人ではなく、教職員が、本手引きや各製品の説明書を理解した上で行うようお願いいたします。

ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。

< 検査結果が陽性だった場合 >

- ・ 検査結果が陽性だった場合には、生徒等が医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・ 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を行ってください。

<検査結果が陰性だった場合>

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがあるため、引き続き感染予防策を講じる必要があります。
- ・ 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機するなど、偽陰性の可能性を考慮し、感染が拡大しないような対応を講じる必要があります。

高校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

（１）手引きの受領及び希望の有無等の確認

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で高校等が受領。その際、キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認し、同封の調査票に回答。

- キットの活用希望がある
- キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

（２）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・生徒等及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

- 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- 学内外の対応フローが整理されている

（３）キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- （検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）

（４）検査実施後の対応

陽性

（４a）検査結果が陽性の者への対応

- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。
- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。

陰性

（４b）検査結果が陰性だった者への対応

- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。
- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。

キットを利用した検査に関する保護者への周知の例（イメージ）

抗原簡易キットを用いた検査の実施について

本校においては、生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を実施することとしました。

本検査は、校内で体調不良を生じるなどした場合、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものです。

あくまで登校後に体調の変調を来した場合等における対応を想定しています。発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを引き続き徹底してください。

- 検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた上で、検査実施を希望する場合は、あらかじめ同意書の提出をお願いします。

記

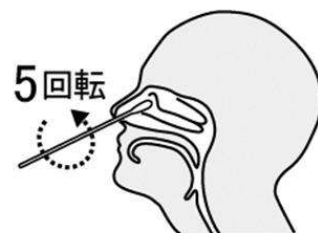
（検査の実施対象となる者）

登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性のある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等）を生じた生徒

このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

（検査実施方法）

- ・ 検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・ 鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を 2 cm 程度挿入し、5 回転させ、5 秒程度静置して検体を採取する方法で、基本的に生徒本人が行います。



裏面もご覧ください

同意書

抗原簡易キットの趣旨や実施方法、留意事項等について確認しました。
体調不良が生じた場合の検査の実施について、同意します。

令和 3 年 月 日

生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(検査実施のイメージ)

学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。

保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。

体調不良を生じた生徒の申し出を受け、検査を実施する。

1 陽性だった場合

- ・ 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がされる。
- ・ 患者であるとの診断を受けた生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。

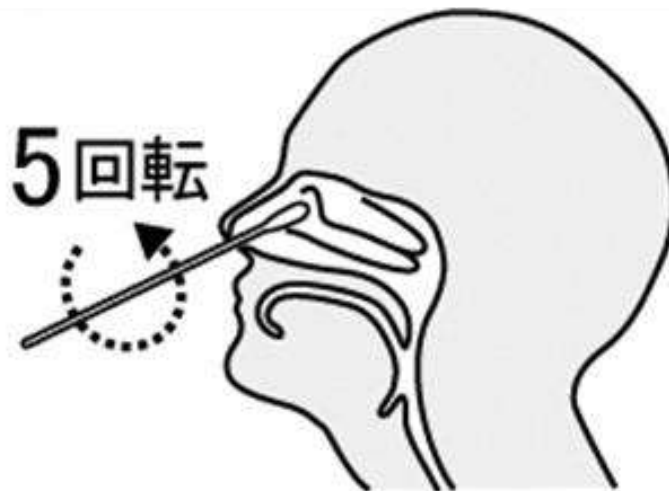
2 陰性だった場合

- ・ 偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、可能であれば医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

(留意事項等)

- ・ お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただく可能性もありますので、ご了承ください。
- ・ 検査に係る費用は無料です。

キットを利用する際の検体採取の方法に関する生徒等への説明イメージ図



キット付属の綿棒を鼻腔入り口から 2 cm 程度、粘膜部分をぬぐうようにしてゆっくり挿入します。

挿入後、綿棒を 5 回程度ゆっくり回転させます。

挿入した部位で 5 秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。

撮取した綿棒を所定の容器へ入れます。

各都道府県各種学校所管課

日本インターナショナルスクール協議会 御中

在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（参考送付）

このたび、内閣総理大臣より、令和3年8月27日から9月12日までを期間として、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を対象に、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われることとなりました。

また、令和3年8月27日から9月12日までを期間として、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県が新たにまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされるとともに、既に重点措置区域とされていた、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県については、上述のとおり緊急事態宣言の対象区域に指定されることに伴い、「まん延防止等重点措置」が令和3年8月26日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたのでお知らせします。

変更後の対処方針における学校の取扱いについては、別添のとおりであり、高等学校に加え、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）を対象とした中学校、小学校、幼稚園等への抗原簡易キットの活用について記載されたところです。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室長 松原

人物交流専門官 小野

外国人教育政策係 手塚、氏師

Tel : 03-5253-4111（内線 3222）

Fax : 03-5253-3669,

E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

August 26, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of a state of emergency and the other measures

The Prime Minister of Japan has announced that a state of emergency for COVID-19 will be declared for Hokkaido, Miyagi, Gifu, Aichi, Mie, Shiga, Okayama and Hiroshima Prefectures from August 27 until September 12, 2021.

In addition, Kochi, Saga, Nagasaki and Miyazaki Prefectures will be newly designated as the areas where the Priority preventative measures should be taken during the period from August 27 until September 12, 2021, and the Priority preventative measures for Hokkaido, Miyagi, Gifu, Aichi, Mie, Shiga, Okayama and Hiroshima Prefectures will end on August 26, 2021.

We would like to announce that the Basic Policies for Novel Coronavirus Disease Control have been revised, in accordance with the above.

The countermeasures against COVID-19 at schools in the revised Basic Policies are as attached, and encourage the use of the antigen kits for teachers and staff and fourth grade or higher students who cannot promptly return home at lower secondary and elementary schools and kindergartens, in addition to high schools.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to schools for foreign students among the "miscellaneous category" schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

8月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月25日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、令和3年8月27日から9月12日までを期間として、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」が行われることとなりました。

また、令和3年8月27日から9月12日までを期間として、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県が新たにまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされるとともに、既に重点措置区域とされていた、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県については、上述のとおり緊急事態宣言の対象区域に指定されることに伴い、法に基づく「まん延防止等重点措置」が令和3年8月26日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染

症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照)や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月18日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について(依頼)」(令和3年6月23日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)及び「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について(周知・調査)」(令和3年6月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)において調査を行った抗原簡易キットについては、順次、配付を進めております。

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、高等学校に加え、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒(小学校4年生以上)を対象とした中学校、小学校、幼稚園等への抗原簡易キットの活用について記載されたところです。

なお、文部科学省では、本記載に基づき、関係府省と連携しながら、中学校以下の抗原簡易キットの配布や活用方法について検討を進めており、今後、具体的な対応について決まり次第お知らせしますので、申し添えます。

また、大学拠点接種や地方公共団体の大規模接種会場を活用し希望する教職員のワクチン接種が進むよう取り組むこととされておりますので、都道府県教育委員会等におかれては、大学拠点接種を実施する大学や、地方公共団体の私学担当部局やワクチン担当部局と連携し、必要な取組を進めていただきますようお願いいたします。

加えて、変更後の対処方針では、小学校、中学校等の教職員も、政府が行うモニタリング検査の対象となりました。このことについては、今後、具体的な対応について決まり次第お知らせしますので、申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、新たな変異株（デルタ株）の感染者数が増加し、ほぼ置き換わったと考えられている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例もあり、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配意いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)
https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)
https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf
- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和3年4月28日 Ver.6）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html
- ・小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20210712-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf
- ・小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健

2. 部活動における留意事項

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生しているところ。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

特に部活動の大会やコンクールは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であること等を考慮していただき、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて、別紙1に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたいこと。

なお、6月2日付けで公益財団法人日本中学校体育連盟等に対し、別紙2を発出しているため、ご参照いただきたいこと。

3. 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。修学旅行等(修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。)についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について御配慮いただきたいこと。

(参考) 文部科学省ホームページ「Q&A(学校設置者・学校関係者の皆様へ)学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を検討し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4. 運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸が可能な

くなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5 . 変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030825.pdf

(関連する記載の抜粋)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(2) サーベイランス・情報収集

(略) 政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 7 月末に開始するとともに、中学校、小学校、幼稚園等に対しても、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 9 月上旬に開始し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校 4 年生以上）を対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。(略)

(3) まん延防止

7) 学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影

響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員のワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員のワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。

都道府県は、政府が行うモニタリング検査において、小学校、中学校等の教職員も、積極的に参加するように協力を行うものとする。また、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

< 感染リスクの高い活動等の制限等 >

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

< 部活動に付随する場面での対策の徹底 >

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

< 学校全体としての取組 >

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大
予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組
について(依頼)

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれては、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にいただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

< 本件担当 >

(運動部活動について)

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係
電話：03-5253-4111(内線 3777)

(文化部活動について)

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
電話：03-5253-4111(内線 2832)

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和3年6月2日

スポーツ庁
文化庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和3年6月2日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

1. 大会等の運営

(1) 大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

(2) 感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際等は、周囲の人となるべく距離（ ）を空けさせること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に（最低1m）の距離を空けること。

2．大会等の参加者への要求事項

（１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する14日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、少なくとも1か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

（２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

（３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離()を空けさせること。
- ()感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に(最低1m)の距離を空けること。

(5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やりハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てさせないこと。

3. 会場設営

(1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等(以下「更衣室等」という。)は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

（３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者进行特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

（５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（ ）を十分確保すること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

(6) 大会等の会場の環境

換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

(7) 施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

(8) ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

(9) 清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（ 6 ） のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。

【重要】

政府においては、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、発熱や咳など、同感染症の初期症状と疑われる症状が見られる者に対して、迅速かつ簡易に感染の有無を検査することができる「抗原簡易キット」を幼稚園及び小・中学校等へ配布する^{しこしこひよし}た。このため、キットの使用の手引きを周知するとともに、配布先を調査します^{ので}、各都道府県におかれては、手引きを御一読の上、御回答をお願いします。

事務連絡
令和3年8月26日

各都道府県各種学校所管課 御中

文部科学省大臣官房国際課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）における
抗原簡易キットの配送先について（依頼）

このたび、政府においては、新型コロナウイルス感染症のクラスターの大規模化や、医療のひっ迫を防ぐ観点から、各幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む）、義務教育学校、特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部）（以下「幼稚園及び小・中学校等」という。）に対して、同感染症に関する抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施するための検査キット（以下「キット」という。）を配布することとしました。

これを踏まえ、外国人学校（幼稚園、小学校、中学校に相当する課程を有し、かつ各種学校認可を受けた外国人学校に限る。以下同じ。）についてもキットの配布を行いますので、各都道府県各種学校所管課におかれては、キットの配送先について下記のとおり御回答くださるようお願いいたします。

今回配布するキットは、教職員が使用することを基本的に想定しております。感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」などにおいて、教職員については、発熱等の風邪の症状がある場合には、出勤せずに自宅で休養することを徹底することとしており、出勤後に体調の変調を来した場合は、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としています。その上で、医療機関を直ちに受診できない場合等において、キットの使用を想定していることに御留意ください。

また、児童生徒についても、発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを徹底することとしており、登校後に体調の変調を来した場合は、保護者に連絡の上、速やかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としています。その上で、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により医療機関を直ちに受診できない場合等における補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒が、本人及び保護者の同意を得て、キットを使用することは考えられます。

キットの配布は無償ですが、保管・使用に当たって一定の条件等が必要となりますので、「幼稚園等における抗原簡易キットの活用の手引き」(別紙1)及び「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」(別紙2)(以下、併せて「手引き」という。)によりキットの詳細や検査実施体制、検査実施後の対応等について事前に御確認ください。なお、児童生徒の使用に当たっては「児童生徒が使用する際の留意事項」(別紙3)についてご確認ください。

併せて、外国人学校に対して、手引きを周知されるようお願いいたします。

このほか、学校における感染拡大を防止し、学校教育活動の継続を図る観点から、教職員のうち、新型コロナワクチン(以下「ワクチン」という。)の接種を希望される方が可能な限り早期に接種することができるよう、各都道府県各種学校所管課におかれては、保健福祉部局に対して、大規模接種会場等における教職員のワクチン接種について特段の配慮を求めることを御検討くださるようお願いいたします。

また、これまでも各大学等においては、「大学拠点接種」として地域における教育関係者や学生等へのワクチン接種にも取り組んでいただいています。このたび、文部科学省においては、現下の感染状況を踏まえ、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合には、供給されたワクチンを有効に活用していただくよう改めて各大学等に協力をお願いしました。各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の学校に対し、大学拠点接種によるワクチン接種を希望する学校がありましたら、別途送付する大学拠点接種会場の担当に事前によく御相談のうえで、御検討くださるよう、周知をお願いいたします。

記

1. 回答方法・提出先

別添「回答様式」に必要事項を記入の上、以下の提出先にメールにより御提出ください。

提出先：kokusai@mext.go.jp (文部科学省 大臣官房国際課)

提出メールの件名は「【都道府県名】外国人学校における抗原簡易キットの配送先について(回答)」としてください。

回答フォームにはキットの受入れを予定しない場合の選択欄を設けております。キットの受入れを予定しない場合であっても、当該選択欄に「 」を入れた上で、必ず回答期限までに御回答ください。

令和3年私立高等学校等実態調査において回答のあった各種学校認可を受けた外国人学校を想定しておりますが、その後各都道府県において新たに各種学校認可を行った外国人学校についても御回答ください。

2. 回答期限

第1次回答締め切り：令和3年8月27日(金)

最終回答締め切り：令和3年9月3日(金)

第1次回答締め切りまでに回答いただいた配送先については、9月上旬の配送を予定しており、第1次回答締め切り以降に回答いただいた配送先については9月中旬

以降の配送を予定しております。

3 . 配布数

キットの配布数につきましては、別添「回答様式」に記載いただいた、外国人学校に在籍する児童生徒及び教職員の数等を参考に、全体の調整を経て決定いたします。なお、各都道府県各種学校所管課に対して、外国人学校へのキットの配布数の周知は行わず、個別の学校への配送をもって代えさせていただきます。

< 本件連絡先 >

(外国人学校におけるキットの利用、配送に関すること)
文部科学省大臣官房国際課
電話番号:03-5253-4111(内線 3222)
メール:kokusai@mext.go.jp

(抗原簡易キットの技術的な事項に関すること)
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
抗原簡易キット配布担当 03-6812-7813(内8018)

事 務 連 絡
令和3年8月30日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認
された場合の対応ガイドラインの送付について（参考送付）

今回、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等
や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等
の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただ
くための検討材料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して
周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、
加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課
国際協力企画室長 松原
人物交流専門官 小野
外国人教育政策係 手塚、氏師
Tel：03-5253-4111（内線 3222）
Fax：03-5253-3669,
E-mail：kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

August 30, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Guidelines for countermeasures in the case where COVID-19 infection of
students, teachers or staff is confirmed at the schools

The guidance has been summarized as attached for the identification of those who may have been in close contact with the infected person and for deciding whether a temporary school closure is necessary or not in the case where students, teachers or staff are confirmed as having been infected by COVID-19 at the school especially under the circumstances where the region has been designated as the areas of the declaration of a state of emergency.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous school departments: please send this notification to schools for foreign students among the “miscellaneous category” schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Extension: 3222) , Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインを取りまとめましたので、お知らせします。

事務連絡
令和3年8月27日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の対応ガイドラインの送付について

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

今回、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について、別添ガイドラインのとおり取りまとめましたので、各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- ・ 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施すること

などにご留意ください。

また、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

本ガイドラインについては、今後の感染の状況等を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

< 本件連絡先 >
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の 対応ガイドライン（第1版）

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、迅速に対応するため、平常時から学校と保健所が連携をとり、初動体制について、あらかじめ整理しておくことが重要です。

本ガイドラインでは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下で、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方を取りまとめました。各学校や学校の設置者において、地域の感染状況等に応じた対応の参考としてください。

なお、本ガイドラインは、各地域において、今回お示しするような基準がない場合、又は改めて学校設置者と保健所とで学校で感染者が発生した場合の対応について協議する場合などに役立てていただくことを想定しており、既に各地域で同様の基準がある場合には、それによっていただいても構いません。

また、濃厚接触者等の特定等への協力に関する具体的な手続きについては、「感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について（令和3年6月17日付け事務連絡）」を参照してください。

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

2. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。学校、教育委員会等は、保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

< 濃厚接触者等の候補の考え方 >

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の 又は いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（ ）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

学校において上記 の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が 1 人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

3 . 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

< 臨時休業の範囲や条件の例 >

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行うことが考えられます。なお、ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意してくださ

い。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をしてください。

【学級閉鎖】

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合

感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合

その他、設置者で必要と判断した場合

(ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合のフロー

<現状>

【学校から設置者への連絡、感染者の出席停止】

- 学校は、児童生徒等又は教職員が感染した旨の連絡を受けたら、
- ・設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。
- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づき出席停止措置とする。
- ・感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者から保健所に報告・相談】

設置者は、臨時休業の実施の必要性も含めて、保健所に報告・相談。

【保健所による調査】

保健所は、必要な情報を収集し（調査）、濃厚接触者の特定等を実施。

学校及び設置者は、上記調査に協力。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の要否を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

<緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域>

【保健所業務の補助】

事前に保健所に相談した基準又は文部科学省のガイドライン等に基づき、学校の設置者又は学校が必要な情報を収集し、濃厚接触者等の候補者のリストを作成。
設置者は上記リストを保健所へ提供。
上記リストを踏まえ、設置者と保健所が相談し、外部委託による検査を含め、保健所は濃厚接触者等を決定し検査を実施。

【設置者が臨時休業の要否を判断】

設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校内の消毒等に要する期間や校内の感染状況に基づき、学校医等と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の要否、対象、期間を検討。

右以外の場合

学校教育活動を継続

- ※状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直し等
- ※濃厚接触者が児童生徒等の場合、出席停止措置
- ※濃厚接触者が教職員の場合、出勤させない扱い

学校内で感染が広がっている可能性が高い場合等

学校保健安全法第20条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等についてお知らせします。
 学校において感染者が発生した際には、保健所とよく連携し、必要に応じ、濃厚接触者の特定等に協力いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
 令和 3 年 6 月 17 日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
 各都道府県教育委員会専修学校主管課
 各都道府県私立学校主管部課
 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
 構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
 受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

感染拡大地域における濃厚接触者の特定等の協力について

厚生労働省では、令和 3 年 6 月 4 日付事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であることを示しています。

については、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校において感染者が発生した際には、保健所に相談するなど保健所とよく連携をとり、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等にも、できる限りご協力いただきますようお願いいたします。

なお、学校において、濃厚接触者等の候補者リストを作成、提示する場合には、

- ・ 感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮すること
- ・ 適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき、組織的に実施することなどにご留意ください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を

含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

事務連絡
令和3年6月4日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について

保健所業務については、地域の感染状況等によって、優先的に取り組むべき業務が異なることがあります。例えば、緊急事態宣言対象地域やまん延防止等重点措置区域など感染が大きく拡大している地域においては、陽性者の増加に伴う保健所業務の逼迫により、自宅・宿泊療養者の健康観察や濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりするおそれがあります。

このため、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準（別添参照）に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触者等」という）の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合（範囲）において、行政検査として必要な検査を実施することも可能です。地域の感染拡大防止のために保健所自らが行うべき業務、効率化できる業務等を総合的に判断した上で、適切に取り組んでください。

また、この場合において、保健所が認定した濃厚接触者を含む検査対象者に対する行政検査については、保健所があらかじめ委託契約を結んでいる検査機関や医療機関に対して、保健所が認定したことがわかる検査対象者リストを事業所が送付するなどにより、事業所から直接、当該行政検査を依頼することも差し支えありません。その際には、委託先となる検査機関等の確保に加え、事業所に

も必要な情報(行政検査を依頼できる検査機関リスト、検査を依頼する際の手順など)が適切に伝わるよう必要な体制整備を事前に行ってください。

なお、積極的疫学調査は、本来保健所が行うべき業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行えるよう、直ちに保健所内の業務体制を見直すようお願いいたします。

【参考】

上記に関連した事例として、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域において、あらかじめ地域の医師会や医療機関との間で濃厚接触者の判断に関する聞き取りを医療機関に委託する旨合意し体制を構築した上で、医療機関が聞き取りを行っている自治体もあります。なお、このような仕組みで濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行った者についても、医療機関からその情報を保健所に共有の上、保健所は、濃厚接触者の認定を含め必要な対応を行ってください。

(事例)

- ・ 無症状の受診者から、同居者や同僚に陽性者が確認されたため濃厚接触者の可能性があるとして検査や受診の申し出があった場合に、医療機関と保健所の事前の取り決めに基づき、医療機関が当該受診者について保健所に代わって濃厚接触者の判断に関する聞き取りを行い、検査を実施する場合

(別添) 事業所に対して濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間¹において、以下のいずれかに該当する者とする。

- 1 感染可能期間は、発症2日前(無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前)から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

【濃厚接触者の候補】

- ・ 患者と同居していた者
- ・ 適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なし²で、患者と15分以上の接触があった者

- 2 必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。

【患者周辺の検査対象者の候補】

いわゆる「三つの密(密閉、密集、密着)」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境、同一環境から複数の感染者が発生している事例において、

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い(部屋が同一、座席が近いなど)者
- ・ 物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など)の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者

【重要】

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、発熱や咳など、同感染症の初期症状と疑われる症状が見られる者に対して、迅速かつ簡易に感染有無を検査することができる「抗原簡易キット」を追加的に配布します。このため、キットの使用の手引きを改めて周知するとともに、追加配布の希望状況を調査しますので、キットの追加配布を希望する外国人学校を所轄する各都道府県におかれては、手引き等を御一読の上、御回答をお願いします。

事 務 連 絡
令和3年9月2日

各都道府県各種学校所轄課 御中

文 部 科 学 省 大 臣 官 房 国 際 課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）における
抗原簡易キットの追加配布について（依頼）

これまで政府においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、大学等に対して、同感染症に関する抗原定性検査を迅速かつ簡易に実施することができる抗原簡易キット（以下「キット」という。）の配布を進め、軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。）に対するキットの活用を奨励してきました。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、キットの追加配布を行うこととしました。外国人学校（各種学校認可を受けた外国人学校に限る。以下同じ。）に対してもキットの配布を行いますので、所轄の外国人学校にキットの追加配布の希望がある各都道府県におかれては、配布に当たって必要となる情報について、下記の通り御回答くださるようお願いいたします。各外国人学校へ追加配布を行う個数については、キットの残数や全国の追加希望状況等を鑑みて決定する予定であり、回答の状況等によっては、これまでの回答実績の有無に関わらず御希望に添えない場合や個数の調整をさせていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

また、当該キットの使用手順等については、各教育段階の学校種における「抗原簡易キットの活用の手引き」及び「児童生徒が使用する際の留意事項」を別紙1～4においてお示ししていますのでそれぞれ御参照いただくとともに、各都道府県におかれては、所轄する外国人学校に対して、手引き等を周知されるようお願いいたします。

このほか、学校における感染拡大を防止し、学校教育活動の継続を図る観点から、教職員のうち、新型コロナウイルス（以下「ワクチン」という。）の接種を希望される方が可能な限り早期に接種することができるよう、各都道府県各種学校所轄課におかれては、保健福祉部局に対して、大規模接種会場等における教職員のワクチン接種について特段の配慮を求めることを御検討くださるようお願いいたします。

また、これまでも各大学等においては、「大学拠点接種」として地域における教育関係者や学生等へのワクチン接種にも取り組んでいただいています。このたび、文部科学省においては、現下の感染状況を踏まえ、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合には、供給されたワクチンを有効に活用していただくよう改めて各大学等に協力をお願いしました。各都道府県各種学校所轄課におかれては、所轄の外国人学校に対し、大学拠点接種によるワクチン接種を希望する学校がありましたら、別途送付する大学拠点接種会場の担当に事前によく御相談のうえで、御検討くださるよう、周知をお願いいたします。

記

1. 回答方法・提出先

幼稚園、小学校、中学校に相当する課程を有する外国人学校、及び幼稚園、小学校、中学校に相当する課程以外を有する外国人学校について、それぞれ以下の通り回答をお願いいたします。

(1) 幼稚園、小学校、中学校に相当する課程を有する外国人学校について

令和3年8月26日付事務連絡「専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）における抗原簡易キットの配送先について（依頼）」において御回答いただいた外国人学校について、追加配布の希望の有無について御確認いただき、追加配布を希望しない外国人学校がある場合のみ、当該学校名をメール本文に記載の上、以下の提出先まで御提出ください。

なお、配布キット数は、上記の8月26日付事務連絡にて御回答いただいた児童生徒・教職員数をもとに決定させていただきます。メールで学校名を御提出いただく際は、記載する学校名は上記の事務連絡の回答と表記を揃えていただくよう、御協力をお願いいたします。

(2) 幼稚園、小学校、中学校に相当する課程以外を有する外国人学校について

別添の様式にて、キットの追加配布を希望する外国人学校の幼稚園、小学校、中学校に相当する課程以外の生徒・学生・教職員数について記載ください。なお、キットの追加配布を希望しない外国人学校については、記入は不要です。

提出先：**kokusai@mext.go.jp**（文部科学省大臣官房国際課）

提出メールの件名は「(追加配布)【都道府県名】外国人学校における抗原簡易キットの追加配布について(回答)」としてください。件名がこれによらない場合には、回答をお受けしかねる可能性があります。

令和3年私立高等学校等実態調査において回答のあった各種学校認可を受けた外国人学校を想定しておりますが、その後各都道府県において新たに各種学校認可を行った外国人学校についても御回答ください。

(1)と(2)の回答は同一のメールにて御提出いただけるよう、御協力をお願いいたします。

2. 回答期限

令和3年9月9日(木)17時

期限を超過しての御回答については、御希望に添いかねる場合がありますので御了承ください。

発送は手続き終了次第順次行っておりますので御承知おきください。

3. 配布数

上記のとおり、各外国人学校へ追加配布を行う個数については、キットの残数や全国の追加希望状況等を鑑みて決定する予定です。なお、各都道府県各種学校所轄課に対して、外国人学校へのキットの配布数の周知は行わず、個別の学校への配送をもって代えさせていただきます。

< 本件連絡先 >

(外国人学校におけるキットの利用、配送に関すること)

文部科学省大臣官房国際課

電話番号：03-5253-4111(内線3222)

メール：kokusai@mext.go.jp

(抗原簡易キットの技術的な事項に関すること)

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部 抗原簡易キット配布担当

電話番号：03-6812-7813(内線8018)

事務連絡

令和3年9月13日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（参考送付）

このたび、内閣総理大臣より、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県を対象区域として、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」の期間が令和3年9月30日まで延長されるとともに、宮城県及び岡山県については、緊急事態宣言が令和3年9月12日をもって終了しました。

また、令和3年9月13日から9月30日までを期間として、宮城県及び岡山県が「まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）」とされるとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県を対象区域として、「まん延防止等重点措置」の期間が令和3年9月30日まで延長されました。

加えて、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県については、「まん延防止等重点措置」が令和3年9月12日をもって終了しました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されたのでお知らせします。

変更後の対処方針における学校の取扱いについては、別添1のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年8月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）によりお知らせした内容から変更はありません。

また、別添1に記載のある「小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（依頼）」（令和3年9月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）については、別添2を御参照ください。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための参考資料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

(本件連絡先)

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室長 松原

人物交流専門官 小野

外国人教育政策係 手塚、氏師

Tel : 03-5253-4111 (内線 3222)

Fax : 03-5253-3669,

E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

September 13, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of a state of emergency and the other measures

The Prime Minister of Japan has announced that the period of the Declaration of a state of emergency for Hokkaido, Ibaraki, Tochigi, Gunma, Saitama, Chiba, Tokyo, Kanagawa, Gifu, Shizuoka, Aichi, Mie, Shiga, Kyoto, Osaka, Hyogo, Hiroshima, Fukuoka and Okinawa Prefectures has been extended until September 30, 2021, and the Declaration of a state of emergency for Miyagi and Okayama Prefectures has ended on September 12, 2021.

In addition, Miyagi and Okayama Prefectures have newly been designated as the areas where the Priority preventative measures should be taken during the period from September 13 until September 30, 2021, and the period of the Priority preventative measures for Fukushima, Ishikawa, Kagawa, Kumamoto, Miyazaki and Kagoshima Prefectures has been extended until September 30, 2021.

Furthermore, the Priority preventative measures for Toyama, Yamanashi, Ehime, Kochi, Saga and Nagasaki Prefectures has ended on September 12, 2021.

We would like to announce that the Basic Policies for Novel Coronavirus Disease Control have been revised, in accordance with the above.

The countermeasures against COVID-19 at schools that are stipulated in the revised Basic Policies, as the attached document 1, remain the same as what was announced by the "Notification regarding countermeasures against COVID-19 at elementary schools and junior and senior high schools based on the Declaration of the state of emergency in accordance with the Act on Special Measures against Pandemic Influenza and New Infectious Diseases" (Notification dated August 25, 2021 by Health Education and Shokuiku Division, Elementary and Secondary Education Bureau, MEXT).

Please refer to the attached document 2 about the "Cooperation related to the implementation of the monitoring tests for early detection of the spread of COVID-19 infection at elementary and lower secondary schools (request)" (Notification dated September 1, 2021 by Health Education and Shokuiku Division, Elementary and Secondary Education Bureau, MEXT) that is described in the attached document 1.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to schools for foreign students among the “miscellaneous category” schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

9月9日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年9月9日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）」の期間が令和3年9月30日まで延長されるとともに、緊急事態宣言の対象区域とされていた宮城県及び岡山県については、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされることに伴い、法に基づく緊急事態宣言が令和3年9月12日をもって終了することとなりました。

また、令和3年9月13日から9月30日までを期間として、宮城県及び岡山県が重点措置区域とされるとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県を対象区域として、法に基づく「まん延防止等重点措置」の期間が令和3年9月30日まで延長されることとなりました。

加えて、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県については、法に基づく「まん延防止等重点措置」が令和3年9月12日をもって終了することとなりました。

これに伴い、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせします。

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域の学校においては、引き続き、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い活動」を一時的に制限すること（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの第3章を参照）や、不要不急の都道府県間の移動を伴う活動は極力控えること、家庭と連携協力して、基本的な感染症対策を徹底するため、積極的な情報発信を行うことなど感染症対策を強化していただきますようお願いいたします。

また、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域を始めとし、その他の地域の学校においても、感染拡大への警戒を怠らず、感染の状況に応じて衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ってください。

なお、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和3年6月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和3年6月18日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「高等学校等における抗原簡易キット配布希望の調査について（依頼）」（令和3年6月23日付文部科学省総合教育政策局教育人材政策課・文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「専修学校における抗原検査簡易キットの活用について（周知・調査）」（令和3年6月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課及び厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において調査を行った抗原簡易キットについては、順次、配付を進めております。

加えて、対処方針に記載されている「中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用」については、9月上旬以降、幼稚園、小学校及び中学校等へ順次配布を進めておりますので、厚生労働省及び文部科学省が作成した抗原簡易キットの活用の手引き等を御参照いただき、その他の感染防止対策と併せながら、学校における感染拡大リスク低減に向けて御活用ください。

・抗原簡易キットについて

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00140.html

また、対処方針において、「都道府県は、政府が行うモニタリング検査において、小学校、中学校等の教職員も、積極的に参加するように協力を行うものとする」と記載されていることを受けて、「小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（依頼）」（令和3年9月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）をモニタリング検査の対象区域（ ）に発出しておりますので、御参照いただき、同検査の趣旨・目的に御賛同の上、モニターとなることに御協力いただける場合は、内閣官房ホームページからモニタリング検査の登録を行っていただくようお願いいたします。

（ ）北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県

変更後の対処方針における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりであり、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年8月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）によりお知らせした内容から変更はありません。都道府県教育委員会等におかれては、対処方針等に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いします。

また、大学拠点接種や地方公共団体の大規模接種会場を活用し希望する教職員のワクチン接種が進むよう取り組むこととされており、都道府県教育委員会等におかれては、大学拠点接種を実施する大学や、地方公共団体の私学担当部局やワクチン担当部局と連携し、必要な取組を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1. 感染症対策の徹底

現在、新たな変異株（デルタ株）の感染者数が増加し、全国的にほぼ置き換わったと考えられている。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されている。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等や教職員に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校・出勤しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

また、学校給食センターなど学校の関連施設において複数の感染者が発生する事例もあり、各教育委員会におかれては、感染症への対応に当たって、学校施設に限らず、学校の教育活動を支える関連施設も含めて、教職員等の健康管理に御配慮いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留

意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)

https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～ (令和3年4月28日 Ver.6)」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- ・「小学校、中学校及び高等学校等における夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和3年7月9日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210712-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf

- ・「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」(令和3年8月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210820-mxt_kouhou01-000007004_1.pdf

- ・「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」(令和3年8月27日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210827-mxt_kouhou02-000004520-1.pdf

2. 部活動における留意事項

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生しているところ。こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなる。

特に部活動の大会やコンクールは、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であること等を考慮していただき、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、一律に中止とするのではなく、感染状況に応じて、別紙1に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底し、感染症対策と部活動の両立を図り、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保していただきたいこと。

なお、6月2日付けで公益財団法人日本中学校体育連盟等に対し、別紙2を発出しているため、ご参照いただきたいこと。

3. 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、

学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。修学旅行等（修学旅行、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動などの校外で行う活動を含む。）についても有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、以下のQ&Aを参考にし、適切な感染防止策を十分に講じた上でその実施について御配慮いただきたいこと。

（参考）文部科学省ホームページ「Q&A（学校設置者・学校関係者の皆様へ）学校行事に関すること」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00040.html

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

4．運動時のマスク着用

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域をはじめ、その他の区域においても、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に、呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用すること。

また、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

5．変更後の対処方針

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_si_ryou/kihon_r_030909.pdf

（関連する記載の抜粋）

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（2）サーベイランス・情報収集

（略）政府は、クラスターの大規模化及び医療のひっ迫を防ぐ観点から、健康観察アプリも活用し、医療機関との連携体制の確立を図りつつ、大学、専門学校、高校、特別支援学校等に対して、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 7 月末に開始するとともに、中学校、小学校、幼稚園等に対しても、最大約 80 万回程度分の抗原簡易キットの配布を 9 月上旬に開始し、発熱等の

症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校４年生以上）を対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。また、職場においても、健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査を実施するよう促すとともに、クラスターの発生が懸念される職場に関する重点的な取組を働きかけ、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する。これらの検査に用いる抗原簡易キットについては、迅速かつ適切に検査が実施されるよう、検体採取に関する注意点等を理解した職員等の管理下で検査を実施させる。（略）

（３）まん延防止

７）学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛）を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校４年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員のワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員のワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。

都道府県は、政府が行うモニタリング検査において、小学校、中学校等の教職員も、積極的に参加するように協力を行うものとする。また、学校設置者に対

し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >
文部科学省
初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

< 感染リスクの高い活動等の制限等 >

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

< 部活動に付随する場面での対策の徹底 >

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

< 学校全体としての取組 >

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。

部活動の大会等における感染拡大予防ガイドラインを策定しましたのでお知らせします。また、生徒の成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いします。(新規)

事務連絡
令和3年6月2日

公益財団法人日本中学校体育連盟
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟
公益財団法人日本スポーツ協会
全国中学校文化連盟
公益社団法人全国高等学校文化連盟

御中

スポーツ庁政策課学校体育室
文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大
予防ガイドラインの策定及び生徒の成果発表の機会の確保等に係る取組
について(依頼)

学校教育活動の一環として行われる部活動については、地域の感染状況等に応じて、実施内容や方法を工夫した上で実施するなど、感染症対策と部活動の両立を図り、学びの機会を保障していくことが重要です。また、部活動の大会等についても、生徒にとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会でありますので、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

スポーツ庁及び文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国大会・コンクール等の開催に当たって、生徒等にとって安心安全な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をガイドラインとして別紙のとおりまとめました。

これまでも、貴団体等におかれては、大会等の開催に向けて、スポーツ庁が策定した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、競技団体や文化芸術団体、施設の管理団体などの関係団体が策定しているガイドライン等を踏まえ、適切に対応いただいているものと承知しておりますが、本ガイドラインも参考にいただき、一層の感染防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き生徒等にとって安心安全な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、生徒の部活動における成果発表の機会の確保が図られるよう御理解、御協力いただきますよう改めてお願いいたします。

< 本件担当 >

(運動部活動について)

スポーツ庁政策課学校体育室運動部活動推進係
電話：03-5253-4111(内線 3777)

(文化部活動について)

文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室
電話：03-5253-4111(内線 2832)

中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和3年6月2日

スポーツ庁
文化庁

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和3年6月2日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

1. 大会等の運営

(1) 大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

(2) 感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

（３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

（４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際等は、周囲の人となるべく距離（ ）を空けさせること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）の距離を空けること。

2．大会等の参加者への要求事項

（１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する14日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、少なくとも1か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

（２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

（３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

(4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離()を空けさせること。
- ()感染予防の観点からは、できるだけ2mを目安に(最低1m)の距離を空けること。

(5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やりハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

(6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てさせないこと。

3. 会場設営

(1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸(ポンプ型が望ましい)を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル(使い捨て)を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

(2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等(以下「更衣室等」という。)は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

（３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

（４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

（５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（ ）を十分確保すること。
（ ）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

(6) 大会等の会場の環境

換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

(7) 施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

(8) ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

(9) 清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（ 6 ） のとおり適切に清掃・消毒すること。

(10) 大会運営スタッフの管理等

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、新型コロナウイルス感染症の再拡大を早期に探知するためのモニタリング検査について、別添のとおり協力依頼がありました。モニタリング検査の対象区域におかれては、本検査の意義を踏まえ、積極的な御検討をいただくようお願いいたします。

事務連絡
令和3年9月1日

関係都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
関係都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く関係国立大学法人附属学校事務主管課
関係文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた関係地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症対策に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、政府における「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の記載を踏まえ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、比較的感染リスクの高い事務所・作業所、寮、大学、空港等の場所を中心に、幅広くPCR検査等（モニタリング検査）を実施しています。

本年8月25日、基本的対処方針が変更され、「都道府県は、政府が行うモニタリング検査において、小学校、中学校等の教職員も、積極的に参加するように協力を行うものとする」と新たに記載されたことを受けて、同室から、別添のとおり、小学校、中学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の教職員（特にワクチン未接種の方）において、モニタリング検査の積極的な活用を検討するよう依頼がありました。

同室からは、モニタリング検査の対象区域（ ）であって、学校や学習塾等においてクラスターの発生が見られるなど、急速な感染拡大が広がっている首都圏の各都県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）のうち、特に人口が多い東京23区、横浜市、川崎市、さいたま市、川口市、千葉市、船橋市に所在する小学校、中学校等を対象に協力を求められています。

については、本検査の趣旨・目的に御賛同の上、モニターとなることに御協力いただける場合は、内閣官房ホームページ（下記参照）からモニタリング検査の登録を行っていただくようお願いいたします。

なお、本検査に係る費用については、検査に協力する小学校、中学校等の教職員個人への検査費も含めて、内閣官房において負担することとされておりますので申し添えます（検査の結果、陽性の疑いが生じた場合の診療費を除く。）。

このほか、別添事務連絡にあるとおり、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、小学校、中学校等の教職員においては、抗原簡易キットや毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリを活用することも有効と考えられますので、併せて御活用いただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知されるようお願いします。

（ ）北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県

記

感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

（参考）

「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

抗原簡易キット及び健康観察アプリの活用に関する詳細について記載されております。また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP（<https://corona.go.jp/health/>）においても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリが紹介されておりますので、併せて御参照ください。

< 本件連絡先 >

本件通知について

文部科学省 03-5253-4111

初等中等教育局 健康教育・食育課（内線：2918）

モニタリング検査について

内閣官房 03-5253-2111

新型コロナウイルス感染症対策推進室（内線：33212、33211）

事務連絡
令和3年9月1日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

小学校、中学校等における新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のための
モニタリング検査の実施に係る協力について（周知依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組につきまして、御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年8月25日変更））（以下「基本的対処方針」という。）において、「政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」とされていることを踏まえ、比較的感染リスクの高い事務所・作業所、寮、大学、空港等の場所を中心にモニタリング検査を実施しています。また、令和3年8月25日に変更された基本的対処方針では、「都道府県は、政府が行うモニタリング検査において、小学校、中学校等の教職員も、積極的に参加するように協力を行うものとする」とされたところです。

基本的対処方針の趣旨を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室としては、日ごろから児童生徒と接することが多いと考えられる小学校、中学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の教職員（特にワクチン未接種の方）に対し、本モニタリング検査の積極的な活用を検討していただきたいと考えております。

については、貴省におかれては、モニタリング検査の対象区域（１）であって、学校や学習塾等においてクラスターの発生がみられるなど、急速な感染拡大が広がっている首都圏の各都県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）のうち、特に人口が多い東京23区、横浜市、川崎市、さいたま市、川口市、千葉市、船橋市に所在する小学校、中学校等に対して、本検査の趣旨・目的に御賛同の上、モニターとなることに御協力いただける場合は、内閣官房ホームページ（下記参照）からモニタリング検査の登録を行うことについて、周知の御協力をお願いします

（１）北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県

また、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、抗原簡易キットや

毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリを活用（ 2 ）することも有効と考えますので、併せて御周知いただくようお願いします。

- （ 2 ）抗原簡易キット及び健康観察アプリの活用に関する詳細については、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）を御参照ください。また、健康観察アプリについては、典型的な事例として「健康観察 CHAT」の概要を例示として添付しますので御参照ください。なお、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HPにおいても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリを紹介（<https://corona.go.jp/health/>）しておりますので、併せて御参照ください。

記

感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施【別添】

新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR 検査）モニター募集中【別添】

内閣官房 HP（感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム）

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

健康観察アプリの例【別添】

< 本件連絡先 >

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

電 話 03-5253-2111（内線 33212, 33211）

感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施

【目的】

- 無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆や感染源を早期探知、感染再拡大を防止
- 専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査など機動的に対応

【実施場所】

- 有識者の意見を踏まえ、比較的感染リスクの高い事務所・作業所、寮、大学、空港等の場所を中心に実施
- 地域の実情を把握している自治体からの提案を踏まえ、実施場所を決定

【対象地域】

- 2月22日からモニタリング検査を開始し、14都道府県（北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県）で実施

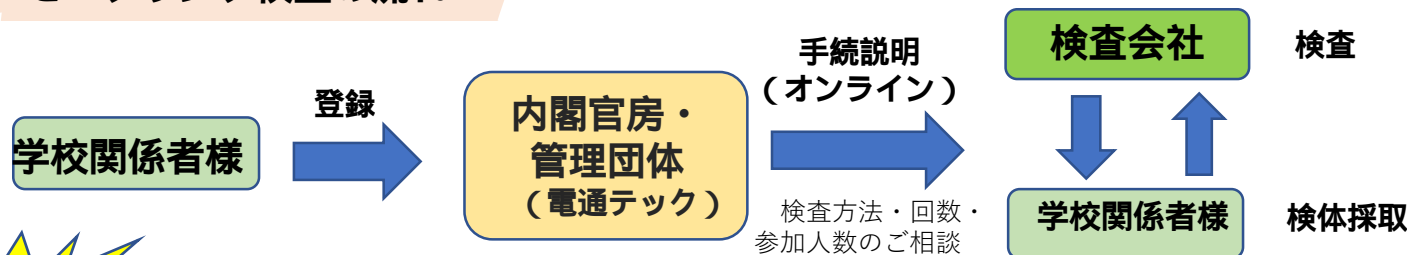
【検査結果及び分析結果】

- 検査結果及び分析結果については内閣官房HPにて公表
 - ▷ 都道府県別での直近3週間の陽性率
 - ▷ 年代別の直近3週間の陽性率

新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査） モニター募集中

内閣官房
Cabinet Secretariat

モニタリング検査の流れ



**小学校、中学校等の
教職員に対する検査
をぜひ御検討くださ
い！**

4つのメリット

①

検査は**無料**です

唾液を採るだけ
苦痛はありません

学校単位で検査がで
きます

**感染者の早期発見につな
がります**



定期的な検査で感染の拡大を防止！



↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願ひします↓↓↓

（ご登録後、オンライン説明会の案内をお送りします）

corona.go.jp/monitoring/form-group/

または、「**モニタリング検査 事業所登録**」で検索

当面は随時募集いたします



<お問合せ先>

モニタリング検査コールセンター

【株式会社電通テック】

TEL: 0570-071-307

E-Mail: info@pcr-monitoring.jp

営業時間 9:00~17:00 (土日祝含む)

別添②



出勤前、 たった1分でできる 健康観察

目に見えないウイルスという敵と戦う日々。

見えない分、自分の状態をしっかりと把握することが重要です。

健康観察CHATは日々の健康状態を記録・管理し、様々なシーンでの“安心”を提供します。

500団体 3200グループ
約20万人が使用中

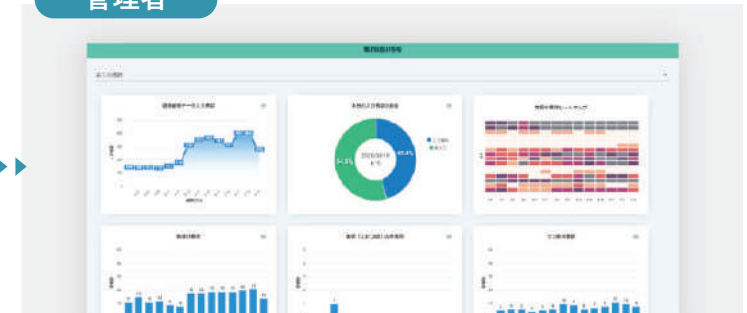
自治体・介護事業所・民間企業・学校・スポーツイベント運営など
長崎県クルーズ船でのコロナ対応で活用
全国保健所（90施設）で濃厚接触者の健康管理
検疫所軽症者の健康 管理
国立感染症研究所でも採用

健康観察CHATの使い方

体温を含む
20項目

慣れたら
約1分で完了!

管理者



各自のスマホを使って、チャット形式で簡単に入力

新型コロナウイルス対策に実際にご尽力されている感染症専門医監修のもと、厳選した観察項目のみ入力。慣れたら約1分で入力完了！

可視化されたグラフを元に組織全体を把握・管理

入力された健康観察情報は、すべてデータで一元管理⇒グラフ化。組織全体を把握して異変に気付くことが、クラスター早期検知につながる。

監修：福島県立医科大学総合内科・臨床感染症学講座 山藤栄一郎教授

利用シーン



企業

接客や訪問作業など、従業員が安心して働くために

お客様訪問がある接客クルーやどうしても出社せざるを得ない職場でも、安心して働くことを目指します。



教育現場・研究機関

生徒/学生が交流する中でも素早く状況を把握するために

クラス単位で子どもの健康を把握することで教室はもちろん放課後・部活動での感染経路を素早く捉え、早期対応を叶えます。



スポーツ

アスリートが安心してパフォーマンスするために

参加者全員の試合までの状況を把握し、感染の可能性が低いことを確認。余計な心配なく思いきり試合に臨める環境を整えます。



病院・介護施設

院内感染・高齢者の重症化ハイリスクを事前に防ぐために

ウイルス感染でのリスクが大きい病院・介護施設において、医療・介護従事者の院内感染や高齢者施設における重症化予防を目指します。



コンセプトムービー

既に導入されている長崎県の健康観察チャット

「N-CHAT」のコンセプトムービーをぜひご覧ください。

お問い合わせ先

富士通株式会社 新型コロナウイルス感染症対策支援チーム
fj-HC_expandSupport@dl.jp.fujitsu.com

事務連絡
令和3年9月22日

各都道府県各種学校所管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

新型コロナウイルスワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について（参考送付）

令和3年9月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルスワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」（以下「基本的考え方」という。）が決定されましたので、お知らせします。

基本的考え方における学校の取扱いに係る記載は別紙のとおりですので、御留意いただくようお願いいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための参考資料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校所轄課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いいたします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いいたします。

（本件連絡先）

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室長 松原

人物交流専門官 小野

外国人教育政策係 手塚、氏師

Tel：03-5253-4111（内線3222）

Fax：03-5253-3669

E-mail：kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)

International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

September 22, 2021

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

The Basic Policy on the Utilization of the Certificate of Vaccination for COVID-19

We would like to announce that the government's Novel Coronavirus Response Headquarters decided on the "The Basic Policy on the Utilization of the Certificate of Vaccination for COVID-19" on September 9th, 2021.

The utilization of the certificate at schools in the Basic Policy is as attached documents.

We kindly share this with you because it could be utilized as a reference for your consideration about your response to the novel coronavirus disease.

To Prefectural miscellaneous school departments: please send this notification to schools for foreign students among the "miscellaneous category" schools under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane and UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's Secretariat,
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Extension: 3222) , Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルスワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方が決定されましたので、お知らせします。

事務連絡
令和3年9月17日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルスワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について（周知）

令和3年9月9日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルスワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について」（別添1参照。以下「基本的考え方」という。）が決定されましたので、お知らせします。

基本的考え方における学校の取扱いに係る記載は下記のとおりですので、御留意いただくようお願いいたします。

なお、関連する文書として「ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？」（別添2参照。令和3年9月3日新型コロナウイルス感染症対策分科会）及び「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」（別添3参照。令和3年9月9日新型コロナウイルス感染症対策本部）も参考に添付いたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

【接種証明の活用にあたっての留意点】

- 民間が提供するサービス等においては、誰に対してどのようなサービスを提供するかは原則として自由であるため、接種証明の活用が幅広く認められると考えられます。ただし、接種証明を提示しない者に対する法外な料金の請求など、社会通念等に照らして認められないような取扱いは許されません。
また、例えば、会社への就職、学校への入学などといった場面でワクチン接種を要件とすることや接種を受けていないことを理由に解雇、退職勧奨等を行うことなど個々人に大きな影響を与える場合は、不当な差別的取扱いに当たる可能性が高いと考えられます。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について

〔令和 3 年 9 月 9 日〕
新型コロナウイルス感染症対策本部

【趣旨】

現在のところ、国内での新型コロナワクチン接種の事実は、接種時に本人に交付される予防接種済証（接種記録書を含む。以下同じ。）による証明を基本としています。ワクチン接種証明書は海外渡航に必要な場合に限り、市町村において発行しています。

今後、このワクチン接種証明書については、年内を目途にデジタル化することとしており、その結果、ワクチン接種証明書の取得が容易となり、国内で活用できる環境が整います。

- さらに今後、ワクチン接種率の向上や感染防止対策の推進と併せ、社会経済活動の正常化に向けた取組として、予防接種済証又はワクチン接種証明書（以下単に「接種証明」という。）を国内で積極的に活用することが考えられます。ワクチン接種が進んでいる諸外国でも、接種証明の積極的な活用により社会経済活動の再開やワクチン接種の促進に向けた取組が行われています。本文書は、こうした中で、国内で接種事実の証明を求めることについて、基本的な考え方をお示しするものです。

本文書は、感染状況やワクチン接種の状況、接種証明の利用状況等を踏まえつつ、必要に応じて、今後も見直しを行っていくこととします。

（注）「ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？」（令和 3 年 9 月 3 日新型コロナウイルス感染症対策分科会）において、ワクチン・検査パッケージを活用した総合的な取組の導入が必要であることや、同パッケージの活用の際の留意点などが示されています。本文書は、分科会のとりまとめ内容との整合性に留意して作成しています。

【ワクチン接種に関する正しい理解の増進】

- ワクチンについては、発症予防効果や発症後の重症化を予防する効果が確認されています。ワクチン接種後の感染を予防する効果も一定程度示されています。なお、ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。ワクチン接種に関しては、最新の科学的知見に基づいて、正しい理解を持つことが大切です。

(参考) ワクチンについては、海外での薬事承認前の臨床試験において、短期的には、ファイザー社ワクチンでは約 95%、武田 / モデルナ社ワクチンでは約 94%の発症予防効果が確認されました¹。また、発症後の重症化を予防する効果も確認され、ワクチン接種後の感染を予防する効果も一定程度示されています。しかしながら、その後、デルタ株の影響や、接種後からの時間経過とともに発症予防効果は低下しうるとの研究結果があります²。

- 新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要の観点から皆様にワクチン接種にご協力をいただきたいという趣旨で、予防接種法において「接種を受けるよう努めなければならない」と定められています。

ただし、ワクチン接種を受けるかどうかは個人の任意であることなどからワクチン接種の有無又は接種証明の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されません。

【感染防止対策との関係】

- ワクチンには、感染を予防する効果も一定程度示されていますが、ワクチン接種を受けた方も、マスクの着用、手指衛生、ゼロ密などの感染防止対策は引き続き必要とされています。接種証明を、感染防止対策を講じなくて良い許可証のように捉えることは適当ではありません。

感染防止対策は、国内外におけるワクチン接種の進展状況や科学的

¹ ファイザー社ワクチン添付文書及び武田 / モデルナ社ワクチン添付文書

² Dr. S Oliver, Framework for COVID-19 booster doses (ACIP August 30 2021 Meeting) (<https://www.cdc.gov/vaccines/acip/meetings/downloads/slides-2021-08-30/09-COVID-Oliver-508.pdf>)

なエビデンスを踏まえ、今後も引き続き検討されます。政府や自治体から発信される情報を踏まえた、適切な感染防止対策をとることが重要です。

【接種証明の活用に当たっての留意点】

- 民間が提供するサービス等においては、誰に対してどのようなサービスを提供するかは原則として自由であるため、接種証明の活用が幅広く認められると考えられます。

ただし、接種証明を提示しない者に対する法外な料金の請求など、社会通念等に照らして認められないような取扱いは許されません。

また、例えば、会社への就職、学校への入学などといった場面でワクチン接種を要件とすることや接種を受けていないことを理由に解雇、退職勧奨等を行うことなど個々人に大きな影響を与える場合は、不当な差別的取扱いに当たる可能性が高いと考えられます。

- 接種証明の活用の例として、商品の割引やおまけの提供などの一定のメリットを与えることは既に行われています。また、ワクチンの感染予防効果を踏まえれば、店舗への入店や会場への入場に当たって接種証明の提示を求めることも可能と考えられます。当該店舗や会場における感染等のリスクが高い場合には、接種証明の提示を求めることは利用客の理解を得やすいと考えられます。一方、リスクが低い場所で、提示した者に限って入場できるとすることは、利用客から見て合理的な理由に乏しいと捉えられる場合があると考えられます。
- 病気などの理由でワクチン接種を受けられない方がいることから、接種証明を各種サービスにおいて利用する場合には、こうした方が利用可能な代替手段として PCR 検査等³の検査結果証明書等を確保することなどが重要です。

³ 抗原定性検査の使用については、無症状者への使用が推奨されていないことや国の医療機器の承認を受けた製品を使用することについて留意が必要

公共的なサービス等においては、国民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多いことから、接種証明の提示の有無によって取り扱いを区別することには、より一層の慎重さが求められます。

なお、ワクチン接種の促進・奨励等の観点から、行政機関がワクチン接種者への優遇措置を設けることは可能と考えられますが、度を越したものとなり住民の不公平感を生じさせることにならないようにする必要があります。

(注) なお、「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」(令和3年9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部)に基づき、ワクチン・検査パッケージ(ワクチン接種歴及びPCR検査等の検査結果を基に、個人が他者に二次感染させるリスクが低いことを示す仕組み)の活用を含め、今後、各分野における制限緩和がなされることとなります。接種証明の活用に当たってはこれについても参照していただきたい。

【個人情報保護について】

- ワクチン接種に関する個人情報の管理に当たっては、個人情報保護関連法令を遵守しなければなりません。

ワクチン接種を受けているかどうかは、個人のプライバシーに属する事柄です。本人の意に反してワクチン接種の有無に関する情報の開示を強要することや、本人の同意を得ることなく第三者にワクチン接種の有無に関する情報を提供することは、関係法令に照らして違法となる場合があります。

【業界別ガイドライン策定について】

- 何が不当な差別的取扱いに該当するかについては、その状況や具体的な取り扱いの内容等によって異なり、あらかじめ明確な線引きをすることは困難な面があります。本文書も踏まえ、各業界の実情に応じて接種証明の利用に関するガイドラインを策定することも考えられます。

**ワクチン接種が進む中で
日常生活はどのように変わり得るのか？
令和3年9月3日（金）**

新型コロナウイルス感染症対策分科会

[] はじめに

- 1 我が国では、多くの人々の協力の下、不要不急の外出の自粛や飲食店の営業時間短縮など日常生活への制約を通して、新型コロナウイルス感染症への対策が進められてきた。
- 1 日常生活への制約が長引く中で、人々の間では先が見えないことによる不安や不満が高まってきており、感染対策への協力が得られにくくなってきている。
- 1 したがって、合理的かつ効果的で納得感のある感染対策が今まで以上に求められている。
- 1 こうした中、感染対策の重要な柱であるワクチンの接種率が向上しつつある。ワクチンの有効性は明確ではあるが、特にデルタ株に対しては万能ではないことも指摘されてきている。
- 1 ほとんどの希望者にワクチンが行き渡ると考えられる頃には、ワクチンと共に、その他の科学技術、例えば、健康観察アプリや抗原定性検査（検査キット）、二酸化炭素濃度測定器（CO₂モニター）、二次元バーコード（QRコード）、下水サーベイランス等を活用し、さらに飲食店での第三者認証の促進等を進めることで、人々の日常生活を徐々に変えられる可能性が出てきている。
- 1 必要な感染対策を講じながら、可能な限り制約のない日常生活に徐々に戻していくためには、科学技術の一環としてワクチンと検査を組み合わせた“ワクチン・検査パッケージ”を活用することも重要になる。
- 1 人々がどのような日常生活を望むのかについては日本に住む一人ひとりが選択していく事柄ではあるが、そのため多くの人々や事業者、自治体等を含め、国民的な議論に資するよう、分科会として、ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのかについての考え方を示した。

[] ワクチンの効果とその限界

- ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのかについて考えるためには、ワクチンの効果やその効果の限界を認識した上で、今後の感染状況がどのようになっていくかを展望することが必要である。
- 第 章では、これまでの科学的知見を踏まえて、ワクチンの効果とその効果の限界について示した。本章の内容を踏まえて、第 章で示した今後想定される感染状況や対策の必要性についてご覧頂きたい。

(1) 効果

- ワクチン接種は、人々が安心して暮らすための重要な要素である。
- 日本国内で使用されているワクチンについて、その最も明確かつ重要な効果は主に3つ考えられる。
 - ワクチン接種者において重症化及び死亡を予防する効果があること。
 - 発症予防効果についても一定の効果が認められていること。
 - ワクチン接種後の感染やその感染の伝播を予防する効果も一定程度示されていること。なお、その効果は、現在主流となっているデルタ株に対しては、従来株に比べ、低いと考えられること。
- ただし、ワクチンの効果については、今後も新たな変異の出現など、様々な影響で減じる可能性があり、その評価も随時更新される可能性がある。

(2) ワクチンの効果の限界

- ワクチンの効果の限界としては主に3つ考えられる。
 - デルタ株が主流になった現在でも、重症化予防効果は高いと考えられるが、完全ではないこと。
 - 本人の感染予防効果については、上記の効果に比べて弱く、ワクチンを接種したとしても感染が生じるいわゆる“ブレイクスルー感染”（ワクチン接種後の感染）が一定程度生じること。したがって、ワクチンを接種した場合、本人の利益はある一方、本人が感染し、他者に二次感染させる可能性があること。
 - ワクチンにより獲得された免疫は数か月で徐々に減弱していく可能性も指摘されていること。このことから、追加接種の議論を進めていく必要があること。
- 上記の理由や諸外国の知見を踏まえると、我が国において全ての希望者がワクチン接種を終えたとしても、社会全体が守られるという意味での集団免疫の獲得は困難と考えられる。

ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？

[] ワクチン普及後の行動制限の必要性について

(1) 想定されるワクチン接種率

2021年7月の首都圏1都3県(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の成人の20-69歳を対象にした調査データを用いた。

	ワクチン接種率		
	60代以上	40-50代	20-30代
シナリオA. 理想的な接種率	90%	80%	75%
シナリオB. 努力により到達し得る接種率	85%	70%	60%
シナリオC. 避けたい接種率	80%	60%	45%

「努力により到達し得る接種率」：「1度以上接種をすでにした、またはできるだけ早く接種したい」と回答した者と「もう少し様子を見たい」と回答した者の半数を合計した割合。

「避けたい接種率」：「1度以上接種をすでにした、またはできるだけ早く接種したい」と回答した者の割合。

「理想的な接種率」：「1度以上接種をすでにした、またはできるだけ早く接種したい」と回答した者と「もう少し様子を見たい」と回答した者を合計した割合。

(2) ワクチン接種率と感染対策の関係

○シミュレーションの結果を踏まえると、ワクチン接種率の高低に応じて、感染拡大の防止に求められる人々の接触機会低減の程度が明らかになった。流行するウイルスの基本再生産数を5、ワクチンの感染予防効果を70%と仮定した。ただし、このシミュレーションでは、ブレークスルー感染が生じること等については考慮したが、新たな変異株の出現やワクチン効果の減弱、気温の低下等の要因は考慮していない。

○感染は主にワクチン未接種者の間で広がる。シナリオAでは、この集団を中心に、接触機会を40%程度低減(1)することで感染が一定水準に抑制され、また、入院者や重症者等が減少することが期待される。このため、医療逼迫が生じにくくなり、緊急事態措置等の“強い対策”を実施する必要がなくなる可能性がある。私たちは、この接種率の向上を目指していくべきである。

○しかし、シナリオBでは、ワクチン未接種者を中心に、接触機会を50%程度低減(2)しなければ、感染を一定水準に抑制することが難しくなることから、緊急事態措置等の“強い対策”が必要になる。このシナリオBが実際に最も起り得ると想定される。

1：40%程度低減：マスク着用や三密回避等で達成可能な水準。

2：50%程度低減：マスク着用等に加え、会食の人数制限やオンライン会議、テレワークなどで達成可能な水準。

ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？

[] 日常生活を変えるための総合的な取り組み

- 第 章のシミュレーションによると、最もあり得ると考えられるシナリオBの接種率に到達したとしても、引き続き、人々の生活や社会経済活動の制限（ ）が一定程度必要になる。
- 求められる日常生活の制約（行動の制限）の水準は、その時々の感染や医療提供体制の状況の下に、ワクチン接種率の向上、科学技術の活用、積極的疫学調査の実施状況等によって左右される。いわば、これらはトレードオフの関係にある。
- なお、感染が状況が悪化し医療が逼迫した場合には、日常生活の制約を再度強化することも必要になる。
- これまでも、合理的かつ効果的で納得感のある対策として、飲食店での第三者認証の促進や積極的・戦略的検査など科学技術（健康観察アプリや検査キット、CO₂モニター、QRコード、下水サーベイランス、新たな治療薬等）を用いた対策が議論され、少しずつ進められてきた。
- このような中、上記の科学技術の一環として、“ワクチン・検査パッケージ”を活用した総合的な取り組みを導入することが必要になる。その時期については、ほとんどの希望者にワクチンが行き渡ることが鍵となり、例えば11月頃が考えられる。
- 第 章では、“ワクチン・検査パッケージ”の活用に向けた考え方について示した。
マスクの着用や具合が悪い場合には外出を控えること、職場等で具合が悪くなった場合には検査を受けること、イベントでの密集回避、会食の人数制限、オンライン会議、テレワーク、積極的疫学調査等の基本的な感染対策。



[] “ワクチン・検査パッケージ”の活

(1) “ワクチン・検査パッケージ”とは？

- “ワクチン・検査パッケージ”はワクチン接種歴及びPCR等の検査結果を基に、個人が他者に二次感染させるリスクが低いことを示す仕組みである。
- しかし、検査の陰性やワクチン接種歴は他者に二次感染をさせないことや自らが感染しないことの完全な保証にはならない。

(2) “ワクチン・検査パッケージ”の活用の際の留意点

- 我が国では、新型コロナウイルスワクチンの接種については予防接種法により努力義務とされているが、検査とともにワクチン接種は本人の意思に基づき行われている。ただし、ワクチンが社会防衛として行われるという観点から、例えば、感染リスクの高い職場での活用など、接種していない人が一定の制約を受けるという不利益をどこまで社会的に甘受すべきかを、諸外国の事例等も踏まえ、議論する必要がある。
- “ワクチン・検査パッケージ”は国民的な議論を通して得られた考え方にに基づき、基本的には、自発的な民間の創意工夫を加えて具体的に活用されることが期待される。国及び自治体は、検査体制の強化など、その民間の取り組みを後押しすべきである。
- “ワクチンパスポート”という言葉が海外渡航に関して使用されているが、国内でこの言葉を用いると、“スポーツ”という言葉がそれを保持しない人が社会活動に参加できないことを想起させ、社会の分断に繋がる懸念がある。したがって、国内では“ワクチンパスポート”という言葉は使用すべきではないと考える。
- また、ワクチン接種歴等の利用にあたっては、個人情報保護の保護に注意した議論が必要である。

[] “ワクチン・検査パッケージ”の活用（続き）

（3）“ワクチン・検査パッケージ”の適用

【基本的な考え方】

- ・ “ワクチン・検査パッケージ”を適用したとしても、マスク着用などの基本的な感染対策を当分継続しつつ、行動制限の緩和は段階的に状況に応じて進めること。
- ・ 感染リスクが高い場面・活動やクラスターが発生した際の重症者の発生や地理的なインパクトが大きい場面・活動に適用すべきこと。
- ・ 国や自治体が利用する場合には、事業者などの意見も聞いた上で適用すること。
- ・ イベントなどでの適用にあたっては技術実証も活用すること。

○なお、以下のような場面・活動では“ワクチン・検査パッケージ”の適用が考えられる。

【感染によるインパクトが大きい場面・活動の例】

- ・ 医療機関や高齢者施設、障害者施設への入院・入所及び入院患者・施設利用者との面会
- ・ 医療・介護・福祉関係等の職場への出勤
- ・ 県境を越える出張や旅行
- ・ 全国から人が集まるような大規模イベント
- ・ 感染拡大時に自粛してきた大学での対面授業
- ・ 部活動における感染リスクの高い活動

【その他の場面・活動の例】

- ・ 同窓会等の久しぶりの人々と接触するような大人数での会食・宴会
- ・ 冠婚葬祭や入学式、卒業式後の宴会

【適用すべきか否か検討すべき場面・活動の例】

○百貨店等の大規模商業施設やカラオケなどでは基本的な感染対策を徹底することが重要である。なお、その従業員については適用するか否かについて検討する必要がある。

○飲食店については“ワクチン・検査パッケージ”や第三者認証をどのように活用するのかについて検討する必要がある。

【適用すべきではない場面・活動の例】

○参加機会を担保していく必要がある、修学旅行や入学試験、選挙・投票、小中学校の対面授業等については、基本的な感染防止策を講じることとして、適用すべきではないと考えられる。

[] “ワクチン・検査パッケージ”の活用（続き）

(4) ワクチン接種歴及び検査結果の確認の方法

- ワクチン接種歴の確認については、接種済証や接種記録書を用いることが考えられる。なお、その利用にあたっては、ワクチンを2回接種後2週間経過している場合に有効とすることが考えられる。また、時間経過による感染予防効果の低減も考慮して、最後のワクチン接種後から一定期間のみ有効とすることも考えられる。
- 検査結果の確認については、PCR検査や抗原定量検査等又は抗原定性検査を医療機関や精度管理を行っている民間検査機関で受け、検体採取日時等が記載された検査結果証明書を手続きすることが考えられる。なお、“ワクチン・検査パッケージ”活用する現場で検査を実施した場合には、検査結果証明書を発行せず、検査の結果を以って確認することも考えられる。
- また、検査として抗体検査を活用することが可能か否かについて検討することも考えられる。

(5) “ワクチン・検査パッケージ”と緊急事態措置との関係

- 現在、多くの人々の共通の願いは可能な限り制約のない日常生活に徐々に戻していくことである。
- 一方、医療の逼迫が生じ緊急事態措置が課せられた場合には、上記(3)で示した場面・活動自体が制約されることもありうる。その場合には、その場面・活動で活用されている“ワクチン・検査パッケージ”が活用されない状況になることもありうる。

[] “ワクチン・検査パッケージ”が本格的に活用されるまで間の日常生活

○第 章では、ほとんどの希望者にワクチンが行き渡ると考えられる頃から活用できる“ワクチン・検査パッケージ”の考え方を示した。本考え方を示す時点では緊急事態宣言の期間中であり、いつ解除されるかは未定である。医療の逼迫が低減され緊急事態措置が解除された後には、“ワクチン・検査パッケージ”が本格的に活用されるまでの間であっても、具体的な扱いについては、感染状況等を踏まえて、例えば、飲食、イベント、移動、旅行等について段階的に進めていくことが考えられる。

[] 今後の国民的な議論に向けて

- ワクチン接種が進む中で、「ワクチン・検査パッケージ」やその他の科学技術を用いた合理的かつ効果的で納得感のある感染対策を通して、日常生活はどのように変わり得るのかについての考え方を分科会として示した。ただし、今回の考え方が人々の緩みに繋がらないことが重要である。
- 現在、日本に住む一人ひとりが、どのような日常生活を望むのかについて考えていく時期にきている。今回示した考え方を基に、海外の知見や最新の科学的知見を踏まえて、一般の人々や事業者等との対話を通して、例えば、「ワクチン・検査パッケージ」をルールとするか否か、その適用範囲をどうするか等の議論が深まることが期待される。
- 今後の日常生活についての国民的な議論において、本考え方が参考になれば幸いである。
- デルタ株など様々な新たな科学的知見を周知していくことが、国民的な議論に資すると考えられる。

ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方

令和 3 年 9 月 9 日

新型コロナウイルス感染症対策本部

1. コロナ禍からの回復を目指す日常生活の姿

令和 3 年 9 月 3 日の新型コロナウイルス感染症対策分科会が取りまとめた「考え方」¹においては、ほとんどの希望者にワクチンが行き渡る頃から、飲食店の第三者認証やワクチン・検査パッケージ（ワクチン接種歴及びPCR等の検査結果を基に、個人が他者に二次感染させるリスクが低いことを示す仕組み）等を活用した行動制限の緩和を提言している。

なお、分科会では、変異株の状況やワクチンの有効性などの知見も踏まえて、ステージについての新たな考え方を示す予定としている。

（参考）ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？（要旨）

- 感染は主にワクチン未接種者の間で広がる。アンケート調査に基づく「理想的な接種率」²では、この集団を中心に、接触機会を 40%程度低減³することで感染が一定水準に抑制され、また、入院者や重症者等が減少することが期待される。
- 同じアンケート調査に基づく「努力により到達し得る接種率」⁴では、ワクチン未接種者を中心に、接触機会を 50%程度低減⁵しなければ、感染を一定水準に抑制することが難しくなる。
- 人々の生活や社会活動の制限が一定程度必要な中で、科

¹ 「ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか？」

² 理想的な接種率（60代以上 90%、40-50代 80%、20-30代 75%）。

³ マスク着用や三密回避等で達成可能な水準

⁴ 努力により到達し得る接種率（60代以上 85%、40-50代 70%、20-30代 60%）

⁵ マスク着用等に加え、会食の人数制限やオンライン会議、テレワークなどで達成可能な水準

学技術⁶の一環として、「ワクチン・検査パッケージ」を活用した総合的な取組を導入することが必要になる。

今後、デルタ株による感染拡大には引き続き最大限の警戒が必要であるが、ワクチン接種の進捗や中和抗体治療の定着を含めた標準的治療の普及により重症化する患者数が抑制され、医療提供体制の強化とあいまって、病床が逼迫する状況がこれまでよりも生じにくくなっていくと考えられる。このように、感染拡大が生じても医療の逼迫等を通じて国民の命や健康を損なう事態を回避することが可能となれば、現在適用している様々な日常生活の制限を緩和し、感染対策と日常生活の回復に向けた取組を両立することが可能となる。

政府としては、引き続き、医療提供体制の確保、感染防止策の徹底、ワクチン接種の推進の三つの柱からなる対策に取り組む一方で、ワクチン接種の進捗状況を踏まえて、ワクチン接種が先行している海外主要国の取組も参考に、一定の条件の下で、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置地域（以下「緊急事態措置区域等」という。）において、様々な行動制限の縮小・見直しを進めていく。本取組を進めるに当たっては、ワクチンを接種していない人々が不利益を被ることがないように、十分配慮する必要がある。

なお、希望する全ての国民がワクチンを接種した段階においても、疾患により接種を受けられない人や希望しない人が一定数存在し、ワクチンの予防効果にも限界があることから、基本的な感染防止策は維持する。また、ワクチンを接種しても感染することがあり、人に感染させるリスクもあることを理解していただき、ハイリスクな場所・行動（例えば、密閉空間で多数の者が大声を発するような場所・行動）については、引き続き慎重に対応することを国民に求めていく。

各分野における制限緩和の基本的方向性は次のとおりであり、今後、自治体や事業者の方々との議論を含め、国民的な議論を踏まえて具体化を進めていく。こうした議論も踏まえ、業種別ガイドラインを改訂するほか、第三者認証制度等についても必要な見直しを行う。

⁶ 例えば、健康観察アプリや抗原定性検査（検査キット）、二酸化炭素濃度測定器（CO₂モニター）、二次元バーコード（QRコード）、下水サーベイランス等

(1) 飲食

飲食店は多くの人が日常的に利用するものであり、ワクチン接種者、未接種者が分け隔てなく利用できるよう、今後技術実証を行いつつ、ワクチン・検査パッケージや第三者認証の活用方法について検討する。その際、ワクチン・検査パッケージや第三者認証の活用やそれらの組み合わせに応じ、緊急事態措置区域等において、営業時間、酒類提供、会食等の制限について緩和する。

例えば、取組が先行している第三者認証制度を活用し、認証を受けた飲食店においては、営業時間等の制限を緩和。

さらに、例えば、ワクチン・検査パッケージを利用したグループの会食については、人数制限を緩和。

(2) イベント

イベントについては、特定の場所に同時に多数の人が集まることから、クラスターが発生した場合に影響が大きくなり得ることを踏まえ、会場内及び会場外の両方における感染防止に取り組む必要がある。また、個々の参加者にとってイベント参加の頻度は比較的少なくワクチン・検査パッケージが過度の負担にはならないと考えられることも踏まえ、今後の技術実証を踏まえたワクチン・検査パッケージを活用しつつ、次のような枠組で制限緩和を行う。

個々のイベントについて、安全計画(マスク着用、大声の抑制などの基本的感染対策や直行・直帰の徹底など感染防止策をパッケージで記載した計画)の策定、QRコードによる感染経路の追跡などの手法の活用を含む、包括的感染対策を実施した上で、

緊急事態措置区域等以外の地域においては、人数制限等について緩和・撤廃。

緊急事態措置区域等においても、人数制限等を緩和することを検討。

(3) 人の移動

旅行を始めとした県をまたぐ移動についても、ワクチン・検査を受けた者について次のような制限緩和を行う。

緊急事態措置区域等との間の移動に関し、原則、ワクチン・検査を受けた者は、県をまたぐ移動について国として自粛要請の対象に含めない。

これら対象者については、移動に伴う感染リスクは下がると考えられるが、感染対策と経済の回復を両立させる観点から、感

染の状況を十分に踏まえつつ、ワクチン・検査パッケージも活用して、観光振興策の実施を検討する。
ただし、この場合でも、移動先においてリスクの高い行動を避けることを引き続き求めていく必要がある。

(4) 学校

引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行う。緊急事態措置区域等において、大学等の部活動や課外活動における感染リスクの高い活動についても、ワクチン・検査パッケージを活用すること等により、原則可能とする。

なお、各都道府県において臨時の医療施設を含め感染拡大に備えた医療提供体制の強化を進めることが必要である。また、上記のような制限緩和が人流、感染状況等に及ぼす影響について注意深く検証しながら、問題がなければ、更なる制限緩和を実施する。他方、新たな変異株の出現などにより、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれ、例えば、緊急事態措置による更なる行動制限が必要となる場合などには、強い行動制限を機動的に国民に求めることがある。

2. 当面の経過措置

- ・ 社会全体で感染拡大が人々の日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすリスクが依然として高い状況にあることを踏まえつつ、今後回復を目指す日常生活への移行を円滑に進めるため、必要な技術実証に取り組むほか、一定の要件を満たした事業者について、営業時間、人数制限等の部分的な緩和を行う。
- ・ 例えば、飲食については、まん延防止等重点措置地域において、感染が下降傾向にある場合に、第三者認証店での酒類の提供を可能とし、営業時間の延長等を認める。飲食店に加え、イベントについても、ワクチン・検査パッケージ、QRコード等に関する技術実証を活用して人数制限等の部分的な緩和を行う。緊急事態措置区域等との間の移動(特に帰省や出張)については、ワクチン接種の状況に応じ、段階的に制限を緩和する。
- ・ また、制限緩和と並行して、感染拡大を防止するため、感染者の早期探知に資する抗原検査キット等による検査の普及、若年層

を中心としたワクチン接種率の向上に取り組む。

- ・ さらに、上記のような制限緩和が人流、感染状況等に及ぼす影響について注意深く検証しながら、その後の制限緩和について最終的に判断する。他方、新たな変異株の出現などにより、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれ、例えば、緊急事態措置による更なる行動制限が必要となる場合などには、強い行動制限を機動的に国民に求めることがある。

(了)

参考 1

ワクチン・検査パッケージ（イメージ）

ワクチン・検査パッケージでは、ワクチン接種歴又は検査により、いずれかを確認して、緩和措置の対象とすることを想定。ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、他の人に感染させる可能性もある。また、テスト結果が陰性でも感染していたり、他の人に感染させる可能性があることなど、ワクチン・検査パッケージの限界についても周知することが必要。

1) ワクチン接種歴

- ワクチン接種完了者であることを確認
- 確認すべきものは、2 回接種した際の予防接種済証(将来的には電子化も視野)
- 海外での接種者については、その国で発行された接種済み証

2) 検査

- 検査としては、主に PCR を推奨（抗原定性検査も想定）
抗原定量検査、LAMP 法も利用可能であり、扱いは PCR に準ずる
- 民間検査機関で受検した結果も認める
- 抗原定性検査は国の医療機器の承認を受けた製品の結果のみを使用
- PCR は 72 時間以内、抗原定性検査は 24 時間以内の検査結果が有効
- 検査費用には、基本的に公費投入はしない
検査結果が陰性でも感染している可能性があるため、基本的な感染防止策の徹底を継続

< 参考 > 検査ごとの整理

	PCR	抗原定性	(参考)抗原定量
精度	高い	体内ウイルス量が多い場合には高い	高い
無症状者への使用	使用可	推奨されていない	使用可
検査体制	機器等必要	キット等	機器等必要
所要時間	1 時間	15 ~ 30 分	30 分
使用検体	唾液等	鼻腔ぬぐい等	唾液等
有効期限	72 時間	24 時間	72 時間
費用	数万円 ~ 3 千円	数千円 別途証明書発行費用等が必要	数千円 ~ 1 万円

今後、海外でのワクチン接種歴、既感染者の取扱い等を含め、引き続き具体化に向けて検討

海外の最近の動向

1 アメリカ（ニューヨーク州）

日付	事項	ワクチン 2回接種率
20.5/29	生活必需品以外の小売店再開（収容率 50%）	
21.3/8	CDC「接種完了者に関する行動指針」。ワクチン接種者は屋内で他人と接する際のマスク着用必要なし	9.4%
4/5	州内カジノ、映画館、ボーリング等の夜間営業制限解除（飲食店は引き続き禁止）	18.6%
4/19	州内の飲食店の夜間営業制限緩和（深夜 0 時までの営業可能）	
4/26	州内の映画館、博物館・動物園の収容率制限緩和（映画館 33%、博物館・動物園 50%）	
5/7	州内の飲食店の店内営業収容率制限緩和（75%）	
5/13	CDC、3/8 付け指針を改定。ワクチン接種者は、店内飲食や屋外のコンサートやスポーツイベントについてもマスクの着用は必要なし	
5/19	CDC の指針変更を受け、州内におけるワクチン接種者の屋外でのマスク着用・身体間距離確保義務を解除 生活必需品以外の小売店、飲食店、博物館等の収容人数制限撤廃 大規模屋内イベントの収容率制限緩和（30%）	
6/15	州内の大規模屋内イベントの収容率制限撤廃	
7/27	CDC、ワクチン接種者について「マスク着用は不要」とする指針を、「感染拡大地域（全米の自治体中 63.5%の地域）においては、屋内の公共空間ではマスク着用を推奨」と見直し	48.6%
8/16	ニューヨーク市においてキー・トゥ・ニューヨークシティ・パス（Key to NYC Pass）を導入 証明の提示要請を「Key to NYC Pass」と呼称。ニューヨーク市の証明書「NYC Covid Safe Pass」及びニューヨーク州の証明書「NYS Excelsior Pass」等が使用可	56.6%

2 イギリス

日付	事項	ワクチン 2回接種率
2/22	ロックダウンの緩和計画発表	0.9%
3/8	緩和ステップ1	1.7%
3/29	学校の再開(3/8)、屋外集会制限緩和(6人以下)(3/29)等	6.1%
4/12	緩和ステップ2 生活必需品以外の小売店、理美容店、図書館等の公共施設再開、 屋内レジャー施設再開(同一世帯のみ)、飲食店の屋外営業再開、葬儀 30人・結婚式15人以下等	11.5%
5/17	緩和ステップ3 屋外集会制限緩和(30人以下)、屋内集会制限緩和(6人以下)、屋外 の劇場公演・映画館再開、飲食店の屋内営業再開、イベント開催条件 緩和(屋内収容率50%又は1,000人以下、屋外収容率50%又は4,000 人以下(屋外は着席時は収容率25%又は10,000人以下))、海外旅行 の一部再開(渡航先の感染状況及びワクチン接種状況により限定)等	30.1%
7/19	緩和ステップ4 全ての制限の解除。イングランドでは7/19から、社会的距離の確保と マスク着用、イベントの観客制限等の規制等を廃止。スコットランド、 ウェールズ、北アイルランドでは社会的距離の確保とマスク着用義務 や人数制限は継続 今秋の接種証明等の義務化に向けて調整中	53.4%

3 フランス

日付	事項	ワクチン 2回接種率
4/29	制限措置の緩和計画発表 緩和に向けたロードマップ(ステップ1~4) (1)10万人あたりの新規感染者数400人以上、(2)感染者数の急増、 (3)ICUがひっ迫となる危険がある場合、緩和措置を中止	9.3%
5/3	緩和ステップ1 移動距離制限解除、地方間移動制限解除、中学校・高等学校の対面授業再開等	10.0%
5/19	緩和ステップ2 夜間外出制限緩和(21時~翌6時以外)、生活必需品以外の小売店再開、 飲食店の屋外営業再開(収容率50%以下、テーブル当たり6人以下)、 文化・スポーツ施設再開(収容率35%以下又は屋内外1,000人以下) 等	
6/9	緩和ステップ3 夜間外出制限緩和(23時~翌6時以外)、飲食店の屋内営業再開(収容率50%以下、テーブル当たり6人以下)・屋外営業制限緩和(収容率制限解除、テーブル当たり6人以下) 大規模集会等にパス・サニテール(衛生パスポート)を導入 パス・サニテール提示により文化・スポーツ施設収容人数制限緩和(収容率65%以下又は屋内外5,000人まで)等	19.6%
6/20	緩和ステップ4(一部前倒し) 夜間外出制限解除	
6/30	緩和ステップ4 飲食店の営業制限解除、パス・サニテール提示で1,000人以上のイベントに参加許可等	
7/21	50名以上が集まる娯楽・文化施設の入場にパス・サニテール提示を義務化(12~17歳は9/30から義務化)	43.5%
8/9	カフェ、レストラン、ショッピングセンター、病院、飛行機、電車、長距離バスの利用時にパス・サニテール提示を義務化(12~17歳は9/30から義務化)	50.2%

4 ドイツ

日付	事項	ワクチン 2回接種率
4/22	改正感染症予防法の成立(4/23 施行、6/30 までの時限立法) 全土での統一的なサーキット・ブレイカーの導入 過去7日間の人口10万人当たり新規感染者数100人超が3日連続の市郡において以下の措置を適用 (1)夜間外出制限(22時～翌5時)、(2)接触制限(屋内外で別世帯の1人まで)、(3)飲食店等の閉鎖、(4)(新規感染者数165人超が3日連続の場合)対面授業の禁止等	6.9%
5/9	ワクチン接種証明書及び快復証明書を導入	9.5%
6/30	改正感染症予防法(サーキット・ブレイカーを規定)が失効。首相と各州の長による感染対策に関する協議が再開	37.1%
8/10	連邦政府と州政府の協議の結果、以下を決定 ・無料の検査を10/11より有料化 ・8/23までにワクチン接種者、快復者、検査陰性者(3G)にのみ病院、高齢者施設、飲食店での屋内飲食、屋内イベント、宿泊等を認める措置を各州が導入	55.3%